

官報

号外 昭和四十三年四月十九日

第五十八回 衆議院會議録 第二十六号(一)

昭和四十三年四月十九日(金曜日)

昭和四十三年四月十九日
午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件

森林法の一部を改正する法律案(第五十五回国会、内閣提出)(参議院回付)

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)(越旨説明及び質疑)

南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(内閣提出)(越旨説明及び質疑)

都市計画法案(第五十五回国会、内閣提出)

都市計画法施行法案(内閣提出)

午後二時十七分開議
○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

森林法の一部を改正する法律案(第五十五回国会、内閣提出)(参議院回付)

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

参議院から、第五十五回国会内閣提出、森林法の一部を改正する法律案が回付されました。この際、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

森林法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

森林法の一部を改正する法律案(第五十五回国会内閣提出衆議院継続審査)

貴院から送付された右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十三年四月十九日

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一) 森林法の一部を改正する法律案(参議院回付)

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 石井光次郎殿

(小字及び一は修正)

森林法の一部を改正する法律

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「十年」を「十五年」に改める。

第五条第一項中「政令で定めるところにより」を削り、「森林計画区別に」の下に「五年ごとに」を加え、「五年を一期とする」を「十年を一期とする」に改める。

第八条の見出し中「森林計画」を「地域森林計画」に改める。

第十条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次条第五項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において準用する次条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合

第十一条から第二十条までを次のように改める。

(森林施業計画)

第十一条 森林所有者は、省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 森林施業計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める森林施業に関する長期の方針に基づいて作成しなければならない。

3 森林施業計画には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積

二 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法

三 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法

四 保育の種類別の面積

五 その他省令で定める事項

4 第一項の規定による認定の請求は、第二項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の省令で定める書類を添えてしなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施業計画の内容が左の各号に掲げる要件のすべてをみたすときは、当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 森林施業計画の対象とする森林(政令で定めるものを除く)の規模に応じ、森林生産の保護及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、政令で定める樹種又は林相の改良その他の森林施業の合理化に関する基準に適合していること。

二 地域森林計画の内容に照らして適当であると認められること。

(森林施業計画の変更)

第十二条 前条第五項の認定を受けた森林所有者

衆議院資料課

昭和四十二年四月十九日 衆議院會議第二十六号(一) 森林法の一部を改正する法律案(參議院回付)

(以下「認定森林所有者」という。)は、左の各号に掲げる場合には、当該森林施業計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者は、省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

一 当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林の一部につき森林所有者でなくなつた場合、当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林と当該認定森林所有者が森林所有者である森林との範囲が異なることとなつた場合

二 当該認定森林所有者が次条の規定による通知を受けた場合

2 認定森林所有者は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林施業計画の変更を必要とする場合には、省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

3 前二項の規定による認定の請求については、前条第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「森林施業計画」とあるのは「当該変更後の森林施業計画」と、「作成し」とあるのは「作成されたものとなるようにし」と、同条第五項中「当該森林施業計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林施業計画の内容」とであるのは「当該変更後の森林施業計画」と読み替へるものとする。

計画の内容」と、「当該森林施業計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替へるものとする。

(森林施業計画の変更に関する通知)

第十三条 都道府県知事は、第十一条第五項の規定に係る森林施業計画(その変更につき前条第三項において準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの。)の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなつたと認めるときは、当該森林施業計画に係る認定森林所有者に対し、当該森林施業計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

(森林施業計画の遵守)

第十四条 認定森林所有者は、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、当該森林施業計画の対象とする森林の施業について当該森林施業計画を遵守しなければならない。

(森林施業計画に係る森林の伐採等の届出)

第十五条 認定森林所有者は、当該森林施業計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合その他省令で定める場合には、省令で定めるところにより、都道府県知事にその届出書を提出しなければならない。

(認定の取消し)

第十六条 都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合には、当該森林施業計画に係る第十一条第五項の認定を取り消すことができる。

一 認定森林所有者が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。

二 認定森林所有者が、第十四条の規定に違反していると認められるとき。

三 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

(死亡又は解散の場合の包括承継人に対する効力等)

第十七条 第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の規定又はこれらの規定に基づく省令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第十一条第一項の規定による認定の請求をした者又は認定森林所有者が死亡し、又は合併により解散した場合においては、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

2 前項に規定する場合には、同項の包括承継人は、省令で定めるところにより、都道府県知事にその届出書を提出しなければならない。

3 第一項に規定する処分、手続その他の行為については、第三条の規定は、適用しない。

(数人共同の森林施業計画)

第十八条 森林所有者は、数人共同して、一の森林施業計画を作成し、これを第十一条第一項の都道府県知事に提出して、当該森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることが

できる。

2 前項の森林施業計画に関しては、前七条の規定の適用があるものとする。この場合において、第十一条第二項中「当該森林所有者が定めるところは」は「当該森林所有者が共同して定める」と、第十二条第一項中「左の各号に掲げる場合には」とあるのは「左の各号に掲げる場合には、共同して(当該認定森林所有者のうちに森林所有者でなくなつた者があるときは、その者を除き共同して)」と、同条第二項中「変更を必要とする場合には」とあるのは「変更を必要とする場合には、共同して」とする。

(数都道府県にわたる事項の処理等)

第十九条 森林施業計画の対象とする森林の所在地が二以上の都道府県にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から前条までにおいて都道府県知事の権限に属させた事項は、農林大臣が処理する。

2 農林大臣は、前項の規定により第十一条第五項(第十二条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の認定又は第十三条の規定による通知をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により第十一条第五項の認定又は第十六条の規定による認定の取消しをしたときは、関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(農林大臣及び都道府県知事の援助)

第二十條 農林大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに森林施業計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

第七十九條第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 組合員のための森林施業計画の作成
第九十二條第三号中「行ふ」を「行なふ」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 森林施業計画に關し都道府県知事が行なう事務に要する費用

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十條第二項第一号の次に一号を加える改正規定、第十一條から第二十條までの改正規定、第七十九條第二項第六号の次に一号を加える改正規定及び第九十二條の改正規定は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の森林法（以下「旧法」という。）第四條又は第五條の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、改正後の森林法（以下「新法」という。）第四條又は第五條の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

3 農林大臣は、この法律の施行の日から起算し

て三十日以内に、この法律の施行の際現に旧法（昭和四十三年四月一日）の第四條の規定により、昭和三十二年四月一日をその期間の始期とするもの、同日以降十五年間をその期間とするものに變更しなげ全國森林計画をたてなければならぬ。

この場合には、新法第四條第四項及び第五項の規定を準用する。

4 都道府県知事は、前項の全國森林計画につき同項において準用する。

○新法第四條第五項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、この法律の施行の際現に旧法第五條の規定によりたてられている地域森林計画を、当該地域森林計画の始期とされてゐる日以降十年間をその期間とするものに変更しなければならぬ。この場合には、新法第五條第四項及び第五項並びに第七條の規定を準用する。

○議長（石井光次郎君） 採決いたします。

本案の參議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（石井光次郎君） 起立多数。よつて、參議院の修正に同意するに決しました。

○議長（石井光次郎君） 起立多数。よつて、參議院の修正に同意するに決しました。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（石井光次郎君） 内閣提出、教育公務員特例法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明

明を求めます。文部大臣尾崎弘吉君。

【國務大臣尾崎弘吉君登壇】

○國務大臣（尾崎弘吉君） 教育公務員特例法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、教育の重要性にかんがみ、これに携わる教員の給与につきまして、かねてから特に留意してきたところでありますが、このたび、国立及び公立の小学校、中学校、高等学校等の教員について、その勤務の態様の特殊性を考慮し、これに、当分の間、特別の手当を支給する等の措置を講ずるため、この法律案を提出したものであります。

次に、法律案の概要について申し上げます。

第一は、国立の小学校、中学校、高等学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の教員には、その勤務の態様の特殊性に基づき、教職特別手当を支給することとし、これに伴い、この手当の支給を受ける者には、超過勤務手当及び休日給を支給しないこととしたしました。教職特別手当の額は、俸給の月額並びにこれに対する調整手当及び暫定手当の月額の合計額の百分の四に相当する額といたしております。

なお、俸給の特別調整額を受ける者には、この手当を支給しないこととし、教職特別手当に關し、必要な事項は人事院規則で定めることとしたしております。

第二は、国立学校の教員に支給される教職特別手当に關する事項は、人事院の勧告にかかる事項とし、一般職の職員の給与に關する法律に定める給与と同様に、人事院の研究、勧告の対象といたしております。

第三は、公立学校の教育公務員の給与の種類及び額は、国立学校の教育公務員の給与の種類及び額を基準として支給されることとなつてゐるため、今回国立の小学校、中学校、高等学校等の教員に教職特別手当が支給されることにより、公立のこれらの学校の教員に対しても教職特別手当が支給されることとなることに伴い、これらの教員については、時間外の勤務等に対する割増し賃金の支払いを定める労働基準法の規定は適用しないこととする。公務のために臨時の必要がある場合には、時間外の勤務を命ずることができるとすること等、所要の規定を整備しようとするものであります。なお、時間外の勤務を命ずる場合には、教員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならないこととしたしております。

以上の措置は、いずれも当分の間の措置として行なうものでありますので、教育公務員特例法の附則の部分の改正によることとしたしました。

第四は、市町村立の小学校、中学校等の教員に支給されることとなる教職特別手当は、これらの教員にかかる他の給与と同様に都道府県の負担する給与とし、国庫負担の対象とする等、関係法律について所要の規定の整備をはかりました。

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号（一）

森林法の一部を改正する法律案（參議院附付）の趣旨説明

教育公務員特例法の一部を改正する法律案についての尾崎文部大臣

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一) 教育公務員特例法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する唐橋東君の質疑

七〇八

第五は、この法律は、昭和四十四年一月一日から施行することとした。

以上が教育公務員特例法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。唐橋東君。

〔唐橋東君登壇〕

○唐橋東君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました教育公務員特例法の一部を改正する法律案に對し、佐藤総理並びに関係閣僚、人事院總裁に質問をいたします。

具体的な質問事項に入る前に、この法案制定のねらいは何かを見ますと、全く自民党政府の教育支配、政治権力の教育介入以外の何ものでもない、と断言せざるを得ないのでございます。(拍手)

申し上げるまでもなく、教職員は、明治憲法下においては、天皇の官公吏として官吏服務規律のもとで、超国家主義教育の実践者とし、聖職として無定量の勤務を要請され、実行してまいりました。現憲法が制定され、初めて教師も人権を守られ、近代的な労働法下で勤務条件としての時間制が確立しました。それが、このたびの法案では、教職特別手当なるものを新設しまして、時間外勞

働に對する割増し金制度に立っている労働基準法の基本をくずしてまで成立させようとするのは、自民党や文部官僚がどのように抗弁しようとも、教師から労働者の意識をなくし、時間外でも命令どおりに働かせることによって、ひたすら政府の方針に忠実なる公務員に仕上げようとするものであり、近年、はなはだしくなった政党的教育支配、政治権力の教育介入を一そうやりやすくしようとする悪質なるたくらみであることは火を見るよりも明らかであります。(拍手)

このことは、この法案提出までの経過を見れば、なお一そう明らかであります。すなわち、四年前、中村文部大臣は、超過勤務手当支給の方針を明らかにし、全国の実態調査をした結果、その実態が明らかとなりました。したがって、四十三年度より実施することにし、剣本前文部大臣もしばしば国会において言明し、超過勤務手当として六十三億円の予算を要求しました。しかるに、戦前のような国家主義、軍国主義教育に郷愁を持つ前近代的な自民党議員の一部がこれをねね返し、佐藤総理の民族意識の高揚、灘尾文部大臣の国防意識の涵養という方向と一体となって、現在の労働法体制をくずしてまでも強行しようとしてきたものでございます。

教育委員会法の改正、勤労の実施、学力テスト、教科書検定、指導要領の改正、管理職の設置、日の丸、君が代の強制、紀元節の設定や、さらには今回の明治百年記念等、一連の中で意図し

ているものは、教育の中央集権体制の確立であり、この法案によってさらにこれを一歩前進せしめようとするものであります。またILO、ユネスコの国際条約の精神を踏みにじってまで強行しようとしているのであります。おそれるべき反動の実体がここにあらわれているのであります。(拍手)だからこそ、党内からも右傾化が批判され、ごく最近の世論調査の結果では、佐藤内閣の支持率は三〇%を割ったではございませんか。したがって、このような反動法案を撤回することを強く要望して、以下質問に入りたいと思います。

(拍手)

第一、佐藤総理の教育に對する基本的姿勢についてお伺いいたします。

総理は、施政方針演説で、民族の理想を実現し、民族の活力を保持するためには、日本人が独立の気概を持って強調いたしました。しかし、佐藤総理の言う民族精神の高揚は、第一に、個人の基本的な人権の制限、国民生活の抑圧の意図が明らかになっていることでもあります。第二に、独立の気概の強調が、中国の敵視と、そこから起こる第三次防衛計画とを結びつけていることでもあります。だから、当然のことである民族精神の高揚も、平和に徹するとの呼びかけも、国民は信頼しておりません。それは、ちょうど戦前の軍国主義者が唱えましたが、東洋の平和と、佐藤総理が力説する極東の平和が同じであることを国民は知っているからでございます。(拍手)しいて相違する点を

あげれば、戦前は日本が自主独立でわが道を進んだのに対し、あなたは、安保体制のもとでアメリカ追従の道を進んでいることではありませんか。しかし、このことはかえって戦前以上の危機の念を国民に与えていることもまた事実でございます。これに對する所見をお伺いいたします。

次に、民族意識の高揚についてお伺いいたしますが、いま、政府・自民党は、明治百年の諸行事を政府の主催のもとに、民族意識高揚の資としていいます。この場合、明治の歴史に對する政府のとらえ方が問題でございます。確かに明治は、日本歴史の上で近代化に成功した輝かしい時代でありました。それは藩という極端な封建制をくずし、士農工商という身分の差別を撤廃して、個人の自由を認めたとともに明治初期の意義がございましょう。しかし、その後の明治政府は、初期の自由を臣民の義務に切りかえ、日清、日露を通じて大陸侵略政策に踏み込みました。そして、民主主義を抹殺した事実が銘記しなければなりません。過去の歴史の一部を強調して国民を引っぱることはなくて、ほんとうの民族の連帯感を深め、祖国愛を養おうとするならば、過去の歴史の全体を知るとともに、現時点における政治の浄化による政治不信の解消、物価安定による経済不安並びに住宅、税制等における不平等の解消、アメリカ一辺倒より脱する独立の外交等、ただいま直ちに実行する問題は山積しております。(拍手)この

方向を打ち出してこそ、侵略戦争の道に進んだ明治の歴史を克服し、真の、独立の気概にあふれ、平和を樹立する充実した民族精神が育つのであり、ここに教育の焦点もなければならぬと思うのでありますが、総理の所見をお伺いするのであります。(拍手)

第二に、教育行政の基本的要件である政治権力の介入の排除、すなわち教育の中立性の確保についてお伺いいたします。

政党政治の中で最も大切なことは、そのときの政権担当者並びに責任政党が持つておりますところの教育政策を国民に強要したり、学問の自由を束縛し、政治を批判する者を排除してはならないことでもあります。だからこそ、教育基本法第十条には、教育は、不当な支配に屈することのないようにと明記してありますし、第八条には、政治教育の尊重を取り上げています。政治教育の実施は、高い理想のもとにおける現実の政治の自由な批判から出発します。この自由な批判の中にあつて、初めて民主主義の発展と政治への信頼性が樹立いたします。

しかるに現在、ベトナム反戦を口にすれば偏向とされ、教育の中立の名によって、教育の場に政治問題を持ち込ませないようにして、持ち込めば偏向教育者とのらく印を押すようになりまして、全く戦前の平和主義者の弾圧と同じ様相を呈してまいりました。(拍手)これをいま改め、権力の介入を排した正しい教育の中立性を確立し、高

い批判精神に富む教育の場としなかつたならば、総理は、戦前の戦犯が歩んだ道を再び歩んでいることとなるのであります。これに対する所見をお伺いしたいと思います。(拍手)

第三にお伺いしますことは、責任政治のあり方についてお伺いいたします。

い方でありまして、ILOの勧告に従うべき責任を持つ行政府として、ILO、ユネスコ勧告に対処する基本的な方針を明確にお伺いしたいのでございます。

第二点は、中央労働基準審議会の諮問を経ないで決定している理由についてお伺いいたします。

端的に申し上げまして、四年前、中村文部大臣は約束しました。剣木前文部大臣もまた約束をし、国会においてあるいは教育団体との約束において、超過勤務手当を支給すると言明したのでございます。同一の政党、同一の総理のもとでござい

す。行政の責任から見て、総理は、文部大臣がかわろうがかわるまいが、この約束を実施することによってのみ政党政治が成立いたします。このように約束を中途で変えた場合の責任の所在に

対し、総理大臣としてどう考えておられるのか、また、国権の最高機関である国会において言明した責任をどうお考えになっておられるのか。前大臣は、明らかに現行法上の超過勤務手当の支給を約束しているのではありませんか、お伺いする次第でございます。(拍手)

次に、文部大臣に対し、現在までの経過の中から、まず次の四点をお伺いいたします。

第一点は、ILO、ユネスコ勧告にもあるとおり、教員の給与、勤務条件については、教員団体と交渉してきめるべきものであるとされておりますが、今回は、政府が一方的に決定し、あとになって関係五団体を集めて、単に説明会を開いたやうでございますが、これは明らかに勧告に反したやう

でございます。ILOの勧告に従うべき責任を持つ行政府として、ILO、ユネスコ勧告に対処する基本的な方針を明確にお伺いしたいのでございます。

第二点は、中央労働基準審議会の諮問を経ないで決定している理由についてお伺いいたします。

すなわち、この内容は、労基法の根本であり、時間外労働の割増賃金制の適用排除であり、時間外勤務に對しても超過勤務手当の形で支給しないという超勤の性格を変更する重大な意味を持つております。換言すれば、現在の労働基準法の拘束

次、お伺いしますことは、この手当支給の基

本となりまして教員の勤務の態様の特殊性とい

ことは何をさすかということでございます。すな

わち、態様の特殊性を超過勤務時間のとらえ方が

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一) 教育公務員特例法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する唐橋東君の質疑

七二〇

にかかわる事項とせざるを得なくなつたようでございますが、少なくとも性格が変わつたならば、その時点で人事院の意向を聞き、勧告を得てから実施すべきであると思つてございしますが、どうでしょう。このような行政の系統体系を乱した文部大臣の所見をお伺いする次第でございします。

文部省は、いまや自民党文教部会の出先機関であるといわれておることを大臣は知っておられると思ひます。(拍手)政治権力の教育介入のはなはだしきあらわれであり、大臣はこの介入を排除する任務を持つことを自覚されたいと思ひます。

次に、労働大臣にお伺いいたします。

現行法では、明らかに教職員に超過勤務手当を支給することになっております。それが従来超過の命令をしないために手当を支給しなかつただけであります。今回、時間外に対する報酬として四割を一律に支給することになったわけですが、ここで疑問なのは、第一に、実態調査でも明らかにしたように、小、中、高等学校の超過勤務時間にはみな別々でございします。これを一律に、いつでもどこでも時間外勤務として、勤務した時間に関係なく支給することは、労基法の割増し賃金制を根本からくずすものでありますが、こんなことが労働基準法のたてまえからいつて許されることなのですか。災害その他避けることのできない事由による場合でなくて、平常の場合、このようなことが許されるものではございせん。所見をお伺いいたします。

第二は、前述のように、それぞれの超過勤務時間は考えなくてもよろしい。他方では労基法のいわゆる三六協定もできないとされておりますので、業務命令によつて無定量勤務に追いやられることは当然出てまいります。そのため、法の体系から見ても、全く竹を木についだように「健康及び福祉を害しないように考慮しなければならぬ」と付記したのであります。もしこれを付記しないと、真正面から憲法の生存権違反となることをおそれたためでございましょう。しかし、この文をつけてみても、その判断は管理者側の自由裁量によりますので、現実としては、無定量勤務となり、四割をこえることは当然出てまいります。このように四割をこえた場合でも、一律に四割で押えることになっておりますが、このことは明らかに労基法の最低基準の原則に反することになります。これをどう処置するお考えでありますか、所見をお伺いいたします。(拍手)

人事院総裁にお伺いいたしますことは、今次改正案は、他の公務員との均衡を根本的にこわしておりますが、これは人事院として見のがし得ないものだと思いますが、いかがでありますか。すなわち、国家公務員は、国公法附則十六条で労基法の適用除外を規定しておるが、同法第一次改正法の附則第三条で、当分の間労基法の規定が準用され、人事院規則でこまかく定められております。地方公務員は、地公法上、一部適用除外の定めがあるが、そのほとんどが適用されております。両

者とも、時間外勤務制度が確立されているにもかかわらず、同一公務員の教員のみが労基法三十七条を全面排除することは、他の公務員との均衡を著しく失した措置となるのであります。この不均衡を認められるのですか、お伺いいたします。

以上申し上げましたように、現在の法体系から見ても全く矛盾の多いものであり、総括的に見ますと、憲法の精神に違反する法案であります。(拍手)また手続上から見ても全く不完全であります。したがつて、これを撤回していくことが正しい教育を樹立することでありまして、再び撤回を要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤栄作君) 答へいたします。〕

民族精神の高揚が国民生活を圧迫する、こう言われまが、私にはその論理がよくわかりません。私は、民族を愛し、祖国を思い、祖国を守り、祖国に尽くすということを説いてまいっております。(拍手)国民生活を圧迫するといふようなものではございせん。同時にまた、私は、しばしば独立、自主、これを唱えております。そうして、独立の気概を持って国民に呼びかけております。「独立心なき者は国を思ふこと深切ならず」、これは福澤先生の喝破されたことばであります。

(拍手)このことばが中共敵視政策につながる、そういう論理も、頭が悪いのか私にはわかりません。

次に、明治百年の行事についてお尋ねがありました。私は、この明治百年のとりえ方について、その歴史をどうとらえるかが問題だと言われる事柄につきましても、一応考えざるを得ないと思ひます。しかし、私が明治百年の行事を行ないますことは、いたずらに懷古趣味でかようなことを申すのでもありません。私どもは過去百年の間にすばらしい発展をいたしてまいりました。そして現状は一体どうか、これからは一体日本をどう持っていけばいいのか、私どもはそれをひとつ考へてみたいのであります。(拍手)過去を考え、未来に向かつて、りっぱな日本国民、日本国をつくつて、そしてこれを次の世代に引き継ぐ、これがわれわれに課せられた使命だ、かように私は考へるのであります。(拍手)このことは、ただ政治の場ばかりではございせん。教育の場におきましても同じことが言えるのであります。どうかそういう意味で御理解をいただきたい。

次に、教育の中立性、権力支配を排せ、こういうお話がありました。私が申すまでもなく、御記憶にあるように、良識ある公民たるに必要な政治的教養、これは教育上十分尊重すべきものであると考へております。同時に、教育の政治的中立性を確保することも重要な課題であります。党派的な勢力の不当な影響または支配から教育は守らなければなりません。(拍手)その意味におきまして、中立性ということばは理解ができるのであります。

す。

次に、責任政治という点から、中村元文相あるいは剣木前文相当時話したこと、今回の措置が違うではないか、こういう御指摘であります。

しかし、両大臣とも当時十分教員の勤務状況を調査した上で、そうして教員の超過勤務について何らかの措置をとると言ってきたのであります。

私も今日のこの調査によりまして、今回この種の手当を支給することが、教員の特殊な勤務状況から最も適当なる給与制度である、かように考えてた提議をしておるのであります。(拍手)

この案を撤回しろ、かようにお話でございますが、私は撤回はいたしません。委員会におきまして十分御審議のほどをお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣尾崎弘吉君登壇〕

○国務大臣(尾崎弘吉君) お答えいたします。

まずILO、ユネスコの勧告にかかわる、いわゆる教員の地位に関する勧告についてでございますが、これは世界的な教員の不足という実情にかんがみまして、近代社会の発展に貢献すべき教員の地位を高めることを目的として採択されたものと承知いたしております。しかし、世界の国々の国情はいろいろ異なっておるわけでありまして、教育制度もいろいろありますので、勧告という、すなわち法的拘束力のない形式をとつたものと存じます。したがって、この勧告につきましては、わが国の種々な事情を考慮しながら、わが国みず

からの立場に立ちまして、教員の処遇改善をはかる上の参考といたしたいと存じております。なお、わが国の現行制度におきましては、公務員の給与の決定につきましては職員団体と協議しなければならぬということにはなっておらないのであります。

次に、中央労働基準審議会の諮問の關係について申し上げますが、現在におきましては、労働基準法は国家公務員たる教員には原則として適用はございません。地方公務員たる教員につきましては、一部を除いて適用がございまして、その監督権限は、御承知のように、地方公共団体の人事委員会等にあるわけでございまして、労働基準監督機關の権限は及ばないことになっております。

また、今回の改正法案は、労働基準法を直接改正するものではございません。教育公務員特例法の一部改正でございまして、その結果として、国立の小、中、高等学校等の教員につき、労働基準法第三十七條等を適用しないこととするものであります。

労働省におかれましては、以上につき、慎重に検討せられました結果、今回の措置は実質的には公務員關係の問題であること、また前例に徴しても、このようなケースについて諮問した例がないこと等を考慮せられまして、今回の措置につき、労働省の附屬機關である中央労働基準審議会に對して諮問せられなかつた、私も承つてお

るのであります。したがって、今回の教育公務員特例法の一部改正が、この審議会の審議の結果や答申を得た上でなければ提案すべきではないというお考えには、賛成いたしかねる次第であります。

次に、教員の勤務態様の特殊性に関する御質問でございますが、勤務態様の特殊性とは、小学校、中学校、高等学校等の教員につきましては、いわゆる特別教育活動の指導でありますとか、家庭訪問でありますとか、学校行事の実施等が正規の勤務時間をこえて行なわれる場合がありますが、これらはその性質から見ましても、勤務した時間の長短に對して手当の額を算定することが必ずしも適切でないと存じます。また、その勤務の場所から見ましても、学校を離れて行なわれるものが含まれておるわけであります。管理、監督の地位にある者が、その勤務の実態を直接に把握することも困難な特殊の事情があるわけであります。

なお、本来、勤務時間内に仕事が行なわれるというところはきわめて望ましいことであります。文部省としましては、今後におきましても勤務時間の適正、合理的な運営を指導することといたしておるわけでございまして、いわゆる無定量の勤務を教員にしているというような不合理な考え方は全く持っておりません。

次に、公立の大学、高専、幼稚園の教員に対する教職特別手当の關係でございしますが、小学校、中学校及び高等学校の教員には、特別教育活動の指導、家庭訪問等、ただいま申し上げましたような仕事がございます。大学、高専等の教員とは趣を異にする勤務の態様があると存じます。また、昭和四十一年度に、特にこれら小、中、高等学校の教員の勤務状況につきまして調査を行ないました結果、正規の勤務時間をこえて仕事をしているという実態が認められたわけでございまして、そこで、このたびの暫定措置としましては、当面、特にこれらの学校の教員に對して、この手当を支給することとしたものであります。

なお、小、中、高等学校の教員に限らず、大学、高専等の教員にも、一般の公務員とは異なる勤務の特殊性があると考えますが、これらの学校種別を含めた教員全般の給与体系や勤務時間等につきましては、今後十分に検討いたしまして、改善を加えたいと存じておる次第であります。

次に、この法案と人事院の勧告との關係についての御質疑でございます。教員につきましては、原則として超過勤務を命じない。このような立場に立ちまして、従来から指導をしてきたところでございまして、先ほど申しましたように、昭和四十一年度に行ないました教職員の勤務状況調査の結果により、小学校、中学校及び高等学校の教員の正規の勤務時間をこえる仕事について、その状況が明らかになりました。今回の給与改善措置は、このような教員の勤務の実態と関連して、当面、暫定措置として行なうものであること、そ

昭和四十二年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一)

教育公務員特例法の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する唐橋東君の質疑 南方諸島及びその他の諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結に對して承認を求めめるの件に對しての三木外務大臣の趣旨説明

七二二

の措置の対象が、小学校、中学校、高等学校等の教員に限られたものであるとともに、措置の内容が、本法のような基本的な給与に変更を加えるものでなく、給与の一部である手当の創設であること、また、給与の改善措置を行なうにあたつては、制度的には必ずしも人事院の勧告を経なければならぬことにはなっていないことの理由から、人事院の勧告を待つことなく措置することとなつたものでございますが、今回のこの法案の作成にあたりましては、人事院にも御相談をいたしまして、作成いたしましたような次第でございますので、何とぞ御了承をいただきたいと存じます。

最後に、この法案は、もとより教員の給与改善に關する暫定の措置でございます。本年度以降、教員の給与の実態等につきまして、十分に調査を遂げまして、願わくば、りっぱな、特別な給与体系をつくりたいものと、私どもは念願いたしておる次第であります。(拍手)これをもち、あるいは教育の中央集権化であるとか、あるいは教育の中立侵害であるとか、あるいは反動政策であるとかいふことは、およそ当たらないものと私は考へる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣小川平二君登壇〕
○國務大臣(小川平二君) お答えいたします。教職員の勤務が所定労働時間内において行なわれることが望ましいことは、申すまでもございません。ただいま文部大臣から答弁のございましたように、文部省は、従来原則として超過勤務を命じないことを指導の方針としてとつてきておりますが、労働省といたしましては、この方針は適切でございますから、今後ともこれを堅持してまいりますよう、特に要請したところでございます。

このたびの改正法案におきましても、教員に超過勤務を命じます場合には、第一に、公務のため臨時の必要があること、第二に、その健康及び福祉を害しないように考慮すること、この二つの要件を満たす必要があることといたしております。したがうしまして、無制限に、無定量的時間外勤務が命じられるということは起こり得ないと考へております。

なお、今回超過勤務手当にかえて創設されます教職員特別手当は、教職員の正規の勤務時間をこえる勤務が、時間的な計測になじまないものであり、また勤務の場所等から見まして、管理者がその勤務の実態を直接把握し得ない種類のものがある。このことにかんがみまして、これが一律に支給されることは、やむを得ないと存じます。なお、教員の超過勤務時間が、個々の教員の間で著しい差異が生ずることは、もとより好ましくございません。したがうしまして、職務の分担、勤務時間の割り振り等については、今後文部省で適切な指導をされると聞いておる次第でございます。(拍手)

〔政府委員佐藤達夫君登壇〕

○政府委員(佐藤達夫君) お答え申し上げます。御承知のとおり、人事院は、地方公務員たる教員の方々は所管しておりませんので、私といたしましては、国立学校の教員に關する面についてお答え申し上げます。

御承知のとおり、先ほどお尋ねの勞基法三十六条、三十七条の關係は、実は教員を含めまして一般の國家公務員につきましては、給与法及び關係の規則で例外が設けられておりまして、現在これらの勞基法の規定は準用にはなつておらない実情でございます。したがうしまして、國家公務員たる先生に關する限りにおいては、今回の法案では、その点については変更はないということになるわけでございます。したがうしまして、人事院として残る問題は、超過勤務手当を支給せずに、特別の手当を支給することはどうかという問題が残るわけでありまして、これは御指摘のとおり、相当大きな問題でございますけれども、全然これが例がないわけでもないわけでありまして、御承知のように、超過勤務にかかります特別調整額というような制度も一部にはございますので、全然その例のないものとは申し上げられません。したがうしまして、今度の案も絶対にこれは不可であるということにはならないと思ひます。

ただ、具体的問題としては、本案に關連いたしました、大學、それから高等専門學校、これらの先生方を一体どうしていただけるかというようない問題なども含めまして、具体的には、私ども人事院として、まだ研究すべき問題があるわけでありまして、したがうしまして、先ほど文部大臣がおっしゃいましたように、人事院に對して、この法案についての意見は確かに聞かれておるわけでありまして、私どもとしては、いま申しましたようなことを述べまして、しかし、本案は法文にも明らかに立法になっておりますので、私どもとしては、暫定措置としてはこれを了承いたします。しかし先ほど申しましたような諸点について、なお今後検討を続けてまいりたい、こういう気持ちでおるわけでございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

南方諸島及びその他の諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結に對して承認を求めめるの件及び小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(石井光次郎君) 南方諸島及びその他の諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結に對して承認を求めめるの件、及び、内閣提出、小笠原諸島の復帰に伴う法令の暫定措置等に関する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。外務大臣三木武夫君。

〔國務大臣三木武夫君登壇〕

○國務大臣(三木武夫君) 本年四月五日(東京)において署名いたしました南方諸島及びその他の諸島に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めるとの件につき、趣旨の御説明を申し上げたいと思ひます。

佐藤總理大臣とジョンソン大統領は、昨年十一月十四日及び十五日にワシントンで行なわれた会谈において、小笠原群島等の南方諸島及びその他の諸島の地位について検討し、これらの諸島の日本國への早期復歸を達成するための具体的取りきめについて日米兩國が直ちに協議に入ることに合意いたしました。よつて、政府は、昨年十一月以降米側との間に協議を行ない、協定案作成の作業を進めました結果、最終的合意に達しましたので、本年四月五日に東京で、外務大臣と米側ジョンソン駐日大使との間で協定の署名が行なわれた次第であります。

この協定は、本文六カ条からなつておりますが、以下簡単に逐条御説明いたします。

第一条は、米國が小笠原群島等について平和条約第三条に基づくすべての權利及び利益を日本國のために放棄し、日本國がこの協定発効の日からこれらの諸島の行政、立法及び司法上のすべての權力を行使する権能及び責任を引き受けることを規定しております。

第二条は、安全保障条約等日米間に締結された諸條約が、この協定発効の日から小笠原群島等に適用される旨を確認しております。

第三条は、小笠原群島等において米軍が現に利用している設備及び用地が、硫黄島と南鳥島にあるロラン局施設用地を除いてすべて日本國に引き渡されることを規定しております。

第四条は、南鳥島にある米國氣象局の測候所が、この協定発効の日日本政府に引き渡されることを規定しております。

第五条は、日本國が、米國の施政期間中に小笠原群島等において生じた対米請求權を放棄するが、米國または現地の法令で認められる日本國民の請求權は放棄されないことを規定しております。

第六条は、この協定が、日本側の国内手續完了の旨を米國政府に通告した日から三十日後に発効することを規定しております。

この協定は、日本國民の多年の念願であつた小笠原群島等の復歸を実現するものであり、日米兩國間の友好關係の一そのの緊密化に資するものと考へられるのであります。

以上が南方諸島及びその他の諸島に關する日本國政府とアメリカ合衆國政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件についての趣旨でございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 國務大臣田中龍夫君。

〔國務大臣田中龍夫君登壇〕

○國務大臣(田中龍夫君) 小笠原諸島の復歸に伴

う法令の適用の暫定措置等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、南方諸島及びその他の諸島に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定に基づき小笠原群島の復歸に伴ひ法令の適用についての暫定措置を定めますとともに、小笠原群島の旧島民及び現島民の小笠原群島における權利または利益の保護、並びにこれらの者の生活の安定をはかるため、特別の措置を講じ、あわせて小笠原群島をその区域とする村の設置、及び現地に於ける國の行政機關の設置等について、所要の特例を定めようとするものでございます。

以下、この法律案の概要につきまして申し述べます。

まず第一に、小笠原群島が二十余年にわたりまして無人島に近い状態で放置されていたことにかんがみ、國及び地方公共団体は、その責務として、旧島民の歸島及び生活の再建並びに現島民の生活の安定に留意すべき旨を定めております。

第二に、現島民に対する措置といたしまして、まず、建物等の敷地として、他人の土地を使用しておる現島民の居住の安定をはかるために、法律上その所有者がその使用者のために賃借權を設定することとし、次に、現島民で漁業を営む者の利益を保護するために、小笠原群島周辺の海域における漁業につきまして操業を制限し、また合衆國軍隊の引き揚げによる離職者の生活の安定、就職促進等をはかるために、失業保險法及び駐留軍團

保離職者等臨時特別措置法の規定の適用につきまして、政令で特例を認めることにいたしましたのでございます。

第三に、旧島民に対します措置といたしまして、まず、本土引き揚げ当時存在していた耕作に關する權利を保護するための措置をとることとしたしておりますが、耕作に關する權利が、この法律の施行後一年を経過する日までに消滅しておる場合には、一定期間内に申し出ることによりまして、賃貸借契約を締結させることとし、また、旧島民で漁業を営んでいた者の利益を保護するために、現島民と同様の扱いをすることとしたしております。

第四に、小笠原群島におきます行政組織につきましては、まず小笠原群島を區域とする地方公共団体として、小笠原村を設置し、また現地における國の行政機關としては、小笠原總合事務所を設置することとしたしております。

以上のほか、小笠原群島の復興について、別に復興法を定めること、復興の計画的かつ円滑な推進をはかるために、一定期間、特定の場合を除き、容易に原状に回復することができないような土地の形質変更、工作物の新築等を認めないこと、その他公職の選挙及び最高裁判所裁判官の國民審査についての暫定措置の政令への委任、旧島民業者に対する旧島民にかかるとの就業權の出願の優先的取り扱い等につきまして規定いたしております。

昭和四十二年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一)

南方諸島及びその他の諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件外一案

七一四

この法律案の施行期日は、小笠原諸島の返還の協定発効の日としております。

以上が小笠原諸島の復歸に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案の趣旨でございます。

(拍手)

南方諸島及びその他の諸島に關する日本国と

アメリカ合衆国との間の協定の締結につ

て承認を求めるの件及び小笠原諸島の復歸

に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法

律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に

對して質疑の通告があります。順次これを許しま

す。青木正久君。

〔青木正久君登壇〕

○青木正久君 私は、自由民主党を代表いたしま

して、ただいま趣旨説明のありました協定及び法

律案に對し、総理大臣並びに閣僚大臣に若干の質

問をいたしたいと存じます。

〔議長退席、副議長着席〕

思えば、昭和十九年三月、太平洋戦争の激化に

伴い、当時の陸軍大臣の強制疎開命令によつて、

小笠原諸島七千余名の人々は、すべての財産を島

に残し、わずか手荷物三個を持っただけで、国家

の政策に従つて本土に引き揚げてきたのでありま

す。自來二十有余年、父祖の島に帰るあたわず、

幾多の苦難を経験された旧小笠原島民の皆さま

は、本日この協定が国会に提出されましたこと

を、どれほどの期待と喜びをもつて見詰めておら

れることでありましょうか。(拍手)

そもそも、平時に領土が返還されるということ

は、歴史的に見ても希有のことであり、今回の成

果がいかに大きく画期的なものであるか、認識さ

せられるものであります。(拍手)私は、国民の一

人として、全国民の皆さまとともに、これまでの

日米両国政府の努力に心から感謝をさげたいと

存じます。(拍手)

さて、昨年十一月、佐藤総理は強い決意をもつ

てアメリカを訪問され、予断を許さない国際情勢

にもかかわらず、ジョンソン大統領との会談の結

果、その共同声明において、小笠原諸島の施政権

の日本返還について合意に到達されましたこと

は、日本国民の久しく待望してきた悲願の実現で

ありまして、まことに高く評価さるべきものと信

じます。(拍手)しかしながら、喜びと感謝の中に

も幾つかお聞きしておきたいことがございますの

で、以下、国民の前に明らかにしていただきたい

と存じます。

まず第一点として、佐藤総理・ジョンソン大統

領の共同コミュニケ及び本協定の前文によりまし

と、これら諸島の日本への早期復歸を、「この地

域の安全をそこなうことなく達成するための具体

的な取極に關して日本国政府及びアメリカ合衆国

政府が直ちに協議に入ることに合意し」云々とご

ざいます。小笠原諸島が返還されますことは喜ば

しい限りでございますが、これは日本の防衛範囲

が広がることを意味することと思ひます。した

が、いまして、この地域の安全保障の問題は、国民

のひとしく心配するところでもございす。総理

が共同声明の中で、「この地域の防衛の責任の多

くを徐々に引受ける」と申されましたことは、一

体どのような内容を意図されたものでございま

しょうか、総理大臣並びに防衛庁長官に御説明い

ただければ幸いに存じます。

次に、条文によりますと、アメリカ軍が現に利

用している硫黄島及び南鳥島の通信施設、いわゆ

るロラン局は、地位協定に基づいて引き続き米軍

が使用することとありますが、このロラン局

につきまして、国民の一部には、これはポラリス

潜水艦あるいはB52などに通信指令を発するため

にのみ使用されると憂える向きがあるとも聞いて

おります。私は、この施設は、遠洋漁業に従事す

るわが漁船あるいはわが航空機が、通信や連絡を

受けるといったような点もあるのではないかと思

いますが、この点、實際どのような活動をしてい

るのか、お教えいただきたいと思ひます。

第三点として、小笠原諸島の復興計画について

お伺いいたします。小笠原諸島約三十の島々は、

あの島もこの島もジャングルとなつて、荒廃して

おるようでございす。營々と築き上げた開拓の

歴史も、また村落も、濃い緑のネムノキやヤシや

ビンロージュなどの熱帯樹に埋もれておるようで

あります。政府は、小笠原村の未来図をどのように

描かれようとしておられるのか。現島民と旧島民

との間の土地問題をはじめとする利害調整など、

当面の暫定措置につきましては、今回の法律案に

よつて処理できることと思ひますが、二十余年の

年月は、あまりにも問題を山積せせました。農業、

漁業、観光事業などの産業開発、教育、港湾、電

気通信、交通等々、いま村づくりのポイントを

しっかりと定めておかなければ、小笠原の島々は

俗悪な観光地になり果てるか、あるいは黒潮に洗

われるだけの、文字どおりの南鳥の離れ島として

放置されることになると思ひます。これではきよ

うの喜びを無にするだけではなく、かつまた小笠

原島民により発見されたと伝えられるそれ以来の

小笠原の光輝ある歴史に沿うゆえんではないかと考

えられます。旧島民の帰島規模にも関連してくる

とは思ひますが、単に離島復興に終わることな

く、積極的、年次の復興計画があつてこそ、この絶

海の孤島群が、平和で美しい村に育ち得るものと

確信いたします。この点のビジョンをお示しいた

だきたいと存じます。

次に、小笠原返還を機にどうしても何っておき

たいことは、いまだ返らざる北方領土と沖縄につ

いてでございます。

北方領土に關しましては、昨年三木外相がソ連

を訪問されました際、コスイギン首相から、平和

条約に至る中間的なものをつくることを外交機關

で検討してはどうかとの提案があつたように承

知しております。その後かなりの月日がたちまし

たが、その中間的なものがはたして一体どのような内容なのか。あるいはこの問題につき日ソ両国間で話し合いが進んでいるのかどうか、示されてもよい時期に到達しているように思いますが、外務大臣から御答弁をいただければ幸いに存じます。

さらに目を転じて沖縄問題を考えますとき、今

回の協定の意義をあらためて認識しないわけにはまいりません。すなわち、今回の成果を沖縄、小笠原という大きなワクの中でとらえるとき、今般その一環たる小笠原が、日米友好関係の基礎の上に立つて返還されたことは、将来の沖縄問題の解決に一つの明るい見通しを与えたものと申せましよう。もちろん沖縄と小笠原とは、多くの面において事情を異にしており、今回の取りきめがそのまま沖縄返還の際の先例となるものでないことは、だれの目にも明らかところでございませう。しかしながら、このたび小笠原の返還が実現したことは、政府が常々明らかにしている日米友好関係の基礎に立つて米國と話し合うことこそ、沖縄問題解決のための最善にして最短の道であるとの態度の正しさを立証するものであります。(拍手)その意味から、政府に対し、今回の成果の意義を十分にかみしめ、さらに、日本国民の総意たる沖縄の本土復帰の実現に一段の努力を払われんことを望むものであります。

この際、私はあわせて、米國政府が、今回小笠原の返還にあたって示された日本国民の強い願望

に対する深い理解をさらに進めて、残された沖縄につきましても一そうの理解と協力を示されんことを切望するものであります。(拍手)

ベトナム紛争は和平への糸口が見出され、国際情勢は刻々動いている現時点におきまして、沖縄問題はどうか進んでいるのか、外務大臣の御説明をいただきたいと存じます。

最後に、小笠原返還協定が国会に提出されたい

ま、私はいくさの庭に立つた戦中派の一人といたしまして、どうしても忘れることができないことがございませう。それは、小笠原諸島に含まれる硫黄島が太平洋戦争の大激戦地の一つで、私の同年代はじめ、とうとう生命が数多くこの島で失われたこととございませう。私は、きよりの歴史的な日

に、ここに散っていった英霊の御冥福をあらためて心からお祈り申し上げたいと存じます。(拍手)

この点に関連し、硫黄島の摺鉢山の頂上には、

米軍海兵隊員の記念碑が残されると聞いておりますが、わが英霊を顕彰する慰霊塔をも早急に建立すべきものとかたく信じております。(拍手)三木書簡にもございませうが、政府はこの点具体的にどう御計画になつておられるか、総務長官にお伺い申し上げまして、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 青木君にお答えいたします。

戦争によって失われた領土が平和時に返つてく

るといふ、これは御指摘のとおり、歴史上にもまだことに希有な例でございませう。この事柄は、日米両国の友好、信頼、理解の上に初めてでき上がったのでありまして、私は、今回の小笠原の復帰を、この意味において、日本国民とともに心から喜びたいと思ふものであります。(拍手)この問題が、昨年ジョンソン大統領と話し合つて半年くらいの間、最終的な取りきめにまで達しましたことは、全く喜びにたえません。

ただいまお尋ねがありました共同声明の中にあります事柄ですが、ただいままで二十数年間アメリカの占領下にあり、アメリカがこの地域の防衛に当たつておりました。したがって、今回日本に復帰した場合に、その防衛を、アメリカと日本との間に順次に、まあ徐々に日本が引き継いでいくという、これで別に新しいものではございませう。これらの地域が全部本土並みに扱われる。

そうして、いままでもアメリカが担当していたから、それを徐々に日本がこれにかわつていくというだけでありまして、これは本来の日本領土になつたその証拠でございませう。何か新しい約束でもあるような言い方をされますが、さうなものではないことを、この機会にはつきりさしておきます。(拍手)

さらに、復興計画についてお尋ねがありました。アメリカ自身が領土的野心のないところでありまして、軍事的にこれは利用したと思ひます。が、民生の面におきましては、全く荒廃そのもの

であります。ジャングル化されております。そして特殊な住民だけが現地に帰つておりました。ただいま日本人は百七十四名、かようにいわれております。したがって、この百七十四名のも

とにおいて復興計画を直ちに立てるわけにはまいりません。旧島民、これは約八千名近い者が当時いたのでありますから、これらの方々が島に帰つていられるかどうか、ただいま調査をいたしておる最中とございませう。さらにまたその後引き続いて専門的また技術的な調査をいたしまして、しかる上ではじめて、特殊事情に基づく立地条件その他を考へまして、復興計画を立てていくという考へ方とございませうので、いましばらく時間をかしていただきたいと思います。

この機会に、北方領土並びに沖縄問題について触れられました。詳細は外務大臣からお答えいたします。といたしまして、北方領土につきましては、まだ国民的納得のいくような話し合いに達しておらないことを率直に御報告申し上げて、さらにわれが努力を続け、民族的な要望にこたえたい、かように思う次第でございませう。

また、沖縄問題につきましては、一応の見通しは立つておりますが、しかしこれからがまことに重大な問題だと思ひます。この地域には百万の同胞が住んでいるのでございませうので、小笠原の場合とはだいぶん事がわつております。しかし、さきの戦争で失つた小笠原がまず返つてきた、そして沖縄があと残つておる、こういうことを思い

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一) 南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件外一案 七二六

ますと、昨年ワシントンでジョンソン大統領と話し合いました事柄は、必ず成果、実を結ぶものとは私は確信をしておりますので、アメリカ自身の理解とまた相互信頼とによりまして、この問題も、小笠原同様に沖縄問題を片づけたと思う次第でございます。(拍手)

最後に、ただいまこの復帰が実現した——まだ実現はいたしておりませんが、この取りきめの御審議をいただきますこの機会に、青木君が御指摘になりましたように、この地域においてとゞまらぬ生命を国家にささげられた英霊の方々に、どうか安らかに眠ってください、かように申し上げる次第であります。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 青木君の私に対するお尋ねは、北方領土の交渉がどうなっているかという点でございます。

昨年十一月、コスイギン首相と私の間に、平和条約に至らなくても中間的な処置というものができないものか、両国の外交当局によってひとつ話し合ってみたらどうかと提案がありました。日本もこの提案に応じて、昨年の暮れからモスクワにおいて、中川大使とソ連当局との間に日ソ交渉が始まっておるわけでございます。この交渉は、領土問題も含めて、日ソ間のすべての懸案を総まとめの性質のものでありまして、領土問題については、両国の見解が非常に大きく開いておりますので、なかなかこの問題の解決と

いうものは容易ではない。しかし、日本は、北方の領土は日本の固有の領土であるという観点から、しんぼう強くこの交渉を続けていく考えでございます。いまのところ、ここに御報告申し上げるような交渉の進展は、領土問題に關してはないということでございます。

第二の点につきまして、青木君が私にお尋ねになりました点は、沖縄問題について今後どうするつもりかということでございますが、これは昨年の十一月の佐藤総理・ジョンソン大統領の会談において、沖縄の施政権を返還する方針のもとに、日米外交当局が継続的に協議をするという合意に達して、これが共同声明にも出ておるわけでありまして、きょう御提案を申し上げました小笠原協定、これに日米の外交当局がかかっておったわけでありまして、これが一応の協議を順次取り進めてまいりましたので、次は沖縄問題というものにかかって、来月くらいから沖縄問題に対する日米間の交渉を始めたいと考えております。国民の悲願である施政権の早期返還、この国民の悲願を体して、精力的な外交交渉をいたす所存でございます。(拍手)

〔国務大臣田中龍夫君登壇〕

○国務大臣(田中龍夫君) お答えいたします。

この暫定法によりまして、まず第一に現島民の生活を安定いたし、さらにまた、旧島民の復帰を希望せられる方々に対しまして、これを計画的に復島できますように、暫定のいろいろな措置を

講ずる次第でございます。

さらにまた、具体的な問題といたしまして、当居住宅の問題、教育の問題、収入確保の問題、医療、電気、水道等、これらすべてこの暫定法によりまして規定いたし、そうしてその間におきましては、さらに入島せられる方々に対しまして、計画的な調査と検討を加えまして、あるいは漁業の面におきまして、あるいはその他諸般の施設もこれに完備いたしまして、計画的な復興計画を策定いたしたい、かように考えておる次第でございます。これらの暫定法の御審議によりまして、これが円滑に処理できますことを期待いたしておる次第でございます。

さらにまた、たくさんの方々が戦死せられまして、その英霊の慰霊塔等の問題につきましても、われわれといたしましては、ぜひともこれらの英霊を顕彰いたしたいということで、計画をいたしておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣増田甲子七君登壇〕

○国務大臣(増田甲子七君) 青木議員にお答えいたします。

南方諸島の安全保障の關係につきましましては、佐藤・ジョンソン・コミュニケの線に沿いまして、いま防衛計画の策定について努力いたしておる状況でございます。

次に、原則として米軍施設は自衛隊の施設としてこれを引き継ぐ、こういうことにいたしております。なお、自衛隊が三自衛隊でございますうち、

南方諸島は海上自衛隊が防衛に任ずる、こういうふうにいたしたいつもりでございます。まだ決定はされておられません。

そこで、父島には米海軍施設がございまして、水上機の発着場、埠頭、貯油所等がございまして、九十人の米軍がおります。これは大体においてわが海上自衛隊で引き継ぐということに相なっております。

硫黄島には米空軍の施設がございまして。約一万フィートに達する飛行場がございまして、この飛行場はわが海上自衛隊が管理をする、そうして、民間にも使っていただきたい、こういうつもりでございます。

ロラン局のことにつきましては、運輸大臣から答弁があると思ひます。

南島島につきましては、飛行場がございまして、その管理をわが海上自衛隊がする。現在アメリカ兵が約十人をもつてこれを管理いたしております。総体にいたしまして、幾ら多くても二百人に満たない海上自衛隊を配置すれば足りる、こう考えておる次第でございます。

なお、民生のことにつきましては、青木君が、夢のある、ビジョンのある島に復興いたしたいという青木さんの御意見は、ごもっともでございます。自衛隊につきましても、その方面に協力せよというお申し出がございするならば、積極的に協力申し上げまして、開拓あるいは土木事業等にこれらの力を相当注ぎまして、そうして、

りつばな夢の島を実現いたしたい、こう考えておる次第でございます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 依田圭五君。

〔依田圭五君登壇〕

○依田圭五君 私は、ただいま提案になりました小笠原に関する二つの案件につきまして、日本社会党を代表して、若干の質問をいたさんとするものであります。

戦後二十余年の間、戦争の犠牲で米国の施政権下に置かれていました小笠原諸島がこのたび返還されますことになりましたのは、当然のことながら、われわれ国民の一応の喜びとするところでございませう。(拍手)しかしながら、その反面に、なお幾多の点におきまして、特に荒廃せる小笠原の復興、振興、防衛の諸点に關連いたしまして、重大な質疑をいたさなければなりません。

わが党は、小笠原対策につきまして、五つの原則、すなわち、平和条約第三条の撤廃と即時無条件全面返還、東京都への帰属、平和な島の建設、復興開発の東京都への一元化、その開発資金の全額国庫負担、返還復旧前におきます自由往來の五原則を決定いたし、政府に要請いたしてまいったのであります。

しかるに、昭和二十一年欧米系旧島民百三十五人の帰島が許されたのみでありまして、祖国復帰、帰島、自由往來などの全島民の悲願は、米國と日本政府によりまして全く無視されてまいった

のであります。旧島民は、早くも昭和二十三年には、小笠原硫黄島復興促進連盟を結成いたしまして、政府、国会、米國に対して、およそ百回の陳情、請願を行なうなど、帰島促進運動を続けてまいりましたが、帰島の悲願はついに達成することができず、昭和四十年から実施いたしました墓参りが、かろうじてはそぼそと許されたにすぎなかったのであります。

それが、一九七〇年が迫り、国民の沖縄返還の要求が、全国的に燎原の火のごとくに燃え上がってまいりました情勢の中におきまして、日米首脳会議において、にわかに返還がきまり、小笠原諸島の復興が実現する情勢を迎えたのであります。喜びには違ひありませんが、あまりにもおそかりしうらみを否定することはできないのであります。

なお、無条件全面返還にはほど遠い、幾多の制約のある点につきまして、危惧の念を払拭することはできません。

そこで、佐藤総理大臣及び関係閣僚に、以下数点にわたり質問をいたしたいと思ひます。

その第一は、総理は、予算委員会等におきまして、しばしばわが党委員の質問に對しまして、沖縄については両三年の間に返還のめどをつける

と答弁いたしてまいったのであります。確たる見通しのない、いかようにも拡大解釈のできる、このごまかしのごまかしに、国民は非常な不満を感じております。いな、むしろ今回の小笠原返還は、沖縄早期返還論を鎮静させるための応急処置なり

とする有力な意見もあるものであります。さらに、本協定による小笠原返還は、米軍の基地つき返還である。そのことは、将来の沖縄の核つき返還の道を開くものであり、国民は非常に危惧の念を持っておる。沖縄返還についての明確なる見通しを、この際明らかにいたしていただきたいのであります。

質問の第二は、今回の協定により、なぜ全面返還ができずに、米軍基地を残さざるを得なかったかということでありませう。その理由について御質問いたします。米國は、ジャム島までその第一線基地を後退させるといふ論議もあるのであります。政府は、この小笠原地域につきまして、今後その戦略的価値をどう評価していこうとするのであります。

また総理は、アメリカの高官が発言いたしましたとおり、日本の小笠原における防衛努力が不十分な場合には、沖縄返還の交渉が軌道に乗らないと考えているのであるかどうか。

質問の第三は、共同声明によりますならば、小笠原諸島の返還協定で、日米の安全保障上の利益について意見が一致することとされておるのであります。本協定の調印にあたりまして、具体的にどのような取りきめ内容は、一体何であつたか、これを明らかにしてもらいたいと思ひます。

また、質問の第四は、この返還協定の前提でありますところの、共同声明の英文の表現によりますならば、小笠原地域の領土、領空、領海以外の水域、すなわち公海の防衛責任を、日本が

徐々にならうと、総理は表明しているものであります。本協定におきましては、その点が不明確であります。すなわち、共同声明におきましては、水域につきましては、わが國の対潜警戒を考へておると思はれるのであります。これは安保協定のワクを踏み出すものであります。返還協定では、安保

条約が適用されると規定されておりますが、公海における防衛の義務を負うということの間に、大きな矛盾があります。小笠原水域について、わが國が防衛責任を負担するということは重大な問題でありますけれども、政府は小笠原水域の防衛責任を要求されているのではないかと思はれるのであります。事実はどうでありますか。また、返還の直後、自衛隊の小笠原水域の配備は一体どういふ具体的な計画を持っておりますか。近い将来におきましては、どういふ自衛隊の配備計画を持っておりますのか。また、三次防及び将来の防衛計画改定要因とせられる危険性があるのであります。

この際、小笠原防衛に關口いたしまして、三次防など國連計画の変更などがあるべきではないと思ひますが、所信を明らかにしていただきたいと思ひます。

質問の第五は、極東の範圍につきましてお尋ねいたします。昨年の共同声明以後の一連の佐藤内閣の右寄り政策は、いよいよ米戰略体制の網の中へ、小笠原返還を通じて、日本が繰り込まれていくという危険があるのであります。今回の協定による、硫黄島及び南鳥島における米ロラン基

昭和四十四年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一)

南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一案
の趣旨説明に對する依田圭五郎の質疑

七一八

地は、ポラリス潜水艦等の核戦略兵器を誘導する無線電波基地であり、これを日本の施政下に持ち込むようになりましことは、さらにその危険を深めるものであります。小笠原返還に伴い、安保条約上の極東の範囲につきましては従来の説明は、結論が出ておりません。小笠原地域はもちろんであらうが、その南方のグアム、サイパン、トラックなど米軍支配地域の諸島を含むようになるのであるかどうか。もしグアムなどを含むとするならば、わが国の防衛計画は近い将来全面的な改定をせざるを得ぬほど重大な問題であると思はれるが、どうであるか。また、伝え聞くところによると、先日の閣議では、一応含まないという統一見解を出したということをお聞きしておりますが、事実であるかどうか。もしグアムなどを含まないとするならば、それは単なる現在における政府の方針だけでなくて、将来の太平洋地域のいかなる緊急事態に際しても、変更はないものとして了解してよろしいかどうかをお尋ねいたしたいと思います。

思います。

質問の第六に、協定によりまするならば、米國に對する請求権を放棄いたしておりますが、その対象となる具体的内容は何かを明確にせられたいと思つております。

次に、暫定措置法につきまして質問を申し上げます。

小笠原島民は、ほとんど全部が帰島を希望いたしておりますが、問題は、国及び都の受け入れ体制の整備を、一日千秋の思いで待つておるのであります。

そこで、まず第一に現地在島者のすべての生活は、米軍に依存いたしておりますが、これらの方々の、復帰に伴います生活環境の激変に對処して、心から安心できる具体的な措置を、早急に明らかにする必要がありますが、どのような準備を進めておりますか。

質問の第二は、旧島民の措置につきましてお尋ねいたしたい。

農地につきましては、各島とも、一部の大地主がほとんどの土地を所有いたしております。硫黄島のごときは、畑地の七割近くを一つの民間会社が所有いたしておる実情にあるのであります。また、小笠原希望者の大部分は、地主ではなく、旧小作農家であり、借地に住んでいた人々であることとを考慮いたしますならば、戦前の耕作権、借地権が、何らかの形で保護されなければならないことは当然であります。法案第七条によれば、政令で定めた日まで農地法の施行停止の措置がなされておりますけれども、農地法の適用によつて、本土と同じく不在地主の土地を耕作者に移転するなどの農地改革を行なうつもりであるかどうかを、明確にしたいと思つております。(拍手)

さらに、その八割をなすといわれる国有地の一部開放を、これらの帰島希望者に行なう方針があるかどうかを、あわせ御質問申し上げます。

第三は、漁業権につきましてお尋ねいたします。

す。

旧島民の漁業権を侵害されないためにも、乱獲防止の具体的な規制の方法を明らかにされたいのであります。また、なるべくすみやかに漁業組合の設立及び操業開始につきまして、資材、漁具、金銭などの措置については緊急な問題であると考えますが、その推進策を明らかにせられたいのであります。

日本本土におきましては、昭和二十四年の漁業法の成立によりまして、旧漁業権は全部消滅させられました。そして補償をしたのであります。小笠原諸島の漁業権はまだ補償をされておられません。このことにつきましては、当時の農林大臣が、施政権返還後には特別措置を保障するといふように約束いたしておりますので、この補償を政府はどのように扱つかを明らかにしてもらいたいと思つております。

質問の第四は、開発方式についてお尋ねをいたしたい。

政府は、まず父島を中心いたしまして、開発をいたし、逐次周辺諸島への整備を考へておるようであります。政府のこのような開発方式では、母島、硫黄島などの帰島者の生活安定と開発が大幅におくれますので、同時開発ということについて考へる余地があるのではないかと思つておられます。また開発にあたり、離島及び低開発地域並みの国庫負担などでは、小笠原住民に對しまして、国が報いるには、あまりにも冷淡な感じがいたします。

たすのであります。全額国庫負担で措置するつもりはないかを御質問いたします。(拍手)

さらに、小笠原開発につきましては、本土府県並みに、東京都を事業主体として国が支援するといふ方式をとるのか、あるいは公共事業の大部分を国が直轄して行なう方針であるのか、明らかにされたいのであります。

さらに、本格的な復興、振興計画は、いつ、どのような構想と規模で提案せんといはしておられますか、その準備を聞きたいのであります。

質問の第五に、行政組織については、村長のかわりに職務執行者を置くことになっておりますが、その選任につきましては、小笠原と同じ条件であるところの八郎潟を干拓した大潟村の場合におきましては、知事が県議会の同意を得て、県の吏員の中から任命いたしております。ところが、小笠原におきましては、都議会の承認は不要でありまして、自治大臣の同意を得なければならぬといふことになっております。また、東京都の吏員という制限もないのであります。これらのことは、東京都知事の権限を制約し、政府職員を充たしたい意味であるかどうかを御質問いたします。また、条例制定権につきましては前に申し上げました大潟村の場合は、知事の承認を得て、条例の制定、改廃をすることになっておりますが、小笠原の場合は知事の権限がはずされておるのであります。

これらの知事権限、都議会権限の縮小は、小笠

原を東京都に帰属せよとした地方自治の理念と矛盾すると思ふが、一体、どういふ説明をなさりますか。

第六に、本法案によれば、土地取用などの特例を設けております。この特例は、住民生活に必要な公共事業、または公益事業施行につきましては、われわれも十分に理解いたすのであります。が、これは反面におきまして、軍事基地拡張のこういう法的な根拠を提供いたしておるのであります。政府は、軍事基地のための接収にあたり、この特例によつてその乱用をすることは、厳に慎まなければならぬと思ひますが、運用の方針をお聞きいたしたいのであります。

最後に、小笠原の旧島民のほんとうの幸福をもたらすかどうかは、一日を争ひます政府の施策いかににかかつておるのであります。従来見られまするような国と都の間の権限争ひ、各省間のなわ張り争ひは厳に戒め、一万余の小笠原関係者の二十数年にわたります悲願と、硫黄島で悲惨な戦争に倒れた二万数千の霊に対しまして、再びこの悲劇を繰り返さぬよう、平和な島の実現に邁進されることを要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

まず第一に、沖縄の問題についてお尋ねがございました。日本がさきの戦争で失つた領土、これ

は北方領土とアメリカが占領した小笠原、沖縄、かよひになつておるわけでありまして。北方領土並びにこれらの地域を一日も早く祖国に復帰さすように今日までつとめてまいりました。しかし、先ほど青木君にお答えいたしましたように、ソ連の占領した北方領土については、ただいままだ見通しが立つておらない。幸いにいたしまして、アメリカの占領した地域、まず小笠原が返ることになりました。次は沖縄の問題であります。これから、沖縄の問題につきましては、米政府と継続的な交渉を持つことになるのであります。そうして、その際に、ただいま御指摘になりましたように、軍事基地はいかにあるか、こういうお尋ねであります。ただいまこれは白紙だと、しばしば他の委員会においてもお答えしたとおりでございます。したがういまして、ただいま言われるように、核基地つき返還といふことをはつきり申し上げるようなものではございません。また、小笠原が返ることが、同時に沖縄も返つてくることに私は関連を持つと思ひます。しかし、沖縄の問題は、直ちに沖縄が返還される、早期返還といふのは、まだまだ、なかなかむずかしい状態だろふと思ひますので、これは政府が、皆さんの御鞭撻のもとに、米政府と十分協議するつもりでございます。

そこで、この復帰後の小笠原の防衛についてのお尋ねでございますが、これは、申し上げるまでもなく、小笠原が返つてくれば、その防衛は、本土の場合と同様に考えていくわけでありまして。し

たがしまして、小笠原返還協定は、現在小笠原にある米軍の軍事基地について、硫黄島及び南鳥島のロラン局を除いて、日本側に引き渡されることを規定しておりますが、これに関連する自衛隊の配置等、具体的な計画につきましては、目下検討中であります。

なお、小笠原が本土に復帰したあと、この地域に対し、日米安保条約及びこれに関連する取りきめが適用されることは、協定におきまして、確認されているとおりであります。小笠原防衛については、別段の取りきめを行なうことは考えておりませんし、また、今回も、この返還協定をする場合に、新しい取りきめなどはもちろん、約束はございせん。いたしておりません。また、そういう関係でございますから、ただいま実施しておる三次防計画、これを変更するような考え方もございせん。

そこで、問題になります極東の範囲の問題であります。小笠原諸島の返還に伴ひまして、これらの諸島が、安保条約第五条の条約地域になることは当然であります。ただいま申したとおりであります。小笠原が安保条約の第五条地域に入つたからといって、第六条の極東の範囲が広がる性質のものではありません。ただし、地理学上、極東の範囲が正確に固定されているわけではあり

ませんし、安保条約で極東といつてゐるのは、そこにおける国際の平和及び安全の維持について、日米両国が共通の関心を持っている地域で

あり、元来、明確な線で区画されるような性質のものではありません。したがういまして、マリアナ群島であれその他の太平洋における島々であれ、その一つ一つについて、安保条約でいつたところの極東に入るか入らないかといふことを答えることは、本来適当とは私は考えておりませんが、しいて申し上げるならば、グアム島を含むマリアナ群島は、安保条約にいう極東の一部とは考えておりません。これは、私が、この機会にはつきりこの具体的な問題を申し上げておきます。返還協定の交渉等につきましては、これは外務大臣から、その経過をお聞き取りいたしたいと思ひます。

以上で、私のお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣増田甲子七君登壇〕

○国務大臣(増田甲子七君) 依田議員にお答えいたします。

ただいま青木議員に具体的に詳細に申し上げましたし、総理大臣が、防衛に関する方針は明確に申されております。そのとおりでございます。

(拍手)

〔国務大臣田中龍夫君登壇〕

○国務大臣(田中龍夫君) お答えいたします。

まず、旧島民の方々の耕作権の問題で御質問がございました。これらの旧島民の方々の小作権につきましては、引き揚げられましたときに、耕作の権利を保障するための措置をいたしまして、暫定法におきまして、昭和十九年の三月三十一日現

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(付)

南方諸島及びその他の諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一案
の趣旨説明に對する依田圭五君の質疑

七二〇

在で、耕作を目的とする地上権、賃借権等が、暫定措置法施行後一年を経過する日までに消滅している場合は、それらの権利を有しておる者またはその一般承継人は、一定期間内に土地の所有者等に申し出がありますれば、土地を賃借することができ、かようにいたしておきまするし、また、この申し出がございました場合におきましては、本土引き揚げ当時から引き続いて存続しておる賃借権またはその登記がなくても、小笠原に農地法が施行されるまでの間は第三者に對抗できるものとしたしまして、旧島民の小作権並びに解約制限をいたしておる次第でございます。

なお、国有地の開放の問題でございますが、これも、この暫定措置法によりまして、一応の現住民の方々並びに帰島されました方々の生活のめどが立ちました後におきまして復興法におきまして、国有地の開放の問題は有効に計画的に行なつてまいりたい。かように考えております。

なお、漁業権の問題に關連いたしましては、現在十五名の方々が漁業に従事しておられるわけでありまして、これらの方々並びに復島されました方々の漁業権の確保のため、また漁業協同組合の設立等の問題につきまして、指導をいたし、そうして安定した操業が確保できるように努力いたすことにいたしております。

なおまた、その他、復興計画にあたりまして、職務執行の問題で、国の事務につきましては、小笠原に事務所を設定いたしまして、御案内のとおり、

り、自治省のもとに責任者が選定されるわけでございますが、なおまた、同島におきまする村の設置によりまして、これは自治法に従つての自治体としての村を建設する予定でございまするし、なお、その他、土地の取用あるいはまた各般の問題におきましては、この暫定法施行後におきまする調査等々の結果に基づきまして、復興法を制定いたしまして、その復興法に万般の措置を定めてまいりたい、かように存しておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣赤澤正道君登壇〕

○国務大臣(赤澤正道君) お答えいたします。

この地域は、過去の歴史的なきさつからいまして、その復興と開発につきましては、国に大きな責任があると考えておりますので、この地域には特に国の総合事務所を設置するなど、若干特殊な制度を定めました。それは決して、御心配のようには、東京都知事の権限を取り上げようなどというものではなくて、逆に、都も国も密接に協力して、一日も早くこの地域の復興をはかつていくためのものでございます。

それから、島々を全面的に同時に開発したらどうかということでございます。これも総合的な計画に基づいて行なつていくものでありまして、御存じのように、どの島の現状も非常に異つておりますから、それぞれの条件に応じまして、重点的かつ効率的に行なつていくほかはないと考えております。

それから土地取用法の特例を設けましたことにつきましては、決して、御心配のように、軍事基地をつくるなどの乱用など、全然そういうことではございませんので、この地域が交通も不自由な絶海の孤島でございますして、土地の所有権を確保することすら非常に困難な現状にもありますので、すみやかに復興を行なうため必要最小限のものでありまして、そういう乱用の御心配は全然無用にお願いたします。

次に、国庫補助金、負担金、これをうんとかさ上げする、あるいは全額国庫補助でやたらどうかということでございます。小笠原諸島の復興につきましては、国のとります財政措置につきましては、この地域の特殊事情、また、今後の調査の結果などを考慮しながら、島の復興のあり方との関連において、今後検討いたしてまいりたいと考えております。

それから、現地の住民の日常生活に必要な生活環境施設ないし教育施設についてでございますが、現地島民の生活に空白が生じないように、必要な関係団体及び機関におきまして責任を分担いたしました上、適切に処理してまいらなければなりません。現在、それぞれ専門職員を現地に派遣するなど、遺憾のないように準備を進めております。

最後に、都と各省との間でなわ張り争いなどをしたいへん困るということでございます。そういうことは絶対にないと思ひますし、今後と

も十分配慮いたしていかなければならぬ、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 小笠原の返還交渉の経過は、地位協定によつて提供する施設も、南島島と硫黄島のロラン局局だけありますから、それ以外に新たな防衛上の取りきめをする考えはございませんし、それも、ロラン局——これは電波灯台と訳すべきものでしょうから、しごく順調に協定作成に對する日米の交渉は進んだわけでございます。

また、お尋ねの請求権に關しては、日本人に關する特に提起されなければならぬ請求権の実体はないと思つております。(拍手)

〔国務大臣西村直己君登壇〕

○国務大臣(西村直己君) 小笠原の海域の周辺で乱獲されはせぬかという漁業の關係だけ申し上げますが、これにつきましては、御存じのとおり、現在は米軍の施政下にありますけれども、わがほうといたしまして、各都道府県を通じて、できるだけ指導を加えまして、そこへ密漁など参らぬように厳重に指導させております。

返還後におきましては、もちろん、わがほうの手で取り締まりを強化すると同時に、旧島民の漁業者に限つて——一般には漁業というものの権利は与えないで、旧島民の漁業者に限つて、その周辺地域は認めるようにいたしたいと思ひます。それから、その次は補償の問題であります。旧

漁業権は、御存じのとおり、先ほどもお話がありましたように、消滅はいたしております。そこで、これに対して補償するのとかという問題であります。これに對しまして、すでに旧島民に對しまして、昭和三十三年に全体として二十二億圓が配分され、うち旧漁業者に二億八千万圓という見舞い金が出ておるのであります。これは従来の旧漁業権の補償相当額を上回っておるのであります。これらの事情も考慮いたしまして、補償という措置は考えておらないことを申し上げたいと思います。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 和田耕作君。

〔和田耕作君登壇〕

○和田耕作君 私、民主社会党を代表いたします。ただいま趣旨説明のありました小笠原諸島等についての日米の協定並びにこの暫定措置の法案につきまして、一言二言御質問を申し上げたいと思います。

今回、日米両国の政府によりまして合意に達して、小笠原諸島が返還をされた、二十三年ぶりに日本の本土になったということは喜ばしいことだと考えております。いま、私も、この小笠原諸島の復興につきまして考えようとしてゐるわけでございますけれども、何と云っても、小笠原諸島というものが日本の南方への窓という、この明るいイメージというものを思い起こ

しながら、小笠原の復興という問題を考えるに必要があるのじゃないか、こういうことを考えるわけでございます。

小笠原は、東京から南方約千二百キロの洋上にある群島でございますけれども、父島、母島あるいは硫黄島という三つの島を中心とした島々があるわけでございます。ここは気候もたいへんいい。台湾を失った日本にとっては、ただ一つの南洋的な気候を持った島であるわけでございます。いわゆる常夏といわれたようなところでござい

ます。現在はいへん荒廃しておるようでございすけれども、土地は本来非常に肥沃な土地である。従来、東京地方にも豊富な南方系の野菜を供給した得がたいところであるわけでございます。このようなところに加えて、いろいろな海のさちもたくさんとれる可能性を持っているところだといふようなことでございす。

とりわけ、こういうふうなものと並びまして、もつと今後の措置を考える場合に重要なことは、小笠原諸島はいへん平和な島だということござ

います。米軍の占有下の二十数年にわたりまして、たいしたなまなましい軍事基地というふうなもの置いていない。この点から考えましても、小笠原諸島という島はいへん平和な島だ。この平和な島は今後も長く維持しなければならぬ。そういうふうな島だといふ感じのところでございます。私も、このような島の持つてゐるイメージを大切にしなければならぬ。この

ようなことがこの小笠原復興の前提として、いまさらのように考えてみなければならぬのじゃないか、こういうふうに考えるわけでございます。

このように、現在この問題を考える場合に、何といつても現住民あるいは長く小笠原に住んでおられた古い島民の方々の意向というものが明らかにしなければならぬ。この意向を重視していかなければならぬことだと思ひます。この方々は、住みなれたこの小笠原の地から、戦争目的ということで、強制的に疎開された人であります。そして、その後たいへんな御苦労をなさつておる方でありまして、この人たちの措置を考える場合には、どうしてもこの人たちの強い希望というものを考えてみなければならぬ。

このようにいう意味で、小笠原の復興開発という問題は、単に離島対策といったような性質のものではなくて、国が直接の責任を持つて、この島の開発を考えなければならぬような性質のものだといふことを、私も、私どもは考えてみる必要があると思ひます。

このように意味で、まず、暫定措置の法案につきましてお伺いしたいのでございますけれども、先ほど申し上げたように、小笠原諸島は、父島、母島そして硫黄島というこれは島というところかなり大きいような感じがしますけれども、これの大きさをちょっと申し上げてみますと、幅が大体四キロ、そして縦が大体六キロ、つまり一里四方よりちょっと大きいぐらいの三つの島を中心と

した群島であるわけでございます。このような小さい島にどれくらいの人がお歸りになるかわからないけれども、相当、数千以上の人が歸ると見なければならぬ。そこで、関係の政府の大臣にお伺いしたいのでございますけれども、現在、日本の本土における旧小笠原の島民がどの程度おられるのか、どのような生活状態をおられるのか、あるいはこの島にお歸りになる気持ちを持っておる人がどのようにあると思われるのか、このような問題について、お調べになってまいわつてゐるところを、ひとつお聞かせいただきたい。

そして、それとともに、復歸を希望される人に対して、政府はどのような補償をなさるのか。あるいは現地に行けば家が要る、あるいは田畑を耕すような資本も要る、あるいはお魚の問題であれば、そういう経営のためのいろんな費用が要るわけですが、政府はこのような帰島者に対してどのような援助をしようと思はれておられるのか、その問題についてまず第一にお伺いしたいと思います。

第二の問題は、こういう小さい島でございますから、何千という人が歸つた場合に、土地の問題が必ず出てくると思ひます。現在おられる住民の土地と従来の所有者の土地の問題は、この暫定措置法案の中にあるようでございますけれども、おそらくこういうふうな方が出るのじゃないか。土地の所有権を持つてゐる人でしかも島にお歸りにならない、そういうふうな意味の不在地主のような

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一)

南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(外一案)

七三二

状態の方が幾多出てくるのじゃないか。こういうようなものが非常に重なった場合に、今後島の開発計画というものは非常に困難になるおそれがある。ほんとうに向こうに帰って、そして耕作をなさうあるいは漁業をなさうという人にとっても、こういう不在地主が出てくれば、たいへん困ったことが出てくる、こういうふうな問題に対してどのような処置を考えておられるのか、このことを第二点として伺いたいと思うわけでございます。

第三点といたしまして、私は、こういう小さな島でありますので、将来この島は、日本の国あるいは国民全体の一つの福祉という面から開発しなければならぬと思うのですけれども、こういうふうな面から見ても、どうしても土地の利用計画というものをあらかじめつくっておかなければならぬ。この島の開発計画のビジョンに従っての利用計画がないと、小さな島の中で、ごたごたとした無用な問題が起こってくるおそれがあるわけでございます。このように土地の利用計画というものをどのようにお考えになっておられるのか。今後この島の公共施設をどういうふうに、どこにつくるのか、あるいはたくさんの方が帰った場合に、帰った人たちの意思のままで、いままでの土地の所有権のあるままで、耕作権のあるままで、無秩序にその島に帰そうとしているのかどうか。こういうことは、私は島の開発のためには適当でないと思うのですけれども、こういうふうな土地の利用計画というものをどういうように考

えておられるのか、このことについて、関係の大臣にお伺いをいたしたいと思うわけでございます。この土地利用の計画をきめるための開発のプランというものは、これは絶対に必要なことじゃないかと思うわけでございます。総務長官並びに自治大臣のお答えをいただきたい。

また、いま申し上げたような土地の利用計画をつくらうという場合には、どうしても開発の計画がなければならぬ。いわゆるビジョンがなければならぬわけでございますけれども、このようなビジョンをつくる場合に、私も民社党は、従来の、先ほど申し上げたとおり、現住民あるいは古い島民の利害、要望というものは尊重しなければいけないことはむろんのことでございますけれども、そのためには、つまりその人ばかりでなくて、日本国民全体の夢といったようなものを満たす、そういうふうな考え方も必要じゃないか。先ほど申し上げましたとおり、日本のただ一つの南方への窓といったような地位を占めるところでございまして、ひとつそのような気持ちから、この島の開発の問題を考えていただきたい、こういうふうにご考えるわけでございます。そのような意味から、この島は、将来のビジョンとしては、現在の自然環境から申ししても、国民のレクリエーションの場、あるいはいいこの場、あるいは保養地とするような考え方があっていいじゃないか。そのために、そういうふうなものでして開発するためのいろいろな施設が必要である

わけでございます。また、そういうふうな点から見れば、あるいは田畑や山林を無計画に荒らすということもできないし、あるいは先ほどの漁業の乱獲をするというふうなこともとめなければならぬということになるわけでございます。そういうふうな意味の形でこの島々を開発していく。これは厚生省からも、国立公園といったような考え方が一部出されておるようでございますけれども、こういうふうな考え方が大体方向を同じくするような考えでございますが、この問題について、総理大臣以下の関係の政府の方々はどのような考えになっておられるのか、これが第一の問題でございます。

第二の、今後の開発の一つの目標として考えなければならぬのは、日本の南方へのただ一つの窓として、日本は今後南方の諸地域の開発に大きな責任を持つておる。この開発をするための重要な一つの教育センターあるいは技術的な研究機関をそこに配置する、こういうふうなお気持ちをもちにならぬのかどうか。つまり、今後広い南方に向かつての平和部隊的なものの基地に、この島々を利用するような計画をお持ちにならないのかどうか、これが必要だと思ふのですけれども、そういうようなことについての政府の見解をただしたいと思ふのでございます。とりわけ、日本の南方へのいろいろな援助というのは、お金のない日本ですから、お金を出すよりは、いろいろな技術的な援助をしなければならぬということになれ

ば、なおさらそういうふうな考慮が必要になってくる、こういうふうに私どもは考えるわけでございます。このような一つの開発へのプランあるいはビジョンというものがあって初めて、この小さな島、しかも重要な島、しかも数千人あるいは一万人に達するという人たちが帰島を望んでおるであらうというこの島の問題を処理できるのではないかと、こういうふうに考えるわけでございますけれども、ひとつお考えをお聞かせいただきたい。

もう一つの問題は軍事基地の問題でございます。先ほど申し上げたように、戦後の二十数年にわたって米軍が占有しているところでも、たいした軍事基地を持っていない、それほどこの島は直接戦國には関係のない島だといつてもいいところでございます。私は、こういうふうな今度の小笠原復帰の問題が、在来の日本本土並みの基地の状態として復帰されたことは、それなりに評価するものでございますけれども、今後はこの小笠原の基地——現在あるのはたいした基地じゃないと思ふわけけれども、この基地でも、できるだけこれを集中的なものにする、あるいは通信とかあるいは交通とかいう技術的なものに限定をしていくというふうな考え方が必要だと思ふわけでございます。かりそめにも、ここを現在日本で問題になっておる射撃場にするとか、あるいはそういうふうな自衛隊の兵隊だけをたくさん持つていつて、そこを演習場にするとか、こういう考え方をもちにならないように、あくまでも平和な島と

して、そして南方への意としての小笠原を開発なさるるに、軍事基地を縮小ないし漸減あるいは集中化していくという考え方が必要だと思ふのですけれども、防衛庁長官は、これをどういふふうにお考えになっておられるのか、このことをひとつお伺いしたいと思います。

最後に、具体的な問題として、この小笠原は二千キロ以上の南方にある島でございます、何といつても、これは交通機関を整備しなければならぬ。交通機関の整備なしに、この小笠原の開発はできないわけでございます。この交通機関の問題については、たいへんお金もかかるし、たいへんな仕事になるわけでございますけれども、この交通機関の開発の方法についてお考えの点があれば——当然あると思ひますけれども、ひとつお話しをいただきたい、こういうふうに考える次第でございます。

以上いろいろ申し上げましたが、最後に、總理にお伺いをしたいと思います。現在われわれは、この二十数年間のプランクのもとで、新しい小笠原というところを、ほとんど無人に近い小笠原というものを、ゼロから出発して開発しようとしておる。これは非常にむずかしい問題でございますけれども、ある意味では、ゼロから出発するといふことは、たいへんな利点になるわけでございます。これをまずいものにするか、あるいはたいへんしあわせなものにするかは、一に政府の決意にかかっておるわけでございます。どうかひとつこ

の問題をお考えになって、そして、現在小笠原にはほんのわずかししか人はいないし、また、いろいろな人がたくさん帰るかどうか、まだはつきりしないのですけれども、いろいろな問題があるこの小笠原に対して、先ほどから申し上げておるような、新しい小笠原の一つの開発計画、夢になるような開発計画というふうなことを目途としたビジョン、あるいはそれを実行する計画等について、總理から取りまとめてひとつお答えをいただければありがたいと思ひます。

また、伝えられるように、あの島は漁場もなかなかたくさんあるし、また、開発されればいろいろなものがとれる島です。日本、日本の資本家たちがいろいろな目をつける。漁業資本家とか、観光資本家がいろいろな目をつける。あまりけちな、そういうもうけるというふうなことでこの島をお考えにならないで、ひとつ国が責任を持って、この小笠原のりっぱな開発をしていただきたい。そして、現島民、旧島民のしあわせを願ひながら、日本国民の南方への意として、ひとつこれの開発計画をお立ていただきたい。このことを最後にお伺いいたしまして、私の質問を終わる次第でございます。(拍手)

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) 和田君にお答えいたします。

和田君御指摘のように、小笠原は、南方への意であり、常夏の島であり、同時に平和な島でございます。

います。そういう意味で、今回の開発におきましても、こういう点を十分念頭に置いて、そして開発計画を立てたらい、かように思ひますが、何と申しまして、まず第一は、専門的あるいは技術的な調査に基づいて、その上でやるべきことだと思ひます。そういう際に、ただいま御指摘になりましたような点を十分勘案して、これと取り組んでまいりつゝあります。また、そのうちでも特に必要なのは、この小笠原への交通の確保だ、かように思ひます。たいへん住民も少ないところでありまして、今日のままですぐペイするといふような交通機関はなかなか見つからないだらう、これはたいへん経営困難なものだらうと思ひますが、国並びに都が所要の援助をすることにしまして、この交通路を確保する、かような方向でさらに開発に進んでいきたい、かように思ひます。(拍手)

〔國務大臣田中龍夫君登壇〕

○國務大臣(田中龍夫君) お答えいたします。

まず、どのくらいの人間が本土のほうに帰つておるだらうか、それに対してどういふ処置がとられておるだらうか。約八千名程度帰国いたしました、さらにそれが増加いたしました、小一万になつておりまして、東京都、神奈川県、静岡県、その他、関東から各地のほうに散在いたしております。今日、意識調査をいたしております、こ

ま御指摘のとおり、国の先行投資という、すなわち、援助というものと、帰島の御希望というものが相関関係を持つておるわけでございます。国がどの程度まで先行投資をし、どの程度まで援助するかということが、ひいてはまた帰島の数を決定するものでもございます。さういふ関係で、目下調査中でございます。

次は、土地の所有権あるいはまた利用等々の問題につきましては、暫定法で、申し上げましたような処置を、権利関係におきましてはとる考えでございます。

なおまた、小笠原の利用の問題につきましまして、非常に斬新な民社党の御計画を拝聴いたしました、いろいろな計画、新しい見方によつて小笠原を開発していくというこのビジョンの問題は、非常に重要な問題でございます、われわれも大いに各方面から意見を徴し、また、新しい開発をいたしてまいりたい、かように考えております。(拍手)

〔國務大臣赤澤正道君登壇〕

○國務大臣(赤澤正道君) この復興計画は、今後の調査の結果とも相まって、十分研究いたしたいと考えております。御指摘のように、この地域の特殊な地理的な条件の活用を主眼にいたしまして、豊かなビジョンを含む新しい総合的、計画的な村づくりという方向で、検討を進めてまいりたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣増田甲子七君登壇〕

○國務大臣(増田甲子七君) 和田さんにお答えい

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一)

南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一案

七二四

たします。

軍事基地は、アメリカのものがあるけれども、基地というほどのものではないということでございますが、お説のとおりでございます。その米軍基地を自衛隊が原則として引き継ぐとするものでございます。引き継ぐものでございますが、まだ防衛計画はできておりませんけれども、私は、民生安定のためには、米軍施設のうちでも、できるだけ開放するようにと、こういう方針で進んでおります。

なお、自衛隊の施設として許される範囲内のものにつきましては、各種の訓練、演習等の場所にいたしたいと思っております。

硫黄島には、羽田同様の三千メートルの飛行場があるわけでございます。これを民間とも共用いたしまして、そうして平和な島にいたしたいというお説は同感でございます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 樋上新一君。

〔樋上新一君登壇〕

○樋上新一君 ただいま趣旨説明のありました小笠原諸島の復帰に伴う南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定、及び小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案に対して、公明党を代表して若干の質問をいたします。(拍手)

去る四月五日の小笠原返還協定調印によりまし

て、小笠原諸島が実に二十三年ぶりに本土への復帰が決定いたしましたことは、まことに喜ばしいことであり、戦後幾多の苦しみ耐えながら、この日を待ち続けてきた旧島民の御苦勞に、心からの敬意を表するものでございます。(拍手)

わが党は、返還を前にして調査団を現地に送り、つぶさに調査してまいりました。その結果、復帰に際し、多くの問題がありますので、島民にかわって、目で見た立場から具体的に質問をいたします。

そこで、まず第一に、今回の復帰と防衛計画の関連について伺いたいと思います。

昨年の佐藤・ジョンソン共同声明の第七項には、この地域の安全をそこなうことなく達成するための具体的な取りきめに対して、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が直ちに協議に入ることに同意したとありますが、「この協議は、この地域の防衛の責任の多くを徐々に引受けるといふ総理大臣が表明した日本政府の意図を考慮に入れるであろう。」と明記されていますが、これは、小笠原返還と引きかえに佐藤総理が日本の防衛力増強の義務をより大きく要求されたのではないか。あるいは、昨今の佐藤総理の右寄りの姿勢から推して、国防意識の高揚を唱え、自主防衛を強力に押し出し、その自衛力増強を国民に押しつけようとするのではないかと不安を抱かずにはおられないのであります。この点について総理の所信を明確にお答え願いたいと存じます。

かつて防衛庁長官は、二百名程度の自衛隊を派遣すると申しておりますが、将来、小笠原地域の防衛体制とその性格をどのように評価しているのか。また、その規模と、第三次防衛計画の変更はあり得ないかと思いますが、この点についてお答えを願いたいと存じます。

また、硫黄島及び南鳥島における通信施設用地、ロラン局は、わが国の台風観測及び気象観測のためにも重要な役割を持つものであります。

したがって、一切の業務を譲り受け、米軍の撤退を要求すべきであると思いますが、外務大臣にこの見解を求めるのであります。

硫黄島の米空・海軍の撤退の引き継ぎは防衛庁と聞いています。このままの開発計画では、硫黄島は、対潜哨戒機など航空、海上の軍事基地の島になってしまふのではないかと思われるが、いかなる開発計画なのか。また、民間航空開発計画はないのか、総務長官並びに運輸大臣にお伺いいたします。

硫黄島は、かつて栗林師団長以下日本軍約一万余の将兵が悲惨にも玉碎した島であります。現在でも万余の遺骨がそのままに放置されており、不発弾も相当数埋没していると聞きます。その遺骨収集と不発弾処理を直ちに進行すべきだと思いますが、総理の御所見をお伺いいたします。

次に、島民の漁場や安全操業を守り、あるいは、海上遭難救助等は、海上保安庁の業務であります。島民の平和と安全を確保するために積極的

に海上保安の設備が必要と思いますが、具体的な構想について、運輸大臣にお伺いいたします。

次に、現住民、旧島民に対する補償問題についてお伺いいたします。

まず、父島は漁業、母島は主として農業開発が中心になると思いますが、漁業については、現在カヌーによるきわめて原始的な操業を営んでいますが、問題は、内地との航路の開通と、漁業加工に対する冷凍工場及び加工場の整備が必要であります。また、漁船などの建造についても、国からの資金援助がなければ、開発は不可能であります。水産業振興の方策を農林大臣にお伺いいたします。

次に、農業の開発については、二十三年間も農地を放置しておいたのだから、十分な農耕地にするには時間が必要だと一様に述べており、少なくとも三カ年以上の生活の保障及び住宅対策が完備しなければ、開発は不可能であると思いますが、いかなる計画と見通しをお持ちか、農林大臣にお伺いいたします。

また、現・旧島民の耕作権問題や、病害虫対策、本土を中心とした市場生産など考えられますが、その具体的方策をお伺いいたします。

さらに、小笠原諸島の八〇％近くは国有地である。農地に向く国有地はほとんど開放すべきであると思いますが、農林大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、小笠原諸島は、風光明媚な観光資源に恵まれております。したがって、観光開発は不可

欠でありましよう。しかし、無制限に自然の美を破壊するようなことは、十分に留意すべきであります。自然保護と、国立公園など、観光開発の計画をどうするか、厚生大臣から具体的にお答えを願いたいのでございます。

次に、返還協定の第五条第二項に、「日本国は、南方諸島及びその他の諸島の合衆国による施政の期間中に合衆国の当局若しくは現地当局の指令に基づいて若しくはその結果として行なわれ、又は当時の法令によって許可されたすべての作爲又は不作爲の効力を承認し、合衆国民又はこれらの諸島の居住者をこれらの作爲又は不作爲から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動も執らないものとする。」とある。これは現地島民の権利の保護を規定していると思うが、現地島の土地、住宅等の補償をどのように考えているのか、総務長官にお伺いいたします。

次に、小笠原復興対策についてお伺いいたします。

現在、総理府において、旧島民に対する意識調査を行なっているようですが、その概要についてお伺いいたします。また、返還後の小笠原復興法(仮称)の検討が行なわれていると聞きますが、その概要についてお伺いいたします。

小笠原の帰島プログラムについては、旧島民が最大の関心を持ち、政府の構想を見守っております。したがって、一日も早く復興法の草案なり、帰島のプログラムを発表すべきではないでしょうか。

か。総務長官にお伺いいたします。本来、小笠原暫定措置法と同時に作成すべきではなかったか。旧島民は、政府の方針に不安を大きくしているのではありませんか。

次に、小笠原の復興計画については奄美方式を取り入れると聞いておりますが、昭和二十八年に返還された奄美大島については、三次にわたり、五年計画で総額二百億円を投じて、やっと鹿児島県の所得水準の八〇％にこぎつけたといわれています。小笠原の場合も、東京の所得水準の八〇％を目標にする、離島振興法を適用し、他の離島とのつり合いもあるから、小笠原だけを特別に優遇するわけにはいかないと聞いているとも聞きますが、しかし、小笠原の復興開発は、単なる離島の開発援助と全く性格が異なるのでございます。戦前、軍の命令で島民を無理やりに本土に引き揚げさせ、戦後は、施政権をアメリカに引き渡したまま、今日まで行政を空白にしてきた経緯があります。したがって、本土復帰になっても、現在のジャングル化した小笠原には帰れない。旧島民は、国の命令で疎開させられたのだから、少なくともその平和な小笠原にして戻してもらいたいと言っております。現地島民は、本土に引き揚げた島民はアメリカから六百万ドルの見舞い金をもらったが、われわれ現地島民は一セントももらわなかった。米軍が引き揚げた後、現地島民の生活が安定するまで、政府において十分な補償をはかってもらいたいとの声があります。このように戦争の犠牲

者である小笠原の島民に対しては、戦争犠牲者としての補償を考慮しつつ、小笠原の復興計画及び予算措置を講ずべきであると思いますが、総理の御所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤作君) 小笠原の復興に際しまして、防衛関係で新しい約束はないかというお話でございますが、先ほど申しましたように、新しい取りきめはもちろんございません。したがって、いまして、この際に第三次防衛計画を変更したり、あるいはこれを改正するというようなことはございません。

また、この地域に対しての防衛は、日本が自主的な判断によりまして、どういうような派遣部隊を編成するか、ただいま鋭意検討中でございます。さように御了承いただきます。

また、この地域に対する予算のお尋ねがございました。ただいま法案を出しましたものは暫定措置のものであります。いまちやうど調査をいたしておりますから、技術的、専門的な調査が終了いたしますと、今度は復興計画と取り組むことになります。それまでお待ちをいたしまして、この段階ではどういうような予算を出すか、そういう点、ただいま申し上げるわけにまいりません、材料がございませんから。また、そういう際に、補償等の問題も十分検討されることはもちろんでございます。

なお、遺骨の収集あるいは観光事業等につきましては、厚生大臣からお聞き取りをいただきます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 榎上君は、小笠原がアメリカの基地のもとに入ってしまったのではないかとのお話でございましたが、現在、アメリカに提供すべき施設は、硫黄島と南鳥島のロラン局、これは電波灯台で、船舶、軍艦が受信機さえあれば広く利用することができるので、そういう施設を除いて全部日本に返るわけですから、小笠原諸島がアメリカの軍事基地のもとに入り込んでしまふというふうには考えておらないのでございませう。(拍手)

〔国務大臣増田甲子七君登壇〕

○国務大臣(増田甲子七君) 榎上さんにお答えいたします。

防衛計画は、総理がただいま答弁されたとおり、検討中でございます。しこうして、ロラン局を除きまして、米軍施設を原則としてわがほうにおいて引き受けまされども、他の機会において私がしばしば申し上げておりますとおり、総数において海上自衛隊の派遣数は二百名を出ないというところで御了解願ってけっこうでございます。

なお、対潜哨戒機等は参るには参りますが、しかしながら、常駐はいたさせないつもりでございます。

それから、不発弾の処理等は、御期待のとおり

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一)

南方諸島及びその他の諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一案
の趣旨説明に對する樋上新一君の質疑

七二六

に、十分に努力をいたす所存でございます。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕

○国務大臣(中曾根康弘君) まず、航路及び航空路の問題が起きますが、復興資材及び人員の輸送は、国及び都において実施いたします。復興が進むにつれて、民間輸送の問題が起きますが、民間事業者によりまして、小笠原航路をいづれ開設させる予定であります。小笠原航路は、当初は相当欠損になると思われまので、その場合には国及び都において助成する考え方でありま

す。
なお、硫黄島におきましては、三千メートルの滑走路がある飛行場がございますが、これが大型ジェット機の訓練飛行場として使えるかどうか、調査いたしまして、使える場合には共用してまいりたいと思ひます。当分民間航空路をつくる考えはございません。現地の観光や、住民の定着状況を見まして、民間航空路は将来考えたいと思ひております。

さらに、海上保安の問題につきましては、巡視船を派遣しまして、南方哨戒をやるということを当分考えております。そして、父島に巡視船の補給基地をつくる予定でございます。

なお、漁業や民間航空路開設に伴いまして、父島に海上保安署を設置いたしまして、巡視船を將來配置する予定であります。

なお、父島の灯台四個は、引き続き海上保安庁において引き受けてやります。それと同時に、

港湾及び沿岸測量を実施する予定でございます。(拍手)

〔拍手〕

〔国務大臣西村直己君登壇〕

○国務大臣(西村直己君) まず、水産につきましては申し上げますと、水産は、小笠原におきましては、戦前も主要な産業であります。戦後も主要な産業に相当なつてくると思ひます。そこで、島民が引き揚げまして、空白の期間が相当長いので、関連施設がほとんどございせん。そこで、これに對しましては、総合計画の一環の中における水産の占める位置として、こういった公共的な施設等を中心に、相当推進をまいらなければならぬと思ひます。

なお、漁民そのものの、漁業の周辺における權益につきましては、先ほど申し上げたように、十分に旧島民に対する保護を加え、内地のほうから乱獲や密漁等に行かぬように、返還後も嚴重に取り締まりをまいりたいという考えであります。

次は、農業であります。農業につきましても、長い間の空白がありまして、非常に土地が荒れておるのであります。そこで、土地に対する権利関係は、先ほどお話が出ましたように、法制的にはある程度の方は十分つくわけですが、これの具体的な調整を実際にやっつけなければならぬと思ひます。さらに大事なものは、予想外に病虫害が多いであろうという点であります。この点につきまして、十分われわれは、今後実情を把握

し、対策を立ててまいりたいということが一つであります。

第二点は、従来の小笠原諸島におきましては、カボチャとかトマトとかそういうもの、あるいはバナナ、パイナップル等のものをやつておりました。しかし、今日の日本全体における小笠原の農業というものの主作物を、どういふ形で貯蔵、輸送あるいはその他のいわゆる日本の内外あるいは島の内外の状況とあわせて考えていくか、十分いろいろなものを総合的に考え、同時に小笠原の他のいろいろな産業の中における農業というものを位置づけまして、その中においての、もちろん前向きな計画的な成案を得て、私どもは、やがて復興法も出しますが、その際までに十分いい案を持ちたいという考えでございます。(拍手)

〔国務大臣國田直直君登壇〕

○国務大臣(國田直直君) 小笠原で最後まで守ろうとして散華された方の遺骨の収集は、先般、サイパン、グアム、南方八島のほうに政府派遣団を派遣して収集いたしました際、実施いたしましたことが、いままお洞窟等に未処理のものがございするから、すみやかに調査をし、派遣をして、収集をし、象徴的なものは故国にお迎えをし、他は、先ほど総務長官から答へましたとおり、最後まで平和を守り抜かれる意味においても、ここに表彰の顕彰碑を建てたいと考えております。

次に、この島は亜熱帯性の海洋島の特性を持つておる景観がございするので、自然公園に指定

をして、この自然の景色を温存し、あるいはまた国民の休養、保健のためにも使ひのに適當ではないかと考え、先般、大体おおまかに調査をしましたが、有望であるということでございするから、將來とも専門家で調査をして、そのように進めてまいりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣田中龍夫君登壇〕

○国務大臣(田中龍夫君) まず、総理府でたゞいま行なつております三千九百世帯の意識調査につきましてお答えいたします。

この引き揚げの旧島民の方々に對しまして、まず、引き揚げ者の世帯構成、第二は帰島の意識、第三は帰島後の住宅についての希望意見、第四は帰島後の職業についての希望意見、第五は小笠原に權利を有していた土地の状況、第六は小笠原の産業振興の方向、産業振興の施策及び帰島後の生活等についての希望意見、これらの項目につきまして、ただいま意識調査をいたしております。

それから御指摘の旧島民の方々に對しましての權利關係を守ることでございますが、この暫定法を提案いたしました骨子もそこにあるわけでございます。御質問の土地、住宅につきましては、現島民の現に他人の土地を使用しておられる場合の不法占有とならないような賃借權の設定を法定して、居住の權利を保障することといたしておる次第でございます。

第三に、復興法の内容でございするが、これは、まだ暫定法を御提案いたしました程度でございま

して、今後現地に附られまする意識調査、あるいはまた今後各省の詳細な調査を待ちまして、復興法を制定いたす、かような考えであります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

都市計画法案(第五十五回国会、内閣提出)

都市計画法施行法案(内閣提出)

○山村新治郎君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。

この際、第五十五回国会内閣提出、都市計画法案、内閣提出、都市計画法施行法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(小平久雄君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

都市計画法案、都市計画法施行法案、右両案を一括して議題といたします。

都市計画法案

都市計画法施行法案

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。建設委員長加藤常太郎君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔加藤常太郎君登壇〕

○加藤常太郎君 ただいま議題となりました都市計画法案、及び都市計画法施行法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、都市計画法案の要旨について申し上げます。

本案は、都市計画の内容及びその決定の手續、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に關し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備をはかり、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とするものであります。

そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に、都市計画は、農林漁業との健全な調和をはかり、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、適正な制限のもとに土地の合理的利用がはかられるべきことを基本的理念として定めるものとすることであり、

第二に、都市計画区域は、都市の実態及び将来の計画を勘案して、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域を都道府県知事が、

建設大臣の認可を受けて指定するものとし、特に必要がある場合には、建設大臣が二以上の都府県にわたつて都市計画区域を指定することができるものとすることであり、

第三に、都市計画の内容は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分して定めるとともに、用途の地域地区及び土地区画整理事業その他市街地開発事業を定めるものとし、その決定の主体は、建設大臣、都道府県知事及び市町村がそれぞれの規定に従い決定するものとするものであります。

第四に、市街化区域または市街化調整区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならないものとするものであります。

第五に、都市計画事業は、市町村が都道府県知事の認可を受けて施行することを原則とし、一定の場合には都道府県または国等が建設大臣の認可または承認を受けて施行することができるものとすること等であります。

次に、都市計画法施行法案の要旨について申し上げます。

本案は、都市計画法の施行に伴い、施行期日及びその施行に必要な関係法律の一部改正及び経過措置を定めるものであります。

以上が両案の要旨であります。

都市計画法案は去る十二月二十七日、都市計画法施行法案は二月二十八日に、それぞれ本委員会

に付託されました。両案は一括議題として慎重審議を進めてまいつたのでありますが、その詳細については会議録に譲ることといたします。

かくて、本十九日、両案に対する質疑を終了、

次いで、渡辺栄一君外三名から、都市計画法案に對しては、都市計画における住宅建設計画の策定、土地提供者への生活再建措置、都市計画策定にあつての住民参加、土地の先買権の行使と土地基金の設置等々からなる修正案、及び都市計画法施行法案に對しては、都市計画法案の修正に伴う必要条文的整理を行なう旨の修正案が、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の共同提案として提出され、修正案及び原案について各党からそれぞれ討論が行なわれた後、採決を行ないましたところ、両修正案については全会一致、両修正案を除く原案については多数をもつて可決、よつて、都市計画法案及び都市計画法施行法案はともに修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、修正議決いたしました都市計画法案に對しましては、四党共同提案にかかる附帯決議が付けられました、その詳細は会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

都市計画法案に對する修正案(委員会修正)
都市計画法案の一部を次のように修正する。

目次中「第八十六条」を「第八十八条」に、「第八十七条」「第九十五条」を「第八十九条」「第九十七条」に改める。

第十二条第一項第四号中「昭和四十二年」を「昭和 年」に改める。

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都市計画は、当該都市の住民が健康で文化的な都市生活を享受することができるよう、住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画を定めなければならない。

第十六条第一項及び第二項の規定をそれぞれ第十五条第三項及び第四項とし、第十六条を次のように改める。

(公聴会の開催等)

第十六条 都道府県知事又は市町村は、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二十二条中、「第十六条」を削る。

第二十九条第七号中「竣工」を「竣功」に改める。

第五十五条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第一項中「次条において」を「以下次条及び第五十七条において」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 都市計画事業を施行しようとする者その他政

令で定める者は、都道府県知事に対し前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定による土地の指定をするとき、又は第二項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第五十六条第一項及び第三項中「第三項後段」を「第四項」に、「定められ」を「公告され」に改める。第五十七条中「前条」を削り、同条の規定を第五十六条第四項とし、第五十七条を次のように改める。

(土地の先買い等)

第五十七条 市街地開発事業に係る第二十条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示又は市街地開発事業若しくは市街化区域内の都市計画施設に係る第五十五条第四項の規定による公告があつたとき

は、都道府県知事(同項の規定により、次項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者。以下この条において同じ。)は、すみやかに、建設省令で定める事項を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、事業予定地内の土地の有償譲渡について、次項から第四項までの規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業予定地内の土地を有償で譲り渡そうとする者(土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする者を除く。)は、当該土地、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下この条において同じ。)及び当該土地を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該土地の全部又は一部が、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第四十六条(同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるとき、又は第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る都市計画事業を施行する土地に含まれるものであるときは、この限りでない。

3 前項の規定による届出があつた後三十日以内

に都道府県知事が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、都道府県知事と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

4 第二項の届出をした者は、前項の期間(その期間内に都道府県知事が届出に係る土地を買い取らない旨の通知をしたときは、その時点までの期間)内は、当該土地を譲り渡してはならない。

5 前条第四項の規定は、第三項の規定により土地を買い取つた者について準用する。

第六十七条第一項中「昭和二十五年法律第二百四号」を削る。

第七十三条第三号中「第二十八条」を「第二十六条の二」に改める。

第七十五条の見出しを「(受益者負担金)」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「前条」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、第七十四条第一項及び第二項の規定をそれぞれ第七十五条第一項及び第二項とし、第七十四条を次のように改める。

(生活再建のための措置)

第七十四条 都市計画事業の施行に必要な土地等

を提供したため生活の基礎を失ふこととなる者は、その受ける補償と相まつて実施されることを必要とする場合においては、生活再建のための措置で次の各号に掲げるものの実施のあつせんを施行者に申し出ることが出来る。

- 一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に関すること。
- 二 住宅、店舗その他の建物の取得に関すること。

三 職業の紹介、指導又は訓練に関すること。

2 施行者は、前項の規定による申出があつた場合においては、事情の許す限り、当該申出に係る措置を講ずるよう努めるものとする。

第九十四条及び第九十五条をそれぞれ第九十六条及び第九十七条とし、第九十三条第一号中「第六十七條」を「第五十七條第二項又は第六十七條」に、「土地建物等」を「土地又は土地建物等」に改め、同条第二号中「第六十七條」を「第五十七條第二項又は第六十七條」に改め、同条第三号中「第六十七條」を「第五十七條第四項又は第六十七條」に改め、同条を第九十五条とし、第八十七條から第九十二条までを二条ずつ繰り下げ、第六章中第八十四條から第八十六條までを二条ずつ繰り下げ、第八十三條の次に次の二条を加える。

(土地基金)

第八十四条 都道府県又は指定都市は、第五十六条及び第五十七條の規定による土地の買取りを行なうほか、都市計画施設の区域又は市街地開

発事業の施行区域内の土地、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条各号に掲げる土地その他政令で定める土地の買取りを行なうため、地方自治法第二百四十一条の基金として、土地基金を設けることができる。

2 国は、前項の規定による土地基金の財源を確保するため、都道府県又は指定都市に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(税制上の措置等)

第八十五条 国又は地方公共団体は、都市計画の適切な遂行を図るため、市街化区域内の土地について、その有効な利用の促進及びその投機的取引の抑制に関し、税制上の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

附則第四項のうち、農地法第四條第一項第五号の改正規定中「昭和四十二年」を「昭和 年」に、「農地以外」を「省令で定めるところによりあらかじめ都道府県知事に届け出て、農地以外」に改める。

都市計画法施行法案に対する修正案

(委員修正)

都市計画法施行法案の一部を次のように修正する。

第三条第三項中「第七十四条」を「第七十五条」に

改める。

第三十五条のうち、土地区画整理法第一章中第三条の二の次に一条に改める改正規定中「第七十三条」を「第七十四条」に、同法第四條に一項を加える改正規定中「第八十七條」を「第八十九條」に改める。

第四十五条のうち、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二章第四節中第二十七條の前に四條を加える改正に関する部分中「次の四條」を「次の三條」に改め、同法第二十六条の五の改正規定を削る。

第五十六条のうち、新住宅市街地開発法第三章中第三十五条の前に四條を加える改正に関する部分中「次の四條」を「次の三條」に改め、同法第三十四条の五の改正規定を削る。

第五十八條のうち、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二章第五節中第三十六条の前に四條を加える改正に関する部分中「次の四條」を「次の三條」に改め、同法第三十五条の五の改正規定を削る。

第六十三条のうち、流通業務市街地の設備に関する法律第五章中第四十条の前に四條を加える改正に関する部分中「次の四條」を「次の三條」に改め、同法第三十九條の五の改正規定を削る。

第六十九條のうち、都市再開発法第五条に二項を加える改正規定中「第七十三條」を「第七十四条」に、同法第十一条に一項を加える改正規定中「第八十七條」を「第八十九條」に改める。

第七十二条のうち、旧市街地改造法第五十一条の改正規定中「第七十四条」を「第七十五条」に改める。

○副議長(小平久雄君) 両案につき討論の通告があります。これを許します。阿部昭吾君。

〔阿部昭吾君登壇〕

○阿部昭吾君 私は、ただいま議題となりました新都市計画法案並びに新都市計画法施行法案に対し、日本社会党を代表し、その重要な点についてわれわれの主張を展開し、反対の討論を行なうものとしてあります。(拍手)

今日のわが国における都市社会は、決定的な行き詰まりと混乱を引き起こし、人間生活の基礎的環境条件を全く喪失し、きわめて深刻な事態にあるのであります。大都市への急激な人口集中は、住宅難、交通戦争、公害災害の激発、緑地や遊園地などを持たない今日のこの潤いのない非人間的な都市の姿を現出したのであります。他方において、地方農村社会の人口流出は、いわゆる過疎現象を引き起こし、わが国農業と農村社会を根本的崩壊過程に迫り込み、大きな打撃を与えつつあります。私は、今日のこの深刻なる都市問題こそ

は、一言にして、積年にわたる保守政治の失敗によるものであり、保守政治の本質と限界を端的に物語っていると思うのであります。(拍手)今日の行き詰まったわが国都市社会の姿こそは、企業利益の追求をすべてのことに優先をさせてきた保守政治が体質的にもたらした当然の結果であるといわなければならぬのであります。この事実は、過般の審議において保利建設大臣も容認をいたしておるところであります。

都市改造の政策は、企業利益の追及や、単なる経済合理性の追求ではなしに、そこに住む生きた人間を中心に潤いのある人間味豊かなものでなければならぬのであります。都市改革の政策は、進歩的な社会政策と計画的な推進によってこそ着実に進められ得るのであります。総理が寛容と調和を言い、調和と風格ある社会をと、ことばだけ何万言述べられましても、戦後歴代内閣の中で一番の右傾化内閣といわれる佐藤総理のもとでは、この新都市計画法が目ざしている健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するなどというところは、木によって魚を求めるのたぐいだといわなければならぬのであります。(拍手)私は、以下、われわれの主張を展開せんとする

ものであります。

第一に、本法案の最大の欠陥であり、われわれの容認し得ない重要な点は、地価安定策について政府は何らの保障、何らの歯どめを示さず、地価の高騰を野放しにしているという点であります。今日の都市計画の課題は、都市の秩序なきスプロールを防止し、果てしなき地価の高騰に対し、いかにしてこれを抑制し安定させるかということにあると思うのであります。

われわれはこのような立場から、国及び都道府県また市町村の出資による土地基金を設置し、市街化区域における土地の売買貸借等の権利の移転をすべてこの基金によってのみ一元的に行ない、基金がこの土地の管理と運営等を行なうことによつて、土地に対する投機や思惑を抑制し、土地基準価格を定めるための審議会を設置することなどによつて、地価安定を確実に実施することを提案してまいつたのであります。また、税制による開発利益の社会還元措置を提案してまいつたのであります。われわれのこの現実的、しかも正しい提案は、各方面の共鳴と賛同を得てまいつたのであります。政府・自民党も、このような情勢の中で、われわれの提案からははるかな後退では

ありましたが、土地基金の設置、基金による土地の先買し権、基金に対する資金の裏づけ、さらに市街化区域内の土地の有効利用促進と投機的取引を抑制するために税制上の措置を講ずるという修正が行なわれたのであります。これらはかすかな一歩前進であります。しかしながら、われわれは、本院における昭和三十九年地価安定対策強化

に関する決議、また昭和四十一年、四十二年、本院における土地収用法案の審議に際し、地価安定対策についての佐藤総理の答弁があるのであります。これが今日までただの一度も尊重され、実行されたためしなかったものであります。佐藤内閣のその場しのぎのから手形政策の歴史的な経過がありますから、なかなかもって信用できないのであります。(拍手)

次に、本法案は、住民に対し、私権の制限を明らかにしているという点で、まさに画期的であります。また住民に対し、負担と義務を強要しながら、住民に計画参加と権利の保証を認めないという点も、まことに特徴的であります。これは二十世紀後半の、近代文明国家のやり方ではなくて、十六世紀当時の封建国家における帝王のやり方であるといつても過言でないのであります。

(拍手)戦後一番の右寄りの佐藤内閣らしい、なるほどのやり方だと思えてならないのであります。

(拍手)

われわれは、都市計画の遂行による都市改革の目的は、ただ一つ住民の幸福にあると信ずるのであります。都市計画策定の過程において、住民の積極的な参加を保障し、計画確定後における、住民の協力による計画の実効性が確保されなければならぬのであります。われわれは、そのために都市計画の策定権者は市町村長でなければならぬと主張するのであります。市町村に都市計画審議会を設け、都市計画策定以前に公聴会を開き、住民の意見を十分に聞き、計画を一定期間縦覧に供し、不服申し立ての道を開き、一定期間縦覧後において、初めて計画は確定するという住民の参加と協力、住民を中心とした都市計画策定手続制度確立を提案してまいつたのであります。これに対し、計画権者が必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる、こゝう修正が行なわれているのであります。また自治法上の審議会を市町村に設置するという約束も行なわれているのであります。しかしながら、住民の権利は何ら法

的に保証されるに至らないというあいまいな状態に置かれているのであります。

次に、われわれが特に重要視しなければならぬのは、この新都市計画法実施に際し、その財政措置については、従来の都市計画事業からほとんど何らの前進がないという点であります。一方的に、住民と地方公共団体にしわ寄せをしておるといふ点であります。われわれは、この点、とうてい納得をすることができないのであります。

われわれは、市町村が都市計画に基づく公共施設の整備に要する経費に充てるために起こす地方債については、他の地方債に優先させること、この地方債の元利償還に要する経費については、その市町村の基準財政需要額に算入する、地方道路譲与税の増額と市町村に対する譲与、また都市計画先行投資の財源措置、都市計画事業に対する国庫補助は、事業費の三分の二とすること等をわれわれは主張し、今日まで審議に当たってまいったのであります。

政府・自民党と全く平行線をたどり、今日も依然として激しい対立の状態にあるのであります。

第四に、農業を圧迫し、農民生活に与える大きな不安についてであります。そしてまた、わが国の地方総合開発計画の策定されておらない今日の現段階から考えまして、今後のわが国全体の進路と都市計画がいかなる位置づけをもって相関連するかということが何ら明らかにされておらないという点であります。

二十世紀の終末の段階は、人類が決定的な食糧危機に当面するといわれているのでありますが、今日この新都市計画法案が、わが国の長期的、総合的な計画の中でどれだけの農地を市街地としてつぶしていくかということが、また、わが国の民族の食糧自給体制や食糧確保の計画などの関係が全く明らかにされておらないのであります。われわれは、緑と潤いのある都市社会、快適な住宅と居住環境の整備のために、土地の合理的な利用を長きにわたって提唱してまいったのであります。

が、しかし、同時に、市街地の中に没し去る農地に対し、反面においては、わが国土の中に積極的な農地開発が行なわれて、ここにこそ調和ある計画的な開発、発展がなければならぬということを主張してまいったのであります。この新たな農地開発事業は、今日の佐藤内閣において最も後退をしている事実であります。

またわれわれは、都市計画ということは、国民に対し、あすへのエネルギーを養える快適な住宅を供給することであり、環境を整備するということであり、この住宅計画を明らかにするということが当然の責任であると思うのであります。土地提供者に対する生活再建措置と責任を明らかにする問題、調整区域は、農業振興の地域として十分な農業投資を行なうこと、市街化区域において、一定の優良農地については、農地上、税制上、農地としての保護を受けるべきといった具体的な主張を行なうてまいったのであります。これらが一部実を結ぶこととなって、幾つかの点で法案修正が行なわれるという段階に相なったのであります。

さきに指摘しましたとおり、土地基金の設置と土地の先買権及びその資金対策、公聴会の開催、土地の有効利用促進と投機的投資を抑制するための税制上の措置、土地を提供する者に対する生活再建の措置、市街化区域内の優良農地の取り扱い等について、また住宅建設と環境整備について明らかにするという修正が行なわれることになったのであります。これらの修正は、確かに一歩のさやかな前進であります。

また、現行法は、大正八年、半世紀前に制定されて以来、かたかな法文というスタイルに示されているように、今日の急激な都市社会の変化に対応し得ない全くの前時代的な陳腐なものであることは、もちろんであります。その意味で、今日の新都市計画法案に対し、歴史的な期待と希望が大きく集まることは、けだし当然であります。しかるに、今日のこの法案は、都市計画の土地利用の野放しを抑制するだけにとどまって、さきに指摘いたしましたように、最も大切な地価安定対策の欠落をはじめ、幾つかの根本的な点で欠陥を持っているばかりでなく、今日の保安政治の体質がもたらす都市の暴発に対して、かくのごとき手ぬるい、また欠点の多い新都市計画法をもってしては、とうてい実効ある成果を期待することはできないのであります。

私は、最後に、真にそこに住む人間本位の、血の通った都市の形成と整備のためには、われわれ日本社会党の都市政策の実現以外にないというところをここに明言し、本法案に対する反対の討論を終わらんとするものであります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて討論は終局いたしました。

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一) 朗読を省略した議長の報告

七三一

両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも修正でありま
す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、両案
とも委員長報告のとおり決しました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会い
たします。

午後五時二十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 三木 武夫君
文部大臣 灘尾 弘吉君
厚生大臣 園田 直君
農林大臣 西村 直己君
運輸大臣 中曾根康弘君
労働大臣 小川 平二君

出席政府委員

建設大臣 保利 茂君
自治大臣 赤澤 正道君
国務大臣 田中 龍夫君
国務大臣 増田甲子七君
内閣法制局長官 高辻 正巳君
人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務総局
給与局長 尾崎 朝夷君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任)

一、昨十八日、議長において、次の常任委員の辞
任を許可した。

内閣委員 渡部 一郎君
地方行政委員 太田 一夫君 松本 忠助君
赤路 友藏君
法務委員 網島 正興君 山手 満男君
鈴木 康雄君 佐藤 孝行君
葉梨 信行君 伊藤惣助丸君
外務委員

大蔵委員 石田幸四郎君
文教委員 藤波 孝生君 渡辺 肇君
山田 太郎君 網島 正興君
山手 満男君

農林水産委員

赤路 友藏君 太田 一夫君
小濱 新次君

運輸委員

通信委員

森本 靖君 柳田 秀一君
田中 昭三君

予算委員

決算委員

柳田 秀一君 矢野 絢也君
中村 重光君

(常任委員補欠選任)

一、昨十八日、議長において、次の通り常任委員
の補欠を指名した。

内閣委員 鈴木 康雄君
地方行政委員 赤路 友藏君 小濱 新次君
太田 一夫君
法務委員 葉梨 信行君 佐藤 孝行君

山田 太郎君 山手 満男君
網島 正興君 渡部 一郎君
田中 昭三君

外務委員

大蔵委員

文教委員

山手 満男君 網島 正興君

矢野 絢也君 渡辺 肇君

藤波 孝生君

農林水産委員

太田 一夫君 赤路 友藏君

運輸委員

通信委員

柳田 秀一君 森本 靖君

予算委員

決算委員

中村 重光君 鈴木 康雄君

柳田 秀一君

(特別委員辞任)

一、昨十八日、議長において、次の特別委員の辞
任を許可した。

石炭対策特別委員 八木 昇君 井手 以蔵君
沖縄及び北方問題等に関する特別委員

北澤 直吉君 谷川 和穂君

(特別委員補欠選任)

一、昨十八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

石炭対策特別委員

井手 以誠君 八木 昇君

沖繩及び北方問題等に関する特別委員

谷川 和穂君 北澤 直吉君

(条約提出)

一、昨十八日、内閣から提出した条約は次の通りである。

南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、昨十八日、議員から提出した議案は次の通りである。

在外財産基金法案(植木庚子郎君外五名提出)
港湾労働法の一部を改正する法律案(島本虎三君外十一名提出)
身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案

(田邊誠君外十一名提出)

一、今十九日、内閣から提出した議案は次の通り

である。

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

(議案付託)

一、昨十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号) 内閣委員会 付託

学校給食法の一部を改正する法律案(唐橋東君外八名提出、衆法第二三三号) 文教委員会 付託

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(伊賀定盛君外十二名提出、衆法第二四号) 農林水産委員会 付託

(条約送付)

一、昨十八日、参議院に送付した条約は次の通りである。

公海に関する条約の締結について承認を求めるの件
領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、昨十八日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

金融機関の合併及び転換に関する法律案

一、昨十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

学校給食法の一部を改正する法律案(唐橋東君外八名提出)

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(伊賀定盛君外十二名提出)

(回付議案受領)

一、今十九日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

森林法の一部を改正する法律案(第五十五回国会、第五十六回国会及び第五十七回国会本院継続審査)

(答弁書受領)

一、今十九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員田中武夫君提出政府の金買上げ価格

等に関する質問に対する答弁書

政府の金買上げ価格等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十三年四月一日

提出者 田中 武夫

衆議院議長 石井光次郎殿

政府の金買上げ価格等に関する質問主意書
政府が、管理法第三条によつて産金業者から強制的に買い上げる金価格等について質問したい。

一 現在、日本の産金コストはグラム約七百円が常識であるのに、そのコストを大幅に下回るグラム四百五十円で強制的に買い上げるとは、憲法第二十九条第三項の「正当な補償」(特に有償を明確にした点が、明治憲法第二十七条との相違点である)ではないと思うがどうか。

二 政府の買上げは産金量のうちわずか五パーセントであるので、残りの九十五パーセントはグラム六百六十円でもよいというもののかね合いで、このようなことはできる(昭和四十三年三月十四日、予算委員会第二分科会における水田大蔵大臣答弁)との見解はあたらなない。

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一) 朗読を省略した議長の報告

なぜならば、買上げ量は理論的には政令で百パーセント(かつては三十三パーセント)までに行けるし、残引量をいくらに売却できるということと憲法第二十九条第三項は無関係であると思ふがどうか。

三 IMF協定との関係があるのでといわれると思ふが、現にアメリカにおいても金鉱山補助法案が議院に提案され、年間五千万ドルの産金補助金を考へており、これはその産金量からみてグラム四百五十円の補助金となる。また、他の諸国においても現在種々の名目で補助をしている。従つて政府の産金政策は、IMF協定によつて拘束されるものではないと思ふがどうか。

四 日本は金密輸の天国といわれ、現に大がかりな金密輸組織が検挙されている。これは、政府の産金政策のまずさによるものと思ふがどうか。また、さらに政府は、今後産金政策をどう進めていくつもりか。

五 本年度輸入予定の金地金十四トンの計画は、今日の世界の金事情から変更しなければならぬと思ふがどうか。もし予定どおり輸入できるとすればどこから、価格はいくらで買い入れる

ことができると思ふか。
右質問する。

昭和四十三年四月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院議員田中武夫君提出政府の金買上げ価格等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田中武夫君提出政府の金買上げ価格等に関する質問に対する答弁書

一 政府が新産金の一部を強制的に買い上げることとは、対外決済の準備に充てるため、法律の規定に基づいて行なうものである(金管理法第一条)。従つて、政府が強制的に買い上げること自体については、違憲の問題を生ずる筈がない。

次に、その場合の金の買上げ価格は、一グラムにつき四〇五円と定められているが(金管理法第四条)、この買上げ価格は、金の正当な価格と言ふべきである。けだし、国際通貨基金協

定第四条第二項においては、「……加盟国は、平価に所定のマージンを加えた額をこえる価格で金を買い入れ、又は平価から所定のマージンを差し引いた額未満の価格で金を売つてはならない」と定められているが、この規定をまづま

でもなく、一グラムにつき四〇五円という価格は、一オンス三五ドルという通貨用金の国際価格及び一ドル三六〇円というわが国の基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法第七条)からおのずから算定される数字であり、また、一グラムにつき四〇五円という価格は、国際自由価格ともほぼ等価の関係にあり、金の輸入及びその国際間における流通が自由であるとした場合の国内価格もこの国際自由価格とはほぼ同一になると考えられるからである。

従つて、「現在、日本の産金コストはグラム約七〇〇円が常識である」ということの当否は別として、たとえ産金コストが政府の買上げ価格を上回つていても、理論上の問題はなく、その上回ることに對してどのように対処すべきかは、政策上の問題である。

以上述べたところにより、政府の買上げ価格一グラムにつき四〇五円が憲法第二十九条第三

項に規定される「正当な補償」に当たらないとすることはできない。

ただ、金投機等により、金の国際自由価格が一グラムにつき四〇五円を恒常的に上回ることになり、金の輸入及びその国際間における流通が自由であるとした場合の金の国内価格が一グラムにつき四〇五円とほぼ等価の関係に立つことが期待できないことになれば、産金業者は、強制買上げの制度がない場合においてはその分の金を一グラムにつき四〇五円を上回る価格で販売できることになる筈である。従つて、そのような事態においては、政府が一グラムにつき四〇五円で買い上げることについて検討を要することになるが、それはあくまで金投機等に伴う新規の問題である。

(注) 所定のマージンとは、金価格のパーセント又は四分の一パーセントプラス輸送料等のいずれかを加盟国が選択することとなっている。

二 政府が行なう新産金の強制的買上げは、一に述べたとおり対外決済の準備に充てるため、法律の規定に基づき行なうものであるから、理論的には、産金業者が自由に販売できる金量に係

る価格と、憲法第二十九条第三項の規定とは直接関係はないと解される。

もつとも、政府が買い上げる金量を決定するについては、これまで、産金コストの動向をも参酌のうえ、産金業者の手取りが総体として何ほどになるかについて考慮を払つて来たことは事実である。

三 既に述べたとおり、国際通貨基金協定第四条第二項においては、「……加盟国は平価に所定のマージンを加えた額をこえる価格で金を買入れ、又は、平価から所定のマージンを差し引いた額未満の価格で金を売つてはならない。」と定められており、また、一九四七年の基金理事会の決議によれば、金生産に対して補助政策をとらうとする国は、あらかじめ基金と十分協議しなければならないこととされている。IMFに加盟しているわが国として、協定又は右の決議に拘束されることはあらためて言うまでもないところである。

四 最近、金の密輸事犯が相当摘発されているが、昭和四十二年度からは、需給の不均衡に対処して、政府が海外より金を輸入しこれを払い下げることをし、今後とも必要に応じ輸入をふ

やし、産業用金の需要をみたしていく方針である。

これまでの産金政策は、国内金鉱山維持のために必要なものであつたと考える。今後の産金政策としては、従来行なつて来た金鉱山助成のための新鉱床探査補助金の活用に加えて、昭和四十三年度から新たに効率的な探鉱の実施に資するため、金属鉱物探鉱促進事業団に基礎的な地質構造調査を行なわせることとしている。

五 海外自由金市場における産業用金の価格は、現在のところ、従来より若干上回つているが、昭和四十三年度の予算には、国内新産金の買入れ分と併せて一四トン分の海外購入を予定して約五八億円が計上されているほか、約一二億円の予備費も計上されており、また、弾力条項もあるもので、当初の予定どおり一四トンの購入は可能であると考ええる。

また、この程度の購入量は、世界の生産量から見てもわずかであり、海外自由金市場においてこれを購入することは困難ではないと考える。

なお、海外自由金市場での購入は、市場の動向をみながら、できるだけ安い価格で行なうことを考えている。

右答弁する。

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一)

七三六

明治三十五年三月十一日
第三種郵便物認可

官報

号外
昭和四十三年四月十九日

第五十八回 衆議院會議録 第二十六号(二)

〔本号(参照)〕

都市計画法案

右
国会に提出する。

昭和四十二年七月十二日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

目次

都市計画法

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 都市計画

第一節 都市計画の内容(第七条—第十四条)
第二節 都市計画の決定及び変更(第十五条—第二十八条)

第三章 都市計画制限

第一節 開発行為等の規制(第二十九条—第五十二条)

第二節 都市計画施設等の区域内における建築の規制(第五十三条—第五十七条)
第三節 風致地区内における建築等の規制(第五十八—第六十条)

第四章 都市計画事業

第一節 都市計画事業の認可等(第五十九条—第六十四条)

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(二) 都市計画法案

第二節 都市計画事業の施行(第六十五条—第七十五条)

第五章 都市計画中央審議会等(第七十六条—第七十八条)

第六章 雑則(第七十九条—第八十六条)
第七章 罰則(第八十七条—第九十五条)

附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(都市計画の基本理念)
第二条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(国、地方公共団体及び住民の責務)
第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

2 都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行なう措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは、次条の規定により指定された区域をいう。

3 この法律において「地域地区」とは、第八条第一項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

4 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

5 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

7 この法律において「建築物」とは建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第二条第一号に定める建築物を、「建築」とは同条第十三号に定める建築をいう。

8 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

9 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

10 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

11 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第五十九条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

12 この法律において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

(都市計画区域)

第五条 都道府県知事は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他建設省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定によるものほか、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)による都市開発区域、近畿圏整備法(昭和三十一年法律第九十九号)による都市開発区域、中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百一十二号)による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都市計画地方審議会の意見をきくとともに、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。

4 二以上の都道府県の区域にわたる都市計画区域は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、建設大臣が、あらかじめ、関係都府県知事の意見をきいて指定するものとする。この場合において、関係都府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都市計画地方審議会の意見をきかなければならない。

5 都市計画区域の指定は、建設省令で定めるところにより、公告することによつて行なう。

6 前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一) 都市計画法案

第六條 都道府県知事は、都市計画区域について、おおむね五年ごとに、建設省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他建設省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行なうものとする。

二 都道府県知事は、前項の規定による基礎調査の結果を、建設省令で定めるところにより、建設大臣に報告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

第二章 都市計画

第一節 都市計画の内容

(市街化区域及び市街化調整区域)

第七條 都市計画には、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めるものとする。

二 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

三 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

四 市街化区域及び市街化調整区域については、その区分及び各区域の整備、開発又は保全の方針を都市計画に定めるものとする。

第八條 都市計画には、当該都市計画区域について、次の各号に掲げる地域、地区又は街区で必要なものとする。

一 住居地域、商業地域、準工業地域又は工業地域(以下「用途地域」と総称する。)

二 住居専用地区又は工業専用地区

三 特別工業地区、文教地区その他政令で定める特別用途地区

四 空地地区、高度地区、容積地区又は特定街区

五 防火地域又は準防火地域

六 美観地区

七 風致地区

八 駐車場法(昭和三十三年法律第六号)第三条第一項の規定による駐車場整備地区

九 臨港地区

十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第六條第一項の規定による歴史的風土特別保存地区

十一 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)第五條第一項の規定による近郊緑地特別保全地区又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第一号)第六條第一項の規定による近郊緑地特別保全地区

十二 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第十号)第四條第一項の規定による流通業務地区

二 地域地区については、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 地域地区の種類(空地地区にあつては建築基準法別表第四の欄の、容積地区にあつては同法別表第五の欄の種類)、位置及び区域

二 次に掲げる地域地区については、それぞれ次に定める事項

イ 高度地区 建築物の高さの最高限度又は最低限度

ロ 特定街区 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限

三 その他政令で定める事項

第九條 住居地域は、主として住居の環境を保護するため定める地域とする。

二 商業地域は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。

三 準工業地域は、主として環境の悪化をもちたすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域とする。

四 工業地域は、主として工業の利便を増進するため定める地域とする。

五 住居専用地区は、住居地域内において特に良好な住居の環境を保護するため定める地区とする。

六 工業専用地区は、工業地域内において特に工業の利便を増進するため定める地区とする。

七 特別用途地区は、用途地域内において特別の目的からする土地利用の増進、環境の保護等を図るため定める地区とする。

八 空地地区は、住居地域内において住居の良好な環境を保護するため、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を定める地区とする。

九 高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。

十 容積地区は、用途地域内において良好な都市空間を確保するため、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を定める地区とする。

十一 特定街区は、市街地の整備改善を図るため、その街区内における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定める街区とする。

十二 防火地域又は準防火地域は、市街地における火災の危険を防止するため定める地域とする。

十三 美観地区は、市街地の美観を維持するため定める地区とする。

十四 風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区とする。

十五 臨港地区は、港灣を管理運営するため定める地区とする。

第十條 地域地区内における建築物その他の工作物に関する制限については、この法律に特に定めるもののほか、別に法律で定める。

(都市施設)

第十一條 都市計画には、当該都市計画区域における次の各号に掲げる施設で必要なものとする。

一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水

道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

四 河川、運河その他の水路

五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設

七 市場、と畜場又は火葬場

八 一団地の住宅施設(一ヘクタール以上の一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)

九 一団地の官公庁施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)

十 流通業務団地

十一 その他政令で定める施設

第十二條 都市計画には、当該都市計画区域における次の各号に掲げる事業で必要なものとする。

一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九号)による土地区画整理事業

二 新住宅市街地開発法(昭和三十三年法律第三十四号)による新住宅市街地開発事業

三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)による工業団地造成事業

四 都市再開発法(昭和四十二年法律第

号)による市街地再開発事業

五 都市再開発法(昭和四十二年法律第

号)による市街地再開発事業

六 都市再開発法(昭和四十二年法律第

号)による市街地再開発事業

七 都市再開発法(昭和四十二年法律第

号)による市街地再開発事業

八 都市再開発法(昭和四十二年法律第

号)による市街地再開発事業

九 都市再開発法(昭和四十二年法律第

号)による市街地再開発事業

十 都市再開発法(昭和四十二年法律第

2 市街地開発事業については、市街地開発事業の種類、名称及び施行区域その他政令で定める事項を都市計画に定めるものとする。

3 土地区域整理事業については、前項に定めるもののほか、公共施設の配置及び宅地の整備に関する事項を都市計画に定めるものとする。

4 土地区域整理事業以外の市街地開発事業については、都市計画に定めるべき事項は、第二項に定めるもののほか、別に法律で定める。

(都市計画基準)

第十三条 都市計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、地方総合開発計画、都府県総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次の各号に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合において、当該都市について公害防止計画が定められているときは、都市計画は、当該公害防止計画に適合したものでなければならない。

一 市街化区域と市街化調整区域との区分は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、産業活動の利便と居住環境の保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を確保し、効率的な公共投資を行なうことができるように定めること。

二 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、美観風致を維持し、公害を防止する等適正な都市環境

を保持するように定めること。この場合において、市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として用途地域を定めなければならない。

三 都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとし、住居地域については、義務教育施設をも定めるものとする。

四 市街地開発事業は、市街化区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定めること。

五 前各号の基準を適用するについては、第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づき、かつ、政府が法律に基づき行なう人口、産業、住宅、建築、交通、工場立地その他の調査の結果について配慮すること。

2 第八条第一項第八号及び第十号から第十二号までに掲げる地域地区、流通業務団地並びに市街地開発事業に関する都市計画の策定に關し必要な基準は、前項に定めるもののほか、別に法律で定める。

3 都市計画の策定に關し必要な技術的基準は、政令で定める。

(都市計画の図書)

第十四条 都市計画は、建設省令で定めるところにより、総括図、計画図及び計画書によつて表示するものとする。

2 計画図及び計画書における市街化区域の区域、地域地区の区域、都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域の表示は、土地に關し権利を有する者が自己の権利に係る土地がこれらの区域に含まれるかどうかを容易に判断す

ることができなければならない。

第二節 都市計画の決定及び変更

(都市計画を定める者)

第十五条 次の各号に掲げる都市計画は都道府県知事が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画

二 第八条第一項第九号から第十二号までに掲げる地域地区に関する都市計画

三 一の市町村の区域をこえる広域の見地から決定すべき地域地区若しくは都市施設として政令で定めるもの又は根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

四 市街地開発事業(政令で定める小規模な土地区域画整理事業を除く)に関する都市計画

2 市町村の合併その他の理由により、前項第三号に該当する都市計画が同号に該当しないこととなつたとき、又は同号に該当しない都市計画が同号に該当することとなつたときは、当該都市計画は、それぞれ市町村又は都道府県知事が決定したものとみなす。

第十六条 市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に關する基本構想に即し、かつ、都道府県知事が定めた都市計画に適合したものでなければならない。

2 市町村が定めた都市計画が、都道府県知事が定めた都市計画と抵触するときは、その限りにおいて、都道府県知事が定めた都市計画が優先するものとする。

(都市計画の案の縦覧等)

第十七条 都道府県知事又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県知事の作成に係るものにあつては都道府県知事に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

3 特定街区に関する都市計画の案については、政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。

(都道府県知事の都市計画の決定)

第十八条 都道府県知事は、関係市町村の意見をきき、かつ、都市計画地方審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により都市計画の案を都市計画地方審議会に付議しようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都市計画地方審議会に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画(政令で定める輕易なものを除く)又は国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。

(市町村の都市計画の決定)

第十九条 市町村は、都道府県知事の承認を受け、都市計画を決定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、都市計画地方審議会の議を経なければならない。

(都市計画の告示等)

第二十条 都道府県知事又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県知事にあつては建設大臣及び関係市町村長に、市町村にあつては建設大臣及び都道府県知事に、第十四条第一項に規定する図書の写しを送付しなければならない。

七四〇

は、当該障害物の所在地を管轄する市町村長への許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。

この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは、障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所でないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、建設大臣、都道府県知事若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合において、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（証明書の携帯）

第二十七条 第二十五条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第二十八条 建設大臣、都道府県知事又は市町村は、第二十五条第一項又は第二十六条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第三章 都市計画法

第一節 開発行為等の規制

（開発行為の許可）

第二十九条 市街化区域又は市街化調整区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りではない。

一 市街化区域内において行なう開発行為で、その規模が政令で定める規模未満であるもの
二 市街化調整区域内において行なう開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行なうもの
三 駅舎その他の鉄道の施設、社会福祉施設、医療施設、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校（大学及び各種学校を除く）、公民館、変電所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行なう開発行為

四 国、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）、都道府県若しくは指定都市がその組織に加わっている一部事務組合若しくは港務局又は都道府県若しくは指定都市が設置団体である地方開発事業団が行なう開発行為

五 都市計画事業の施行として行なう開発行為
六 土地区画整理事業の施行として行なう開発行為
七 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の免許を受けた埋立地であつて、また同法第二十二条の竣工認可を受けていないものにおいて行なう開発行為

八 非常災害のため必要な応急措置として行なう開発行為
九 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

（許可申請の手続）
第三十条 前条の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模
二 開発区域内において予定される建築物（以下「予定建築物」という。）の用途
三 開発行為に関する設計（以下「設計」という。）

四 工事施行者（開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないでみずからその工事を施行する者をいう。以下同じ。）
五 その他建設省令で定める事項

2 前項の申請書には、第三十二条に規定する同意を得たことを証する書面、同条に規定する協議の経過を示す書面その他建設省令で定める図書を添付しなければならない。

（設計者の資格）
第三十一条 前条の場合において、設計に係る設計図書（開発行為に関する工事のうち建設省令で定めるものを実施するため必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）は、建設省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。

（公共施設の管理者の同意等）
第三十二条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に係る公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

（開発許可の基準）
第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が次の各号（主として、自己の居住の用に供する住宅又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの）の建築の用に供する目的で行なう開発行為にあつては、第一号、第三号、第六号、第八号及び第十一号）に規定する基準に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一 当該申請に係る開発区域内の土地について、用途地域、流通業務地区又は港務法第三十九条第一項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められているときは、予定建築物の用途がこれに適合していること。
二 道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一) 都市計画法案

七四二

接続するように設計が定められていること。
この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
ハ 予定建築物の用途
ニ 予定建築物の敷地の規模及び配置
三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 当該地域における降水量
ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況
四 水道その他の給水施設が、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

五 当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び予定建築物の用途の配分が定められていること。

六 開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、がけくずれ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

七 開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域その他政令で定める開発行為を行なうのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

八 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。

九 申請者に当該開発行為を行なうために必要な資力及び信用があること。

十 工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十一 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。
十二 前項各号に規定する基準を適用するに必要と認められる技術的細目は、政令で定める。

十三 公有水面埋立法第二十二條の竣工認可を受けたる埋立地であつて同法第二十七條の処分の制限の登記がされているものにおいて行なう開発行為については、当該埋立地に関する同法第二条の免許の条件において第一項各号に規定する事項に関する定めがあるときは、その定めをもつて開発許可の基準とし、同項各号に規定する基準は、当該条件に抵触しない限度において適用する。

第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号の一に該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

一 当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行なう開発行為

二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物の建築の用に供する目的で行なう開発行為

三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築することが困難なものの建築の用に供する目的で行なう開発行為

四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九條第二号の政令で定める建築物以外のもの又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物の建築の用に供する目的で行なう開発行為

五 都道府県が国又は中小企業振興事業団と一体となつて助成する中小企業の事業の共同化又は工場、店舗等の集団化に寄与する事業の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行なう開発行為

六 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築することが必要なものの建築の用に供する目的で行なう開発行為

七 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、市街化区域内において建築することが不適当なものとして政令で定めるものの建築の用に供する目的で行なう開発行為

八 前各号に規定する建築物のほか、市街化区域内において建築することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行なう開発行為

九 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際、自己の居住又は業務の用に供する建築物を建築する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に建設省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行なう開発行為(政令で定める期間内に行なうものに限る。)

十 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する開発行為で、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの

イ 開発区域の面積(開発区域が市街化調整区域の内外にわたるときは、その全体の面積)が政令で定める面積を下らない開発行為で、市街化区域における市街化の状況等からみて当該申請に係る開発区域において行なうことが当該都市計画区域における計画的な市街化を図るうえに支障がないと認められるもの

ロ 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行なうことが困難又は著しく不適当と認められるもの

(許可又は不許可の通知)
第三十五条 都道府県知事は、開発許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならぬ。

二 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。この場合において、不許可の処分をするときは、その理由を

あわせて通知しなければならない。

(工事完了の検査)

第三十六條 開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に關する工事のうち公共施設に關する部分については、当該公共施設に關する工事)を完了したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認められたときは、建設省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

(建築制限)

第三十七條 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第三項の公告があるまでの間は、建築物を建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 当該開発行為に關する工事に伴う仮設建築物を建築するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。

二 第三十三條第一項第十一号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築するとき。

(開発行為の廃止)

第三十八條 開発許可を受けた者は、開発行為に關する工事を廃止したときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第三十九條 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に關する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第三十六條第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理者が別にあるとき、又は第三十二條の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

(公共施設の用に供する土地の帰属)
第四十條 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に關する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第三十六條第三項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に關する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者がみずから管理するものを除き、第三十六條第三項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき者(その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体)に帰属するものとする。

3 市街化区域内における都市計画施設である幹線道路その他の主要な公共施設を政令で定めるものの用に供する土地が前項の規定により国又は地方公共団体に帰属することとなる場合においては、当該施設に伴う費用の負担について第三十二條の協議において別段の定めをした場合を除き、従前の所有者(第三十六條第三項の公告の日において当該土地を所有していた者をいう。)

う。は、国又は地方公共団体に對し、政令で定めるところにより、当該土地の取得に要すべき費用の額の全部又は一部を負担すべきことを求めることができる。

(建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定)

第四十一條 都道府県知事は、市街化調整区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の敷地面積に対する建築面積の割合、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に關する制限を定めることができる。

2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に關する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

(開発許可を受けた土地における建築等の制限)

第四十二條 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第三十六條第三項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物を新築してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物としてはならない。ただし、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているとき、又は都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

2 国が行なう行為については、当該国の機関と都道府県知事との協議が成立することをもちつて、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

第四十三條 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。第二十九條第二号又は第三号に規定する建築物以外の建築物を新築してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して第二十九條第二号又は第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築又は用途の変更については、この限りでない。

一 国又は第二十九條第四号に規定する地方公共団体若しくは港務局が行なう建築物の新築、改築又は用途の変更
二 都市計画事業の施行として行なう建築物の新築、改築又は用途の変更
三 非常災害のため必要な応急措置として行なう建築物の新築、改築又は用途の変更
四 仮設建築物の新築
五 第二十九條第七号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行なわれた土地の区域内において行なう建築物の新築、改築又は用途の変更

六 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
2 前項の規定による許可の基準は、第三十三條及び第三十四條に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。

(許可に基づく地位の承継)
第四十四條 開発許可又は前条第一項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

第四十五條 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に關する工事を施行する権限を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承

継続することができる。

(開発登録簿)

第四十六條 都道府県知事は、開発登録簿(以下「登録簿」という。)を調製し、保管しなければならない。

第四十七條 都道府県知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

一 開発許可の年月日
二 予定建築物(用途地域等の区域内のものを除く。)の用途
三 公共施設の種別、位置及び区域
四 前三号に掲げるもののほか、開発許可の内容

五 第四十一条第一項の規定による制限の内容
六 前各号に定めるもののほか、建設省令で定める事項

2 都道府県知事は、第三十六條の規定による完了検査を行つた場合において、当該工事が当該開発許可の内容に適合すると認めるときは、登録簿にその旨を附記しなければならない。

3 都道府県知事は、第八十一条第一項の規定による処分により第一項各号に掲げる事項について変動を生じたときは、登録簿に必要な修正を加えなければならない。

4 都道府県知事は、登録簿をつねに公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があつたときは、その写しを交付しなければならない。

5 登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(国及び地方公共団体の援助)
第四十八條 国及び地方公共団体は、市街化区域内における良好な市街地の開発を促進するため、市街化区域内において開発許可を受けた者に対する必要な技術上の助言又は資金上その他の援助に努めるものとする。

(開発許可手数料)
第四十九條 開発許可に関し地方自治法第二百二

十七條第二項の規定により徴収することができる手数料の額は、一件につき十万円をこえることができない。

(不服申立て)

第五十條 第二十九條、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく処分若しくはこれに係る不作為(行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二条第二項に規定する不作為をいう。)又はこれらの規定に違反した者に対する第八十一条第一項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。

2 開発審査会は、前項の規定による審査請求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から二月以内に、裁決をしなければならない。

3 開発審査会は、前項の裁決を行なう場合においては、あらかじめ、審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行なわなければならない。

4 開発審査会の裁決に不服がある者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができる。

第五十一條 第二十九條、第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八條の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができ、審査請求を教示した場合に準用する。

(審査請求と訴訟との関係)
第五十二條 第五十條第一項に規定する処分の取消しの訴え(前条第一項の規定により土地調整

委員会に裁定の申請をすることができる事項に關する訴えを除く。)は、当該処分についての審査請求に対する開発審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第二節 都市計画施設等の区域内における建築の規制

(建築の許可)
第五十三條 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画事業の施行として行なう行為(これに準ずる行為として政令で定めるものを含む)、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 第四十二条第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3 第一項の規定は、第六十五条第一項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(許可の基準)
第五十四條 都道府県知事は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該建築が都市計画施設若しくは市街地開発事業に關する都市計画に適合し、又は当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除却することができるものと認めるときは、その許可をしなければならない。一 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

二 主要構造部(建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(許可の基準の特例)
第五十五條 都道府県知事は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街

地開発事業(土地区画整理事業を除く。)の施行区域(次条において「事業予定地」という。)内において行なわれる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第五十三条第一項の許可をしないことができる。ただし、次条第二項の規定により買収されない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。

2 前項の規定による土地の指定は、建設省令で定めるところにより、次条第一項の規定による土地の買取りの申出の相手方その他建設省令で定める事項を公告してしなければならない。

3 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事に対し、第一項の規定による土地の指定をすべきことを申し出ることができる。この場合において、都道府県知事は、当該申出に基づいてその指定をしようとするときは、当該申出をした者を次条第一項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めることができる。

(土地の買取り)
第五十六條 都道府県知事(前条第三項後段の規定により、土地の買取りの申出の相手方として定められた者があつたときは、その者)は、事業予定地内の土地の所有者から、前条第一項本文の規定により建築物の建築が許可されないときはその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつた場合においては、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

2 前項の規定による申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

3 前条第三項後段の規定により土地の買取りの申出の相手方として定められた者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたと

きは、ただちに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(買収した土地の管理)

第五十七条 前条第一項の規定により土地を買収した者は、当該土地に係る都市計画に適合するようにこれを管理しなければならない。

第三節 風致地区内における建築等の規制

(建築等の規制)

第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることが出来る。

2 第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第四章 都市計画事業

第一節 都市計画事業の認可等

(施行者)

第五十九条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事の認可を受けて施行する。

2 都の特別区は、主として当該特別区の住民の用に供する都市施設に関する都市計画事業に限り、都知事の認可を受けて、これを施行することができる。

3 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適当な場合、前項の規定により都の特別区が施行することができない都市計画事業に係る場合その他特別な事情がある場合においては、建設大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

4 国の機関は、建設大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

5 国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの

処分を受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

6 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見をきかなければならない。

7 建設大臣又は都道府県知事は、第一項から第五項までの規定による認可又は承認をしようとする場合において、当該都市計画事業が、用排水施設その他農用地の保全若しくは利用上必要な公共の用に供する施設を廃止し、若しくは変更するものであるとき、又はこれらの施設の管理、新設若しくは改良に係る土地改良事業計画に影響を及ぼすおそれがあるものであるときは、当該都市計画事業について、当該施設を管理する者又は当該土地改良事業計画による事業を行なう者の意見をきかなければならない。ただし、政令で定める軽易なものについては、この限りでない。

(認可又は承認の申請)

第六十条 前条の認可又は承認を受けようとする者は、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 施行者の名称
 - 二 都市計画事業の種類
 - 三 事業計画
 - 四 その他建設省令で定める事項
- 2 前項第三号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 収用又は使用の別を明らかにした事業地(都市計画事業を施行する土地をいう。以下同じ。)
 - 二 設計の概要
 - 三 事業施行期間

3 第一項の申請書には、建設省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(事業計画の変更)

- 一 事業地を表示する図面
- 二 設計の概要を表示する図書
- 三 資金計画書
- 四 事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見書
- 五 その他建設省令で定める図書

4 第十四条第二項の規定は、第二項第一号及び前項第一号の事業地の表示について準用する。

(認可等の基準)

第六十一条 建設大臣又は都道府県知事は、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第五十九条の認可又は承認をすることが出来る。

- 一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。
- 二 事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたこと又はこれらの処分がされることが確実であること。

(都市計画事業の認可等の告示)

第六十二条 建設大臣又は都道府県知事は、第五十九条の認可又は承認をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間及び事業地を告示し、かつ、建設大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては建設大臣及び関係市町村長に、第六十条第三項第一号及び第二号に掲げる図書の写しを送付しなければならない。

2 市町村長は、前項の告示に係る事業施行期間の終了の日又は第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十条の二の規定により準用される同法第三十条第二項の告示の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の変更)

第六十三条 第六十条第一項第三号の事業計画を変更しようとする者は、国の機関にあつては建設大臣の承認を、都道府県にあつては建設大臣の認可を、その他の者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、設計の概要について建設省令で定める軽易な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第五十九条第七項及び前三条の規定は、前項の認可又は承認について準用する。

(認可に基づく地位の承継)

第六十四条 第五十九条第五項の認可に基づく地位は、相続その他の一般承継による場合のほか、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて承継することが出来る。

2 第五十九条第五項の認可に基づく地位が承継された場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により被承継人がした処分、手続その他の行為は、承継人がしたものとみなし、被承継人に対してした処分、手続その他の行為は、承継人に対してしたものとみなす。

第二節 都市計画事業の施行

(建築等の制限)

第六十五条 第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 第四十二条第二項の規定は、第一項の規定に

よる許可について準用する。

(事業の施行について周知させるための措置)
第六十六條 前条第一項に規定する告示があつたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定める事項を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、事業地内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物(以下「土地建物等」という。)の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する都市計画事業の概要について、事業地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。

(土地建物等の先買い)
第六十七條 前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十六條(同法第五十六條の十四)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買取るべき旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

8 第一項の届出をした者は、前項の期間(その

期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間)内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

(土地の買取請求)
第六十八條 事業地内の土地で、次条の規定により適用される土地収用法第三十一條の規定により収用の手続が保留されているものの所有者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、当該土地を時価で買取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつているとき、及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一條第一項に規定する立木があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により買取り取るべき土地の価額は、施行者と土地の所有者とが協議して定める。

3 第二十八條第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(都市計画事業のための土地等の収用又は使用)
第六十九條 都市計画事業については、これを土地収用法第三條各号の一に規定する事業に該当するものとみなし、同法の規定を適用する。

第七十條 都市計画事業については、土地収用法第二十條(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定は行なわず、第五十九條の規定による認可又は承認をもつてこれに代えるものとし、第六十二條第一項の規定による告示をもつて同法第二十六條第一項(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示とみなす。

2 事業計画を変更して新たに事業地に編入した土地については、前項中「第五十九條」とあるのは「第六十三條第一項」と、「第六十二條第一項」とあるのは「第六十三條第二項において準用する第六十二條第一項」とする。

第七十一條 都市計画事業については、土地収用法第二十九條及び第三十四條の六(同法第三十八條第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定は適用せず、同法第二十九條第一項(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定により事業の認定が効力を失うべき理由に該当する理由があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その理由の生じた時に同法第二十六條第一項(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示があつたものとみなして、同法第八條第三項、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十九條第一項、第四十六條の二第一項、第七十一條第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。及び第八十九條第一項(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。))の規定を適用する。

2 権利取得裁決があつた後、第六十二條第一項(第六十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示に係る事業施行期間を経過するまでに明渡裁決の申立てがないときは、その期間を経過した時に、すでにされた裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなす。

第七十二條 施行者は、第六十九條の規定により適用される土地収用法第三十一條の規定によつて収用又は使用の手続を保留しようとするときは、建設省令で定めるところにより、第五十九條又は第六十三條第一項の規定による認可又は承認を受けようとする際、その旨及び手続を保留する事業地の範囲を記載した申立書を提出しなければならない。この場合においては、第六十條第三項第一号(第六十三條第二項において準用する場合を含む。)に掲げる図面に手続を保留する事業地の範囲を表示しなければならぬ。

2 第十四條第二項の規定は、前項の規定による

事業地の範囲の表示について準用する。
3 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の申立てがあつたときは、第六十二條第一項(第六十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示の際、あわせて、事業の認可又は承認後の収用又は使用の手続が保留される旨及び手続が保留される事業地の範囲を告示しなければならない。

第七十三條 前条に定めるもののほか、都市計画事業に対する土地収用法の適用に關しては、次の各号に定めるところによる。

一 土地収用法第二十八條の三(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。及び第四十二條の規定は適用せず、同法第八十九條第三項中「第二十八條の三第一項」とあるのは、「都市計画法第六十五條第一項」とする。

二 土地収用法第三十四條及び第六十條第二項後段に定める期間の終期は、第六十二條第一項(第六十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示に係る事業施行期間の経過の時とする。

三 土地収用法第三十四條の四第二項中「第二十八條第二項の図面」とあるのは、「都市計画法第六十二條第二項(第六十三條第二項において準用する場合を含む。)の図面」とする。

四 土地収用法第九十二條第一項中「第二十九條若しくは第三十四條の六の規定によつて事業の認定が失効し」とあるのは、「第三十九條第一項の規定による収用又は使用の裁決の申請の期限を徒過し」とする。

(受益者負担金)
第七十四條 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受

ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

(受益者負担金の強制徴収)

第七十五条 前条の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、国等は、政令(都道府県又は市町村にあつては、条例)で定めるところにより、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

5 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。

第五章 都市計画中央審議会等

(都市計画中央審議会)

第七十六条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び建設大臣の諮問に応じ都市計画に関する重要事項を調査審議させるため、建設省の附属機関として、都市計画中央審議会を置く。

2 都市計画中央審議会は、都市計画に関する重要事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 都市計画中央審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都市計画地方審議会)

第七十七条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に、都市計画地方審議会を置く。

2 都市計画地方審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 都市計画地方審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

(開発審査会)

第七十八条 第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行なわせるため、都道府県に、開発審査会を置く。

2 開発審査会は、委員七人をもつて組織する。

3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に關しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることが出来る者のうちから、都道府県知事が任命する。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終つて又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 都道府県知事は、委員が前項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

6 都道府県知事は、その任命に係る委員が次の各号の一に該当するときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決に關する議事に加ふることができない。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、開発審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

第六章 雑則

(許可等の条件)

第七十九条 この法律の規定による許可、認可又は承認には、都市計画に必要なる条件を附することが出来る。この場合において、その条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(報告、勧告、援助等)

第八十条 建設大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることが出来る。

2 市町村又は施行者は、建設大臣又は都道府県知事に対し、都市計画の決定若しくは変更又は都市計画事業の施行の準備若しくは施行のため、それぞれ都市計画又は都市計画事業に關し専門的知識を有する職員、技術的援助を求めることができる。

(監督処分)

第八十一条 建設大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、都市計画に必要なる限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認(都市計画の決定又は変更に係るものを除く。以下この条において「同じ。』を取り消し、変更し、その効力を停止

し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相當の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることが出来る。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反した者

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む)又は請負契約によらないでみずからその工事をしてゐる者若しくはした者

三 この法律の規定による許可、認可又は承認に附した条件に違反してゐる者

四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。

3 第一項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確定することができないときは、建設大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合において、相當の期限を定めて、当該措置を行なうべき旨及びその期限までに当該措置を行なわなければならないときは、建設大臣若しくは都道府県知事は、その命じた者若しくは委任した者が当該措置を行なう旨を、あらかじめ、公告しなければならぬ。

(立入検査)

第七四七

第八十二条 建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行なわれている工事の状況を調査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国の補助)

第八十三条 国は、地方公共団体に對し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、重要な都市計画又は都市計画事業に要する費用の一部を補助することができる。

(都道府県知事の権限の委任)

第八十四条 都道府県知事は、第三章第一節の規定によりその権限に属する事務については、地方自治法第五十三条第二項の規定にかかわらず、人口十万人以上の市の長に限り、これを委任することができる。

2 都道府県知事は、前項の事務で臨港地区に係るものを、政令で定めるところにより、港務局長又は港務管理者である地方公共団体の長に委任することができる。

(大都市の特例)

第八十五条 建設大臣又は都道府県知事は、指定都市の区域を含む都市計画区域に係る都市計画を決定し、又は変更しようとするときは、当該指定都市の長と協議するものとする。

2 第二十六条、第二十七条、第三章及び第六十五条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に

属するものとされている事務で政令で定めるところは、指定都市においては、政令で定めるところにより、当該指定都市が処理し、又は当該指定都市の長が行なう。この場合においては、この法律の規定中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(政令への委任)

第八十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第八十七条 第五十九条第五項の規定により認可を受けて都市計画事業を施行する者(以下「特別施行者」という。)又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に關し、賄賂を受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員であつた者が、その在職中に請託を受けて当該都市計画事業に係る職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に關し、請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第八十八条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以

下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第八十九条 第八十一条第一項の規定による建設大臣又は都道府県知事の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第二十六条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行つた者

三 第二十九条の規定に違反して、開発行為をした者

四 第三十七条、第四十一条第二項、第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定に違反して、建築物を建築した者

五 第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定に違反して、建築物の用途を変更した者

第九十一条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第八十条第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第八十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第九十三条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第六十七条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した者

二 第六十七条第一項の届出について、虚偽の届出をした者

三 第六十七条第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地建物等を譲り渡した者

第九十四条 第三十八条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第九十五条 第五十八条第一項の規定に基づく条例には、罰金のみを科する規定を設けることができる。

附則

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(施行期日)

(都市計画法等の廃止)

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 都市計画法(大正八年法律第三十六号)

二 住宅地造成事業に關する法律(昭和三十一年法律第六十号)

(開発行為の規制等の適用除外)

3 この法律中市街化区域、市街化調整区域及び第三章第一節の規定による開発行為等の規制に關する規定は、当分の間、大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域以外の都市計画区域については、適用しない。

(農地法の一部改正)

4 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第五号を次のように改める。

五 市街化区域、都市計画法(昭和四十二年法律第 号)第七十一条第一項の市街化区域と定められた区域で、同法第二十三条第一項の規定による協議がとつたものをいう。

()内にある農地を農地以外のものにする場合

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 前条第一項第五号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、省令で定めるところによりあらかじめ都道府県知事に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合

第七条第一項第十号を次のように改める。

十 第五条第一項第三号の届出をして農地若しくは採草放牧地を取得した者又はその一般継承人が所有する当該届出に係る農地又は採草放牧地で、小作地又は小作採草放牧地であるもの

第七十三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

(経過措置等)

五 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理 由

都市及びその周辺の地域における市街地の無秩序な拡散が都市環境の悪化と公共投資の非効率化をもたらしている現下の情勢にかんがみ、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域とし、開発許可の制度により都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることとする等都市計画制度を全面的に改革する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市計画法施行法案

右

国会に提出する。

昭和四十三年二月二十八日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

都市計画法施行法

目次

第一条	都市計画法の施行期日
第二条	都市計画区域及び都市計画の経過措置
第三条	都市計画事業の経過措置
第四条	下付を受けた河岸地の管理及び処分の経過措置
第五条	風致地区の経過措置
第六条	その他の経過措置の政令への委任
第七条	住宅地造成事業に関する法律の廃止に伴う経過措置
第八条	建設省設置法の一部改正
第九条	建設省設置法の一部改正
第十条	屋外広告物法の一部改正
第十一条	土地改良法の一部改正
第十二条	広島平和記念都市建設法の一部改正
第十三条	長崎国際文化都市建設法の一部改正
第十四条	建築基準法の一部改正
第十五条	建築基準法の一部改正に伴う経過措置
第十六条	地方交付税法の一部改正
第十七条	港湾法の一部改正
第十八条	旧軍港市転換法の一部改正
第十九条	別府国際観光温泉文化都市建設法の一部改正
第二十条	伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部改正
第二十一条	地方税法の一部改正
第二十二条	熱海国際観光温泉文化都市建設法の一部改正
第二十三条	横浜国際港湾建設法の一部改正
第二十四条	神戸国際港湾建設法の一部改正
第二十五条	奈良国際文化観光都市建設法の一部改正
第二十六条	奈良国際文化観光都市建設法の一部改正
第二十七条	京都国際文化観光都市建設法の一部改正

部改正

第二十八条	京都国際文化観光都市建設法の一部改正に伴う経過措置
第二十九条	松江国際文化観光都市建設法の一部改正
第三十条	芦屋国際文化住宅都市建設法の一部改正
第三十一条	松山国際観光温泉文化都市建設法の一部改正
第三十二条	官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正
第三十三条	土地収用法の一部改正
第三十四条	軽井沢国際観光文化観光都市建設法の一部改正
第三十五条	土地区画整理法の一部改正
第三十六条	土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置
第三十七条	土地区画整理法施行法の一部改正
第三十八条	土地区画整理法施行法の一部改正に伴う経過措置
第三十九条	日本住宅公団法の一部改正
第四十条	日本住宅公団法の一部改正に伴う経過措置
第四十一条	都市公園法の一部改正
第四十二条	租税特別措置法の一部改正
第四十三条	租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置
第四十四条	駐車場法の一部改正
第四十五条	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正
第四十六条	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正
第四十七条	下水道法の一部改正
第四十八条	首都高速道路公団法の一部改正
第四十九条	自動車ターミナル法の一部改正
第五十条	住宅地区改良法の一部改正
第五十一条	公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正
第五十二条	宅地造成等規制法の一部改正
第五十三条	宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置
第五十四条	阪神高速道路公団法の一部改正
第五十五条	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の一部改正
第五十六条	新住宅市街地開発法の一部改正
第五十七条	新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置
第五十八条	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正
第五十九条	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置
第六十条	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正
第六十一条	都市開発資金の貸付に関する法律の一部改正
第六十二条	首都圏近郊緑地保全法の一部改正
第六十三条	流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正
第六十四条	流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置
第六十五条	下水道整備緊急措置法の一部改正
第六十六条	土地収用法の一部を改正する法律施行法の一部改正
第六十七条	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正
第六十八条	近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正
第六十九条	都市再開発法の一部改正
第七十条	都市再開発法の一部改正に伴う経過措置

第七十一条 新法の施行に伴う市街地改造事業に關する経過措置

第七十二条 旧市街地改造法の一部改正

第七十三条 旧市街地改造法の一部改正に伴う経過措置

第七十四条 旧防災建築街区造成法の一部改正

附則

(都市計画法の施行期日)
第一条 都市計画法(昭和 年法律第 号。以下「新法」という。)は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、新法第七十六条の規定は、公布の日から施行する。

(都市計画区域及び都市計画の経過措置)
第二条 新法の施行の際現に旧都市計画法(大正八年法律第三十六号。以下「旧法」という。)の規定により決定されている都市計画区域及び都市計画は、それぞれ新法の規定による都市計画区域又は新法の規定による相当の都市計画とみなす。

(都市計画事業の経過措置)
第三条 新法の施行の際現に執行中の旧法の規定による都市計画事業は、それぞれ新法の規定による相当の都市計画事業とみなす。

2 前項の都市計画事業に対する新法の適用に關しては、次の各号に定めるところによる。
一 当該都市計画事業を執行すべき最終年度の終了の時を新法の施行の際における事業施行期間の終了の時とみなし、かつ、その事業施行期間は、新法第六十二条第一項の規定により告示されているものとみなす。

二 新法第六十二条第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図書は、旧法第三条第二項の図書とする。

三 新法第六十五条から第七十三条までの規定は、旧法第十九条の規定が適用され、又は準用されていた都市計画事業に限り、適用する。

四 新法第五十三条第三項、第六十五条第一項及び第六十六条の規定の適用については、新法の施行の際に新法第六十二条第一項の規定による告示があつたものとみなす。この場合において、新法第五十三条第三項中「当該告示に係る土地」とあるのは、「当該都市計画事業を施行する土地」とする。

五 新法第七十条第一項の規定の適用については、旧法第三条第二項の規定による告示を新法第六十二条第一項の規定による告示とみなす。

六 新法第七十三条第一号中「都市計画法第六十五条第一項」とあるのは、「第二十八条の三第一項若しくは都市計画法第六十五条第一項」とし、「許可を受けたとき」とあるのは「許可を受けたとき、又は旧都市計画法第二十二條第三号の政令で定める場合に該当したとき」とする。

3 第一項の都市計画事業で、旧法第六十二条第二項の規定により負担金を徴収すべきことが定められていたものについては、新法第七十四条第二項の政令又は条例が制定施行されるまでの間は、同項の規定にかかわらず、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法は、なお従前の例による。

(下付を受けた河岸地の管理及び処分の経過措置)
第四条 旧法第九条の規定により下付を受けた河岸地及び旧法第三十三条第一項に規定する河岸地の管理及び処分により収入する金額は、都市計画事業の財源に充てなければならない。

(風致地区の経過措置)
第五条 風致地区内における建築物の建築その他の行為の規制については、新法第五十八条の規定にかかわらず、新法の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、なお旧法第十一条(これに基づく命令を含む。)の規定の例による。この場合において、その期限の経過に伴い

必要な経過措置については、政令で定める。
(その他の経過措置の政令への委任)
第六条 この法律に規定するもののほか、旧法の規定による都市計画及び都市計画事業に対する新法の規定の適用について必要な技術的調整その他新法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(住宅地造成事業に關する法律の廃止に伴う経過措置)
第七条 新法の施行の際現に旧住宅地造成事業に關する法律(昭和三十九年法律第六十号)第三條第一項の規定により住宅地造成事業規制区域として指定されている土地の区域における住宅地造成事業に關しては、当該土地につき、新法第七條第一項の市街化区域及び市街化調整区域に關する都市計画が定められるまでの間は、新法附則第二項の規定による住宅地造成事業に關する法律の廃止にかかわらず、なお従前の例による。その期限の経過前に当該住宅地造成事業規制区域内において工事に着手した住宅地造成事業については、その期限の経過後も、同様とする。

2 前項の場合においては、旧住宅地造成事業に關する法律第三條第一項中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二條」とあるのは「都市計画法(昭和 年法律第 号)第四條第二項」とし、同法第八條第一項第二号中「同法第四十八條第一項」とあるのは「都市計画法第八條第一項第一号」とする。

(建設省設置法の一部改正)
第八条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表中都市計画審議會の項の次に次のように加える。

都市計画中 中央審議會	建設大臣の諮問に應じて 都市計画に關する重要事項 を調査審議し、又は当該事項 について關係行政機關に 建議し、その他都市計画法 (昭和 年法律第 号) に基づく権限を行なうこと
----------------	--

(建設省設置法の一部改正)
第九条 建設省設置法の一部を次のように改正する。

第三条第六号の三中「特別保存地区の指定及び」を削り、同条第六号の四及び第六号の五中「の指定及びその地区」を削り、同条第二十二号の五を削り、第二十二号の六を第二十二号の五とする。

第四条第三項中「第一号の三までに規定する事務」の下に「同条第五号に規定する事務のうち開発行為に關するもの」を加え、として決定され、これにおいて定められ、「(都市局の所掌に屬するものを除く。次条第三項において同じ。)、前条第十七号を「同条第十七号」に改め、(都市局の所掌に屬するものを除く。次条第三項において同じ。、前条第二十二号の五に規定する事務」を削り、同条第四項中「前条第五号から」を「前条第五号に規定する事務(計画局の所掌に屬するものを除く。、同条第五号の二から)に、同条第五号の十一及び第五号の十二に規定する事務のうち工業団地造成事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に關するもの、」を「及び」に改め、同条第二十号に規定する事務のうち建築基準法による地域、地区及び街区の指定に關するもの並びに同条第二十二号の四に規定する事務のうち新住宅市街地開発事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に關するもの」を削り、同条第七項中「として決定され」を「において定められ」に改め、「(都市局の所掌に屬するものを除く。)」を削り、「(第二十二号の六を「第二十二号の五」に改める。第四条の二第三項中「第三條第五号の五」を

「第三条第五号に規定する事務のうち開発行為に關するもの、同条第五号の五」に改め、「同条第二十二号の五に規定する事務」を削る。

第十条第一項の表中都市計画審議会の項を削る。

(屋外広告物法の一部改正)

第十条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 都市計画法(昭和 年法律第 号)第二章の規定により定められた住居専用地区、美観地区又は風致地区

第四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(土地改良法の一部改正)

第十一条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第百二十五条の二中「都市計画審議会」を「都市計画地方審議会」に改める。

(広島平和記念都市建設法の一部改正)

第十二条 広島平和記念都市建設法(昭和二十四年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一条を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第四条第一項」に改める。

第七條中「特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び」を削る。

附則第二項中「とし、第二条第二項の趣旨に合致するよう」に都市計画法第三条の規定による手続を経て、これを變更しなればならない」を「とする」に改める。

(長崎国際文化都市建設法の一部改正)

第十三条 長崎国際文化都市建設法(昭和二十四年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都市計画法(大正八年法律第

三十六号)第一条を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第四条第一項」に改める。

第七條中「特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び」を削る。

附則第二項中「とし、第二条第二項の趣旨に合致するよう」に都市計画法第三条の規定による手続を経て、これを變更しなればならない」を「とする」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第十四条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第十九号中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一条を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第四条第一項」に改め、同条第二

十号中「第二号」を「第四条第二項」に改め、同条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域、住居専用地区、工業専用地区、特別用途地区、空地地区、高度地区、容積地区、特定街区、防火地域、準防火地域又は美観地区、それ、都市計画法第八條第一項

第一号から第六号までに掲げる住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域、住居専用地区、工業専用地区、特別用途地区、空地地区、高度地区、容積地区、特定街区、防火地域、準防火地域又は美観地区をいう。

第三条第三項第二号中「ニ又はホ」を「又は二」に改め、同号ホを削る。

第六条第一項第四号及び第二十二條第二項中「都市計画審議会」を「都市計画地方審議会」に改める。

第四十二條第一項第二号中「住宅地造成事業に關する法律を「旧住宅地造成事業に關する法律」に改め、同項第五号中、住宅地造成事業に關する法律」を削る。

第四十四條の見出しを「(道路内の建築制限)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第

一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 削除

第四十九條の見出しを「(用途地域)」に改め、同条第五項中「第二項」を「第一項」に、「第四項」を「第二項」に改める。

第五十條第一項を削り、同条第二項中「前項の地区」を「住居専用地区」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「前項の地区」を「工業専用地区」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

第五十一條第一項中「第二項ただし書若しくは第四項ただし書」を「第一項ただし書若しくは第二項ただし書」に改める。

第五十二條第一項及び第二項を削り、同条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「第二項及び第四項」を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第二項若しくは第四項」を削り、同項を同条第二項とする。

第五十三條中「用途地域」を「住居地域、商業地域、準工業地域若しくは工業地域(以下第五十五條第一項において「用途地域」と総称する)」に改める。

第五十四條中「都市計画の施設として」を「都市計画において」、「都市計画審議会」を「都市計画地方審議会」に改める。

第五十六條中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。

第五十九條を次のように改める。

(高度地区)

第五十九條 高度地区内においては、建築物の高さは、高度地区に關する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならぬ。

第五十九條の二中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「第四十四條第二項に規定する」を「都市計画において定められた」に、「以下」を「第四十二條第一項第四号に該当する

ものを除くものとし、以下」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同条中同項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第一項の」を「容積地区に關する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第四十八條第二項の規定は第一項の規定による指定をする場合に、」を削り、「第三項、第四項」を、「第二項、第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とする。

第五十九條の三第一項及び第二項を削り、同条第三項中「これらについて第一項の規定により」を「特定街区に關する都市計画において」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第一項の規定により」を「特定街区に關する都市計画において」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第六十八條第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第八十六條第一項中「第三項若しくは第四項」を削り、「第二項から第六項まで若しくは第八項」を「第一項から第五項まで若しくは第七項」に、「第五十九條の三第三項」を「第五十九條の三第一項」に改め、同条第二項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第四項中「一団地の住宅経営」を「一団地の住宅施設」に、「決定する」を「定める」に改め、同条第五項中「第三項及び第四項」を削る。

第八十六條の二中「第二項若しくは第四項」を削り、「第二項若しくは第八項」を「第一項若しくは第七項」に改める。

第八十七條第二項中「第二項及び第四項並びに」及び「第三項及び第四項並びに」を「及び」に改め、同条第三項中「第二項若しくは第四項」及

び「第三項若しくは第四項」を削る。

第九十九条第一項第五号中「第五十六条」に、「第二項、第五項若しくは第八項」を「第一項、第四項若しくは第七項」に、「第五十九条の第三項若しくは第四項」を「第五十九条の第三項若しくは第二項」に改め、同項第七号中「第二項若しくは第四項」を削り、同項第八号中「第一項」を削り、同項第十一号中「第二項若しくは第四項」を削る。

第一百零二条中「第五十二條第三項」を「第五十二條第一項」に、「第六十八條第三項」を「第六十八條」に改める。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正前の建築基準法第四十四条第二項の規定に違反した建築物がある場合における同法第九條の規定及び罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方交付税法の一部改正)

第十六条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第二條の規定による」を「都市計画法(昭和年法律第 号)第四條第二項の」に改める。

(港灣法の一部改正)

第十七条 港灣法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第十條第三項の規定により臨港地区として指定され」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第二章の規定により臨港地区として定められ」に改める。

第三十八條第一項中「都市計画法第二條の規定により決定され」を「都市計画法第五條の規定により指定され」に改める。

第五十八條第二項中「及び」を「の規定並びに

都市計画法第八條第一項第二号の地域地区に關する都市計画に係る同法の規定及び建築基準法」に改める。

(旧軍港市振換法の一部改正)

第十八条 旧軍港市振換法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「都市計画法(大正八年度法律第三十六号)又は特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)」に改める。

第四条第一項中「又は特別都市計画」を削る。

(別府國際觀光溫泉文化都市建設法の一部改正)

第十九条 別府國際觀光溫泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第一條」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第四條第一項」に改める。

第七條中「特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び」を削る。

附則第二項中「とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを変更しななければならない」を「とする」に改める。

(伊東國際觀光溫泉文化都市建設法の一部改正)

第二十条 伊東國際觀光溫泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第一條」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第四條第一項」に改める。

附則第三項中「とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを変更しななければならない」を「とする」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八條第二項第五中「都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第二條の規定により決定され」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第五條の規定により指定され」に改める。

第三百四十九條の三第十七項及び第二十項、第七百二條第一項並びに附則第七十四項中「都市計画法第二條」を「都市計画法第五條」に、「決定され」を「指定され」に改める。

(熱海國際觀光溫泉文化都市建設法の一部改正)

第二十二條 熱海國際觀光溫泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第一條」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第四條第一項」に改める。

附則第三項中「とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを変更しななければならない」を「とする」に改める。

(横浜國際觀光溫泉文化都市建設法の一部改正)

第二十三條 横浜國際觀光溫泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第一條」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第四條第一項」に改める。

第三条第一項中「の市長」を削る。

第七條中「特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び」を削る。

(神戸國際觀光溫泉文化都市建設法の一部改正)

第二十四條 神戸國際觀光溫泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第一條」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第四條第一項」に改める。

第三条第一項中「の市長」を削る。

第七條中「特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び」を削る。

(奈良國際觀光溫泉文化都市建設法の一部改正)

第二十五條 奈良國際觀光溫泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第一條」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第四條第一項」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 奈良國際觀光溫泉文化都市建設計画において、都市計画法に規定する地域地区には、同法第八條第一項各号に掲げる地域地区のほか、前項の地区を含むものとする。

第四条第一項中「の市長」を削る。

第八条中「し、且つ、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)第三條を準用」を削る。

(奈良國際觀光溫泉文化都市建設法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 前条の規定による奈良國際觀光溫泉文化都市建設法第八條の改正に伴う経過措置については、第三十八條の規定の例による。

(京都國際觀光溫泉文化都市建設法の一部改正)

第二十七條 京都國際觀光溫泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第一條」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第四條第一項」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 京都國際觀光溫泉文化都市建設計画においては、都市計画法に規定する地域地区には、同法第八條第一項各号に掲げる地域地区のほか、前項の地区を含むものとする。

第四条第一項中「の市長」を削る。

第八条中「し、且つ、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)第三條を準用」を削る。

(京都國際觀光溫泉文化都市建設法の一部改正に伴

経過措置

第二十八條 前条の規定による京都国際文化観光都市建設法第八條の改正に伴う経過措置については、第三十八條の規定の例による。

(松江国際文化観光都市建設法の一部改正)

第二十九條 松江国際文化観光都市建設法(昭和二十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二條 第一項中「都市計画法(大正八年年法律第三十六号)第一條」を「都市計画法(昭和二年法律第三号)第一條」に改める。

第三條 第一項中「の市長」を削る。

(芦屋国際文化住宅都市建設法の一部改正)

第三十條 芦屋国際文化住宅都市建設法(昭和二十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二條 第一項中「都市計画法(大正八年年法律第三十六号)第一條」を「都市計画法(昭和二年法律第三号)第一條」に改める。

第三條 第一項中「の市長」を削る。

第七條 中「特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び」を削る。

(松山国際観光温泉文化都市建設法の一部改正)

第三十一條 松山国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十六年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二條 第一項中「都市計画法(大正八年年法律第三十六号)第一條」を「都市計画法(昭和二年法律第三号)第一條」に改める。

第三條 第一項中「の市長」を削る。

第七條 中「特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び」を削る。

(官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正)

第三十二條 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二條 第四項中「都市計画法(大正八年年法律第三十六号)」を「都市計画法(昭和二年法律第三十六号)」に改める。

号)に、「として決定され」を「において定められ」に改める。

第五條 第二項中「及び次の条」を削る。

第五條 第三項を削る。

第七條 第一項第一号及び第三項中「建築基準法第六十條第一項」を「都市計画法第八條第一項第五号」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第三十三條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條 第三十号中「建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十八條第一項の規定による」を「都市計画法(昭和二年法律第三号)第二章の規定により定められた」に改める。

(軽井沢国際観光文化観光都市建設法の一部改正)

第三十四條 軽井沢国際観光文化観光都市建設法(昭和二十六年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二條 第一項中「都市計画法(大正八年年法律第三十六号)第一條」を「都市計画法(昭和二年法律第三号)第一條」に改める。

第三條 第一項中「の市長」を削る。

(土地地区画整理法の一部改正)

第三十五條 土地地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三條の二」を「第三條の三」に改める。

第二條 第二項の一項を加える。

8 この法律において「施行区域」とは、都市計画法(昭和二年法律第三号)第十二條第二項の規定により土地地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域をいう。

第三條 第三項中「土地地区画整理事業を施行すべきことが都市計画として決定された区域(以下本章において「計画決定区域」という。))を「施行区域」に改め、同条第四項中「計画決定区域」を「施行区域」に改め、「都市計画事業として」を削る。

を削る。

第三條 第二項中「計画決定区域」を「施行区域」に改める。

第一章 第三條の二の次に次の一条を加える。

(都市計画事業として施行する土地地区画整理事業)

第三條 第三項 施行区域の土地についての土地地区画整理事業は、都市計画事業として施行する。

2 都市計画法第六十條から第七十三條までの規定は、都市計画事業として施行する土地地区画整理事業には適用しない。

3 施行区域内における建築物の建築の制限に關しては、都市計画法第五十三條第三項中「第六十五條第一項に規定する告示」とあるのは「土地地区画整理法第七十六條第一項各号に掲げる告示」と、「当該告示」とあるのは「当該告示」とする。

第四條 第二項の一項を加える。

2 第三條 第一項に規定する者が施行区域の土地について施行する土地地区画整理事業については、前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九條第五項に規定する認可とみなす。ただし、同法第七十九條、第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十七條第一項の規定の適用については、この限りでない。

第五條 中「前条」の下に「第一項」を加える。

第六條 第一項中「第四條」の下に「第一項」を加え、「設計」を「設計の概要、事業施行期間」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「に關して都市計画が決定され」を「又は土地地区画整理事業に關する都市計画が定められ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 事業計画においては、施行地区は施行区域の内外にわたらないように定め、事業施行期間は適切に定めなければならない。

第七條及び第八條中「第四條」の下に「第一項」を加える。

第九條の見出し中「基準及び告示」を「基準等」に改め、同条第三項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第四條」の下に「第一項」を加え、「建設省令で定める事項を告示しなければならない」と「建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ。))その他建設省令で定める事項を告示し、かつ、施行区域の土地について施行する土地地区画整理事業については、建設大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する圖書を送付しなければならない」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 市町村長は、第十三條第三項、第一百三條第四項又は第二百二十四條第四項の告示の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の圖書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第九條 第一項中「第四條」の下に「第一項」を、「認める」ときの下に、「及び次項の規定に該当する」とを加え、同項第三号中「として決定され」を「において定められ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、都市計画法第七條第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区内に編入されている場合においては、当該区域内において土地地区画整理事業として行なわれる同法第四條第八項に規定する開発行為が同法第三十四條各号の一に該当すると認めるときでなければ、第四條第一項に規定する認可をしてはならない。

第十條 第三項中「の告示」を削り、「前条第三項中」の下に「を告示」とあるのは「についての変更に係る事項を告示」と、「施行地区及び」

設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」と、同条第五項中「を加える」。

第十一條第三項中「第四條」の下に「第一項」を加える。

第十三條第三項中「第二項及び第三項」を「第三項(圖書の送付に係る部分を除く。）」及び第五項に、「同条第三項を「同条第五項」に改める。

第十四條に次の一項を加える。

2 組合が施行区域の土地について施行する土地地区画整理事業については、前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九條第五項に規定する認可とみなす。第四條第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

第十五條中「前條」の下に「第一項」を加える。

第十六條から第十八條までの規定中「第十四條」の下に「第一項」を加える。

第二十條第一項中「第十四條」の下に「第一項」を、「認める場合」の下に「又は同条第二項の規定により認可をしてはならないことが明らかであると認める場合」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

第二十條第三項及び第五項中「第十四條」の下に「第一項」を加える。

第二十一條の見出し中「基準及び公告並びに」を「基準等及び」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第十四條」の下に「第一項」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 市町村長は、第四十五條第四項又は第百三條第四項の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、第三項の圖書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第二十一條第二項中「第十四條」の下に「第一項」を加え、「建設省令で定める事項を公告しな

ければならない」と、建設省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ。))その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地地区画整理事業については、建設大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する圖書を送付しなければならない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十四條」の下に「第一項」を、「認める場合」の下に「及び次項の規定に該当するとき」を加え、同項第三号中「として決定され」において定められ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、都市計画法第七條第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地地区画整理事業として行なわれる同法第四條第八項に規定する開発行為が同法第三十四條各号の一に該当すると認めるときでなければ、第十四條第一項に規定する認可をしてはならない。

第三十二條第七項中「第十四條」の下に「第一項」を加える。

第三十九條第二項中「第一項」の下に「第二項及び第五項」を、「規定は前項に規定する認可の申請があつた場合」の下に「又は同項に規定する認可をした場合」を加え、「読み替える」を「第二十一條第五項中「第三項」とあるのは、第三十九條第四項と読み替える」に改め、同条第三十九條第四項中「建設省令で定める事項を公告しななければならない」と「建設省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ。))その他建設省令で定める事項についての変更に係る事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地地区画整理事業については、建設大臣

及び関係市町村長に変更に係る施行地区又は設計の概要を表示する圖書を送付しなければならない」に改める。

第五十條第二項中「第十四條」の下に「第一項」を加え、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改める。

第五十二條中「市町村は、その事業計画について」とあるのは「その事業計画において定める設計の概要について、建設省令で定めるところにより、都道府県にあっては建設大臣の、市町村にあっては」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県又は市町村が第三條第三項の規定により施行する土地地区画整理事業について事業計画を定めた場合においては、都道府県にあっては前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九條第三項に規定する認可と、市町村にあっては前項に規定する認可をもつて同条第一項に規定する認可とみなす。第四條第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

第五十三條第一項中「前條」の下に「第一項」を加える。

第五十四條中「第五十二條」の下に「第一項」を加える。

第五十五條第一項中「第五十二條」の下に「第一項」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

第五十五條第三項及び第四項中「都市計画審議会」を「都市計画地方審議会」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第五十二條第一項に規定する認可を申請する場合においては、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。))及び設計の概要を表示する圖書を提出しなければならない。

第五十五條第十項中「第六項」を「第七項」に改め、「第五十二條」の下に「第一項」を加え、「第七項及び第八項」を「第八項の規定は、設計の概要の変更の認可をした場合について、第九項から第十一項まで」に改め、「同条」の下に「第一項」を加え、「又は変更の認可をした場合の公告」を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第十三項とする。

この場合において、第七項及び第八項中「第五十二條第一項」とあるのは「第五十五條第十二項」と、第七項中「を表示する」とあるのは「についての変更」を「に」についての変更に係る事項を公告し」と、第十一項中「事業計画をもつて」とあるのは「事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

第五十五條第九項を削り、同条第八項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 都道府県又は市町村は、第五十二條第一項の事業計画において定めた設計の概要の変更をしようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。))においては、その変更について、都道府県にあっては建設大臣の、市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

第五十五條第七項の次に次の三項を加える。

8 建設大臣又は都道府県知事は、第五十二條第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設大臣にあっては関係市町村長に、都道府県知事にあっては建設大臣及び関係市町村長に前項の圖書の写しを送付しなければならない。

9 都道府県又は市町村が事業計画を定めた場合においては、都道府県知事又は市町村長は、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区その他建設省令で定める事項を公告しなければならない。

らない。

10 市町村長は、前項の公告の日から第百三条第四項の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、第八項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十五条第三項中、「第百九条」を「又は第百九条に改め、及び第百二十条第一項の規定により費用を負担させる金額を定めようとする場合」を削る。

第六十六条中「市町村長は、その施行規程及び事業計画について」とを「その事業計画において定める設計の概要について、建設省令で定めるところにより、都道府県知事にあつては建設大臣の、市町村長にあつては」に改め、同条に次の一項を加える。

2 建設大臣、都道府県知事又は市町村長が第三項第四項の規定により施行する土地区画整理事業について事業計画を定めた場合においては、建設大臣にあつては事業計画の決定をもつて、都道府県知事又は市町村長にあつては前項に規定する認可をもつて、都市計画法第五十九条第四項に規定する承認とみなす。第四項第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

第六十七条第一項中「前条」の下に「第一項」を加える。
第六十八条中「第六十六条」の下に「第一項」を加える。
第六十九条第一項中「第六十六条」の下に「第一項」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

第六十九条第三項及び第四項中「都市計画審議会」を「都市計画地方審議会」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第六十六条第一項に規定する認可を申請す

る場合においては、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）及び設計の概要を表示する図書を提出しなければならない。

第六十九条第十一項後段を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六項」を「第七項」に改め、「第六十六条」の下に「第一項」を加え、「第七項及び第八項」を「第八項の規定は、設計の概要の変更の認可をした場合について、第九項から第十一項まで」に改め、「同条」の下に「第一項」を加え、「又は変更の認可をした場合の公告」を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第十三項とする。

この場合において、第七項及び第八項中「第六十六条第一項」とあるのは、第六十九条第十二項とし、第七項中「を表示する」とあるのは、「についての変更を表示する」と、第九項中「を公告し」とあるのは、「についての変更に係る事項を公告し」と、第十一項中「事業計画をもつて」とあるのは「事業計画の変更をもつて」と読み替へるものとする。

第六十九条第九項を削り、同条第八項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 都道府県知事又は市町村長は、第六十六条第一項の事業計画において定めた設計の概要の変更をしようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においては、その変更について、都道府県知事にあつては建設大臣の、市町村長にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

第六十九条第七項の次に次の三項を加える。

8 建設大臣又は都道府県知事は、第六十六条第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設大臣にあつては関係市町村長に、都道府県知事にあつては建設大臣及び関係市町村長に前項の図書の写しを送付し

なければならない。

9 都道府県知事又は市町村長は、その施行する土地区画整理事業について事業計画を定めた場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区その他建設省令で定める事項を公告しなければならない。

10 市町村長は、前項の公告の日から第百三条第四項の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、第八項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十九条に次の二項を加える。

15 建設大臣は、その施行する土地区画整理事業について事業計画を定め、又は事業計画の変更をした場合（政令で定める軽微な変更をした場合を除く。）においては、遅滞なく、施行地区及び設計の概要を表示する図書又は変更に係る施行地区若しくは設計の概要を表示する図書を関係都道府県知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

16 第九項から第十一項までの規定は、建設大臣が事業計画を定め、又は変更した場合について準用する。この場合において、第九項中「を公告し」とあるのは「又はそれらの事項についての変更に係る事項を公告し」と、第十項中「第八項」とあるのは「第十五項」と、第十項中「事業計画をもつて」とあるのは「事業計画又はその変更をもつて」と読み替へるものとする。

第七十六条第一項第三号を削り、同条第四号中「都道府県」を「市町村、都道府県、市町村長」に改め、同条を同条第三号とする。

第七十八条第二項中「の規定により移転若しくは除却を命ぜられていないものである場合、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第十一條若しくは第十一條ノ二に基き命令の規定により原状回復を命ぜられていないものである場合」を

「都市計画法第八十一条第一項若しくは第三項」に、「第九条の規定により移転若しくは」を「第九条の規定により移転又は」に改める。
第八十五条第六項中「第十四条」の下に「第一項」を加える。

第九十三条第二項中「建築基準法第六十条第一項の防火地域内、かつ、同法第五十九条第一項」を「都市計画法第八十一条第五号の防火地域内、かつ、同項第四号」に改める。
第六十六条第四項中「設計」を「設計の概要」に改める。

「第百九条の二第一項中」として決定され」を「において定められ」に改める。

第百二十条を次のように改める。

第百二十条 削除
第百二十一条の二第二項第二号中「として決定され」を「において定められ」に改める。

第百二十二条を次のように改める。

第百二十二条 削除

第百二十七条第一号中「第十四条」の下に「第一項」を加え、同条第三号中「都道府県」の下に「又は市町村」を、「第五十二条」の下に「第一項」を加え、同条第四号中「第五十二条」の下に「第一項」を加え、「第九項」を「第十二項」に改め、同条第五号中「第十項」を「第十三項」に改め、同条第六号中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は市町村長」に改め、「第六十六条」の下に「第一項」を加え、同条第七号中「第六十六条」の下に「第一項」を加え、「第九項」を「第十二項」に改め、同条第八号中「第十項」を「第十三項」に改め、同条第九号中「第十一項」を「第十三項」に改め、同条第十号中「第十三項」を「第十三項」に改める。

第百二十八条第四項中「第九条第二項」を「第九条第三項」に、「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に、「第七項」を「第九項」に、「第十項」を「第十三項」に、「第十一項」を「第十六項」に改める。

第百三十六条中「当該土地区画整理事業が、」

の下に「都市計画法第七條第一項の市街化区域と定められた区域外」を加える。

第三十七條第一項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者(法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員)又は組合の役員、総代若しくは職員(以下「個人施行者等」と総称する。以下に改め、同条第二項及び第三項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者等」に改める。

(土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)第三十六條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の土地区画整理法(以下「旧土地区画整理法」といふ。以下第四條、第十四條、第五十二條又は第五十三條第二項の認可の申請があつた土地区画整理事業(都市計画法事業であるものを除く。以下「前条の規定による改正後の土地区画整理法(以下「新土地区画整理法」といふ。以下に改め、同条第二項及び第三項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者等」に改める。

第三十六條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の土地区画整理法(以下「旧土地区画整理法」といふ。以下第四條、第十四條、第五十二條又は第五十三條第二項の認可の申請があつた土地区画整理事業(都市計画法事業であるものを除く。以下「前条の規定による改正後の土地区画整理法(以下「新土地区画整理法」といふ。以下に改め、同条第二項及び第三項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者等」に改める。

第三十七條第一項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者(法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員)又は組合の役員、総代若しくは職員(以下「個人施行者等」と総称する。以下に改め、同条第二項及び第三項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者等」に改める。

(土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)第三十六條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の土地区画整理法(以下「旧土地区画整理法」といふ。以下第四條、第十四條、第五十二條又は第五十三條第二項の認可の申請があつた土地区画整理事業(都市計画法事業であるものを除く。以下「前条の規定による改正後の土地区画整理法(以下「新土地区画整理法」といふ。以下に改め、同条第二項及び第三項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者等」に改める。

第三十七條第一項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者(法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員)又は組合の役員、総代若しくは職員(以下「個人施行者等」と総称する。以下に改め、同条第二項及び第三項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者等」に改める。

(土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)第三十六條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の土地区画整理法(以下「旧土地区画整理法」といふ。以下第四條、第十四條、第五十二條又は第五十三條第二項の認可の申請があつた土地区画整理事業(都市計画法事業であるものを除く。以下「前条の規定による改正後の土地区画整理法(以下「新土地区画整理法」といふ。以下に改め、同条第二項及び第三項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者等」に改める。

第三十七條第一項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者(法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員)又は組合の役員、総代若しくは職員(以下「個人施行者等」と総称する。以下に改め、同条第二項及び第三項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者等」に改める。

の限りでない。

3 前項の土地区画整理事業(同項ただし書に規定するものを除く。以下に改め、同条第二項及び第三項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者等」に改める。

4 この法律の施行の際現に都市計画法事業として施行されている土地区画整理事業で旧土地区画整理法第三十七條第一項の規定により負担金を徴収すべきことが定められていたものがあるときは、その負担金の徴収については、なお従前の例による。

5 旧法第三十一條又は第三十二條の規定に基づく命令の規定により原状回復を命ぜられていた建築物等についての移転又は除却により生じた損失の補償及び移転又は除却に要した費用の徴収に關しては、この法律の施行後も旧土地区画整理法第三十八條第二項の規定の例による。

(土地区画整理法施行法の一部改正)第三十七條 土地区画整理法施行法(昭和二十九年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

(土地区画整理法施行法の一部改正に伴う経過措置)第三十八條 前項の規定による改正前の土地区画整理法施行法附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされていた旧特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)第三條第一項の規定により指定された緑地地域で、新法の施行の際現に存するものは、新法第八條第一項の地域地区とみなす。ただし、当該緑地地域に係る

都市計画法区域について、新法第七條第一項の市街化区域及び市街化調整区域に關する都市計画法が定められた後は、この限りでない。

2 前項の緑地地域の全部又は一部の廃止については、新法第十五條第一項第二号の都市計画の例による。

3 第一項の緑地地域内における建築物又は土地に關する工事若しくは権利に關する制限については、なお従前の例による。第一項ただし書の都市計画が定められる前にその制限に違反した者に対する違反是正のための措置についても、同様とする。

(日本住宅公団法の一部改正)第三十九條 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第六項中「建設大臣」を「都道府県知事」に改め、同項に次のただし書を加える。

第三十六條第六項中「建設大臣」を「都道府県知事」に改め、同項に次のただし書を加える。

第三十六條第六項中「建設大臣」を「都道府県知事」に改め、同項に次のただし書を加える。

第三十六條第六項中「建設大臣」を「都道府県知事」に改め、同項に次のただし書を加える。

第三十六條第六項中「建設大臣」を「都道府県知事」に改め、同項に次のただし書を加える。

第三十六條第六項中「建設大臣」を「都道府県知事」に改め、同項に次のただし書を加える。

前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第三十六條第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「の提出を」の「交付」に改め、同項後段を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、遅滞なく、当該意見書について都市計画法地方審議会の意見をききその意見を附して、これを建設大臣に送付し、同項に規定する期間内に意見書の提出がなかつたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

第四十一條第一項第一号中「第十二項」を「第十四項」に改め、同項第二号中「第七項」を「第八項」に、「第十三項」を「第十五項」に改める。

第四十二條中「とみなして、同法」の下に「第六十六條第二項」を加え、「第六十二條」を削り、「ただし、土地区画整理法の下に」第六十六條第二項中「前項」とあるのは、「日本住宅公団法第三十六條第一項」とし、同法を加える。

(日本住宅公団法の一部改正に伴う経過措置)第四十條 前条の規定による日本住宅公団法の一部改正に伴う経過措置については、第三十六條の規定の例による。

(都市公團法の一部改正)第四十一條 都市公團法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第二條の規定により決定され」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第五條の規定により指定され」に、「第三條の規定により決定された都市計画の施設」を「第四條第五項に規定する都市計画施設」に改める。

第十六條中「第五條」を削り、「執行され」を「施行され」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第四十二条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)」を「都市計画法(昭和九年法律第七号)」に改める。

第三十八条の三第一項第一号中「建築基準法第四十八条第一項の規定により同項の用途地域として指定され」を「都市計画法第八條第一項第一号の用途地域に關する都市計画が定められ」に改める。

第三十八条の三第四項中「住宅地造成事業に關する法律(昭和三十三年法律第六十号)第四條の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二條第三項に規定する事業主が行なう同法第二項に規定する住宅地造成事業」を「都市計画法第二十九條の許可を受けて、主として住宅建設の用に供する目的で行なわれる一団の住宅の造成に關する事業」に改め、同項第一号中住宅地造成事業に關する法律第二條第五項に規定する施行地区を「都市計画法第四條第九項に規定する開発区域」に改め、同項第二号中「施行地区」を「開発区域」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第四十三条 第七條の規定によりなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に關する法律第二條第二項に規定する住宅地造成事業については、前條の規定による改正後の租税特別措置法第三十八條の三第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(駐車場法の一部改正)
第四十四条 駐車場法(昭和三十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

(駐車場整備地区)

第三條 都市計画法(昭和九年法律第七号)第八條第一項第一号の商業地域(以下「商業地域」という。)内において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の

地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。

2 駐車場整備地区に關する都市計画を定め、又は承認し、若しくは認可しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事にあつては都道府県公安委員会の、建設大臣にあつては国家公安委員会の意見をきかなければならない。

第四條第一項中「前條第一項の規定により」を削り、「が指定され」を「に關する都市計画が定められ」に、「都道府県知事は」を「都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、その長、以下第十條第一項を除き同じ。又は市町村(指定都市を除く。以下第三項及び第四項において同じ。))は、政令で定めるところにより」に改め、「建設大臣の承認を受け」及び後段を削り、同條第四項中「を變更しようとする場合及びその變更について建設大臣の承認があつた場合」を「變更」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「都道府県知事」の下に「又は市町村」を加え、「について建設大臣の承認があつた」を「を定め」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「次項及び」を「次項及び第四項並びに」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 市町村は、第一項の規定により路上駐車場設置計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けるとともに、關係のある道路管理者の意見をきかなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該計画の承認をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

第五條第一項中「について建設大臣の承認が

あつた」を「が定められた」に改め、同條第五項中「として決定され」を「において定められ」に改める。

第十條第一項中「建設大臣は、第三條の規定により」を「建設大臣、都道府県知事又は市町村は、」に、「を指定し」を「に關する都市計画を定め」に、「の配置及び規模を都市計画として決定し」を「に關する都市計画を定め」に改める。

第十一條中「建築基準法」の下に「(昭和二十五年法律第二百一十号)」を加える。

第十二條中「第二條」を「第四條第二項」に改め

第十七條中「として決定され」を「において定められ」に改める。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律の一部改正)
第四十五條 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七條」を「第十七條」に改め、「第二節 測量、調査及び土地の取得等(第八條―第十七條の二)」を削り、「第二節の二」を「第二節」に、「事業計画」を「施行計画」に、「第二十七條」を「第二十六條の二」に、「第三十五條の二」を「第三十五條」に改める。

第二條第六項中「この法律で」を「都市計画法(昭和九年法律第七号)及びこの法律で」に改める。

第三條第一項を次のように改める。

都市計画法第五條第三項又は第四項後段の規定にかかわらず、都市開発区域による都市計画区域の指定に關しては、關係市町村の意見はきくことを要しない。

第三條第二項中「建設大臣」の中に「都県知事又は市町村」を加え、「決定する」を「定める」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

第四條の見出しを「工業団地造成事業に關する都市計画」に改め、同條第一項各号列記以外

の部分次のように改める。

都市計画法第十二條第二項の規定により工業団地造成事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該當する土地の区域でなければならない。

第四條第一項第四号中「建築基準法第五十條第三項」を「都市計画法第八條第一項第二号」に改め、同條第二項中「前項の規定による決定をし」を「工業団地造成事業に關する都市計画を定め、又は認可し」に改める。

第五條中「前條第一項の」を「工業団地造成事業に關する」に、「決定し」を「定め」に改め、同條第一号中「關して」を「關する」に、「決定され」を「定められ」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

工業団地造成事業に關する都市計画においては、都市計画法第十二條第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに宅地(工業団地造成事業により造成される敷地のうち公共施設の用に供する土地を除く。)の利用計画を定めるものとする。

第七條を次のように改める。

(施行者)
第七條 工業団地造成事業は、地方公共団体又は日本住宅公団が施行する。

第二節 測量、調査及び土地の取得等を削り、第八條から第十七條までを次のように改める。

第八條から第十七條まで 削除
第十七條の二を削る。

第二節の二 事業計画及び処分管理計画を「第二節 施行計画及び処分管理計画」に改める。

第十八條の見出しを「(施行計画)」に改め、同條第一項中「施行者」の下に「(工業団地造成事業を施行する者をいう。以下同じ。)」を加え、同條中「事業計画」を「施行計画」に改め、同條第二項中「建設大臣」を「都県又は日本住宅公団にあつ

ては建設大臣に、その他の者にあつては都県知事に改める。

第十九条及び第二十条の二第四項中「事業計画を」施行計画に改める。

第二十五条第一項第三号中「土地収用法」の下に「昭和二十六年法律第二百十九号」を加える。

第二章第四節中第二十七条の前に次の四条を加える。

(測量のための標識の設置)

第二十六条の二 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第二十六条の三 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のために必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築物等の収用の請求)

第二十六条の四 工業団地造成事業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

2 土地収用法第八十七条の規定は、前項の規定による収用の請求について準用する。

定による収用の請求について準用する。

(生活再建のための措置)

第二十六条の五 施行者は、工業団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したために生活の基礎を失ふこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十八条第一項中「建設大臣は」の下に「施行者である都県又は日本住宅公団に対し、都県知事はその他の施行者に対し、それぞれ」を加え、「施行者が」を「それらの者が」に、「事業計画を」施行計画に、「」につき都市計画法第三十三条の規定により決定されたを「である」に改め、「その施行者に対し」を削る。

第三十五条の二を削る。

第三十七条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とする。

第三十八条中「第十二条第二項又は第二十六条第四項」を「第二十六条第四項又は第二十六条の二第二項」に、「第十二条第一項又は第二十六条第三項」を「第二十六条第三項又は第二十六条の二第一項」に改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 第二十五条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、それぞれ新法(新法第六十九条の規定により適用される土地収用法を含む。)及び改正後の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の相当規定によつてしたものとみなす。ただし、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

備に関する法律の相当規定によつてしたものとみなす。ただし、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(下水道法の一部改正)

第四十七条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)第三十三条の規定により都市計画又は都市計画事業が決定され」を「都市計画法(昭和年法律第 号)第二章の規定により都市計画が定められている場合又は同法第五十九条の規定により都市計画事業の認可若しくは承認がされ」に改める。

(首都高速道路公団法の一部改正)

第四十八条 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号、第三号及び第四号中「として決定され」を「において定められ」に改める。

(自動車ターミナル法の一部改正)

第四十九条 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「都市計画法(大正八年法律第百三十六号)」を「都市計画法(昭和年法律第 号)」に改める。

(住宅地区改良法の一部改正)

第五十条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第一項」を「前項」に、「指定」を「申出」に、「都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条の規定により決定され」を「都市計画法(昭和年法律第 号)第五条の規定により指定され」に、「都市計画審議会を」都市計画法(昭和年法律第 号)第五条の規定により指定されに改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項後段の場合にあつては、都道府県知事が、市町村の申出を達達する際にこれを都市計画地方審議会の議に付するものとする。

第六条第五項及び第六項中「決定され」を「定められ」に改める。

第六条第七項及び第七条第三号中「一団地の住宅経営」を「一団地の住宅施設」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第五十一条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)その他の法律」を「都市計画法(昭和年法律第 号)」に改める。

第七条第一号、第三十九条第一項及び第四項並びに第四十条第一項中「その他の法律」を削る。

(宅地造成等規制法の一部改正)

第五十二条 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項及び第十二条第三項を削る。

(宅地造成法等規制法の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 前条の規定による宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置については、第四十条の規定の例による。

(阪神高速道路公団法の一部改正)

第五十四条 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号、第三号及び第四号中「として決定され」を「において定められ」に改める。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の一部改正)

第五十五条 都市の美観風致を維持するための樹

木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条の規定により決定され」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第五条の規定により指定され」に改める。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

第五十六条 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「測量、調査及び事業用地の取得等」を「削除」に、「事業計画」を「施行計画」に、「第三十五条」を「第三十四条の二」に改める。

第二条第一項中「この法律で」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)及びこの法律で」に改め、同条第四項中「施行地区」を「事業地」に改める。

第三条の見出しを「(新住宅市街地開発事業に関する都市計画)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

都市計画法第十二条第二項の規定により新住宅市街地開発事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

第三条第一号ロ中「決定され」を「定められ」に改め、同条第四号中「建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十八条第一項」を「都市計画法第八十一条第一項」に、「同法第五十条第一項」を「同法第二号」に改める。

第四条中「前条の」を「新住宅市街地開発事業に関する」に、「決定し」を「定め」に改め、同条第一号中「関して」を「関する」に、「決定され」を「定められ」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

新住宅市街地開発事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二条第二項に定める事項のほか、住区、公共施設の配置及び規模並びに宅地の利用計画を定めるものとす

る。

第六条を次のように改める。

(施行者)

第六条 新住宅市街地開発事業は、地方公共団体、日本住宅公団及び地方住宅供給公社のほか、この法律に特に定める者に限り、施行することができる。

第二章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第二章から第二十条まで 削除

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 施行計画及び処分計画

第二十一条の見出し及び第一項中「事業計画」を「施行計画」に改め、同条第二項中「事業計画」を「施行計画」に、「施行地区」を「事業地」に改め、同条第四項中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第二十二條第一項中「建設大臣を」都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣の、その他の者にあつては都道府県知事に改め、同条第二項中「事業計画」を「施行計画」に、「建設大臣を」都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣に、その他の者にあつては都道府県知事に改める。

第二十五条中「決定され」を「定められ」に改める。

第二十六条(見出しを含む)中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第二十七条中「施行地区」を「事業地」に、「事業計画」を「施行計画」に改める。

第二十八条第四項中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第三十二条第一項第四号中「土地収用法の下に」(昭和二十六年法律第百十九号)を加える。

第三章中第三十五条の前に次の四条を加える。

(測量のための標識の設置)

第三十四条の二 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第三十四条の三 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に對し、又はその他の官公署の長に對し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築物等の収用の請求)

第三十四条の四 新住宅市街地開発事業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

2 土地収用法第八十七条の規定は、前項の規定による収用の請求について準用する。

(生活再建のための措置)

第三十四条の五 施行者は、新住宅市街地開発事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失ふこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に對し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第三十五条第二項並びに第三十六条第一項及び第二項中「施行地区」を「事業地」に改める。

第四十一条第一項中「建設大臣は」の下に「施行者である都道府県又は日本住宅公団に對し、都道府県知事はその他の施行者に對し、それぞれを加え、」施行者がを、それらの者がに、「事業計画」を「施行計画」に、「につき都市計画法第三十三条の規定により決定されたを、である」に改め、「その施行者に對し」を削る。

第四十四条の見出し中「農地等」を「鉄道等の輸送施設」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第三十三条の規定による決定をし」を「新住宅市街地開発事業に関する都市計画を定め、又は認可し」に改め、同項を同条とする。

第四十五条第一項中「第六条第二項の規定にかかわらず、新住宅市街地開発事業を施行すべきことについて都市計画として決定された区域を」新住宅市街地開発事業の施行区域に改め、「政令で定めるところにより、建設大臣の許可を受けて」を削り、同条第二項中「第二章第一節」を削り、「第三十三條の下に、」第三十四条の二から第三十四条の五までを加え、「事業計画」を「施行計画」に改め、「部分の規定」の下に「並びに都市計画法第四章第二節の規定」を加える。

第四十六条中「事業計画」を「施行計画」に、「建設大臣を」都道府県知事に改める。

第四十八条第二項中「建設大臣を」都道府県知事に、「事業計画」を「施行計画」に改め、同条第三項中「建設大臣を」都道府県知事に、「第四十五条第一項の許可を」都市計画法第五十九条第五項の認可に改める。

第四十九条中「施行地区」を「事業地」に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十条 削除

第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一) 都市計画法施行法案

第五十二条及び第五十三条 削除

第五十五条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とする。

第五十六条中「第十一号第二項又は第三十四条第四項」を「第三十四条第四項又は第三十四条の第二項」に、「第十一号第一項又は第三十四条第三項」を「第三十四条第三項又は第三十四条の第二項」に改める。

第五十七条第一号及び第三号中「建設大臣」を「都道府県知事」に改める。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 第三十二条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則第二項中「施行地区」を「事業地」に改める。

(新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 前条の規定による新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置については、第四十六条の規定の例による。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第五十八条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「測量、調査及び土地の取得等」を「削除」に、「事業計画」を「施行計画」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に改める。

第二条第四項中「この法律で」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)及びこの法律で」に改める。

第五条を次のように改める。

(近郊整備区域等による都市計画区域)

第五条 都市計画法第五十三条第三項又は第四項後段の規定にかかわらず、近郊整備区域又は都

市開発区域による都市計画区域の指定に関し、関係市町村の意見をきくことを要しない。

第六条の見出しを「(工業団地造成事業に関する都市計画)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

都市計画法第十二条第二項の規定により工業団地造成事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

第六条第一項第三号中「決定され」を「定められ」に改め、同項第五号中「建築基準法(昭和二十五年法律第 二二一 号)第五十条第三項」を「都市計画法第八十一条第二号」に改め、同条第二項中「前項の規定による決定をし」を「工業団地造成事業に関する都市計画を定め、又は認可し」に改める。

第七条中「前条第一項の」を「工業団地造成事業に関する」に、「決定し」を「定め」に改め、同条第一号中「関して」を「関する」に、「決定され」を「定められ」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二条第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに宅地(工業団地造成事業により造成される敷地のうち公共施設の用に供する土地を除く)の利用計画を定めるものとする。

第九条を次のように改める。

(施行者)

第九条 工業団地造成事業は、地方公共団体又は日本住宅公団が施行する。

第二章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第十条から第二十三条まで 削除

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節 施行計画及び処分管理計画

第二十四条の見出しを「(施行計画)」に改め、

同条第一項中「施行者」の下に「(工業団地造成事業を施行する者をいう。以下同じ。)」を加え、同条中「事業計画」を「施行計画」に改め、同条第二項中「建設大臣」を「府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣に、その他の者にあつては府県知事」に改める。

第二十六条及び第二十八条第四項中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第三十四条第一項第三号中「土地収用法」の下に「(昭和二十六年法律第 二二九 号)」を加える。

第二章第五節中第三十六条の前に次の四条を加える。

(測量のための標識の設置)

第三十五条の二 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第三十五条の三 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行しようとする者、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築物等の収用の請求)

第三十五条の四 工業団地造成事業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用さ

れる場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

2 土地収用法第八十七条の規定は、前項の規定による収用の請求について準用する。

(生活再建のための措置)

第三十五条の五 施行者は、工業団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第三十八条第一項中「建設大臣」の下に「(施行者である府県又は日本住宅公団に対し、府県知事はその他の施行者に対し、それぞれ)を加え、(施行者が)を(それらの者が)」に、「事業計画」を「施行計画」に、「につき都市計画法第三十三条の規定により決定された」を「である」に改め、(その施行者に対し)を削る。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条 削除

第四十九条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とする。

第五十条中「第十四条第二項又は第三十五条第四項」を「第三十五条第四項又は第三十五条の第二項」に、「第十四条第一項又は第三十五条第三項」を「第三十五条第三項又は第三十五条の第二項」に改める。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条 第三十四条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過

措置)

第五十九条 前条の規定による近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置については、第四十六条の規定の例による。

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正)

第六十条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「の指定」を「に関する都市計画」に改め、同条第一項を次のように改める。

歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の重要な部分を構成している地域については、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に歴史的風土特別保存地区(以下「特別保存地区」という。)を定めることができる。

第六条第二項中「の指定があつた」を「に関する都市計画が定められた」に改める。

第八条第一項及び第九条第一項第二号中「の指定の」を「に関する都市計画が定められた」に改める。

第十条中「都市計画法」の下に「(昭和四年法律第一号)」を加える。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第六十一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)」第三号の規定により都市計画として決定され「を」都市計画において定められ「に改める。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正)

第六十二条 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)の一部を次のように改正する

る。

第五條の見出し中「の指定」を「に関する都市計画」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、前条第二項第三号に規定する基準に従い、都市計画に近郊緑地特別保全地区(以下「特別保全地区」という。)を定めることができる。

第五條第一項第一号中「として指定する」を「に関する都市計画を定める」に改め、同条第二項中「の指定を」を「に関する都市計画を定め、又は認可し」に改める。

第六條第一項中「又は建設大臣」及び「又は特別保全地区」を削り、同条第八項中「又は建設大臣」を削り、同条第九項中「若しくは建設大臣」を削る。

第七條第一項中「の指定があつた」を「に関する都市計画が定められた」に改め、同条第五項中「中」委員会又は建設大臣」とあり、及び同条を「及び」に改め、「若しくは建設大臣」を削る。

第九條第一項中「が指定され、若しくはその区域が拡張され」を「に関する都市計画が定められ」に改め、同条第四項中「が指定され、又はその区域が拡張され」を「に関する都市計画が定められ」に改め、「指定又は区域の拡張の」を「都市計画が定められた」に改める。

第十一條第一項第二号中「の指定の」を「に関する都市計画が定められた」に改め、同条第二項中「中」委員会又は建設大臣」とあり、及び同条を「及び」に改め、「若しくは建設大臣」を削る。

第十四條第一項中「又は特別保全地区の指定があつた」を「が指定され、又は特別保全地区に関する都市計画が定められた」に改める。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第六十三條 流通業務市街地の整備に関する法律

(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「測量、調査及び事業用地の取得等」を「削除」に、「事業計画を、施行計画」に、「第四十條」を「第三十九條の二」に改める。

第二條第二項中「この法律で」を「都市計画法(昭和四年法律第一号)及びこの法律で」に改め、同条第四項中「施行地区」を「事業地」に改める。

第四條第一項を次のように改める。

前条第一項の大都市の区域のうち、幹線道路、鉄道等の交通施設の整備の状況に照らし、流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域については、当該大都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、都市計画に流通業務地区を定めることができる。

第四條第二項中「の指定を」を「に関する都市計画に、」しなれば「を」定めなければ「に改め、同条第三項中「建設大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「を指定し」を「に関する都市計画を定め」に、「決定し」を「定め」に改める。

第五條第一項ただし書中「都道府県知事」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長。以下次条において同じ。)」を加え、同条第二項中「の指定の」を「に関する都市計画が定められた」に改め、同条第三項中「及び」を「の規定並びに都市計画法第八條第一項第二号の地域地区に関する都市計画に係る同法の規定及び建築基準法」に改める。

第七條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

都市計画法第十一條第二項の規定により流通業務団地に関する都市計画において定めるべき区域は、流通業務地区内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域でなければならない。

第七條第二項中「前項の」を「流通業務団地に関する」に、「同項」を「前項」に、「決定する」を「定める」に改め、同条第三項中「第一項の」を「流通業務団地に関する」に改める。

第八條中「前条第一項の」を「流通業務団地に関する」に、「決定し」を「定め」に改め、同条第一号中「決定され」を「定められ」に改める。

第十條を次のように改める。

(施行者)

第十條 流通業務団地造成事業は、地方公共団体又は日本住宅公団が施行する。

第四章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第十一條から第二十四條まで 削除

第四章第三節の節名を次のように改める。

第三節 施行計画及び処分計画

第二十五條の見出し及び同条第一項中「事業計画」を「施行計画」に改め、同条第二項中「事業計画」を「施行計画」に、「施行地区」を「事業地」に改め、同条第四項中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第二十六條第一項中「建設大臣」を「都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣の、その他の者にあつては都道府県知事」に改め、同条第二項中「事業計画」を「施行計画」に、「建設大臣」を「都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣に、その他の者にあつては都道府県知事」に改める。

第二十八條中「決定され」を「定められ」に改める。

第二十九條(見出しを含む)中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第三十條中「施行地区」を「事業地」に、「事業計画」を「施行計画」に改める。

第三十一條第四項中「事業計画」を「施行計画」に改める。

る。

第五章第四十条の前に次の四条を加える。

(測量のための標識の設置)

第三十九条の二 流通業務団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第三十九条の三 流通業務団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、流通業務団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を要求することができる。

(建築物等の取用の請求)

第三十九条の四 流通業務団地造成事業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地取用法の規定により土地又は権利が取用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の取用を請求することができる。

2 土地取用法第八十七条の規定は、前項の規定による取用の請求について準用する。

(生活再建のための措置)

第三十九条の五 施行者は、流通業務団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に對し、住宅のあつせんその他その受ける補償

と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第四十四条第一項中「建設大臣は」の下に「施行者である都道府県又は日本住宅公団に対し、都道府県知事はその他の施行者に対し、それぞれ」を加え、「施行者が」を「それらの者が」に、「事業計画」を「施行計画」に、「につき都市計画法第三十三条の規定により決定された」を「である」に改め、「その施行者に対し」を削る。

第四十六条第一項中「第四十四条第一項の規定により」を指定しようとするとき、「及び第七條第一項の規定により」を削り、「を都市計画として決定し」を「に」に関する都市計画を定め、又は認可しに改め、同条第二項中「建設大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第四十九条中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を第四号とする。

第五十一条中「第十五条第二項又は第三十九条第四項」を「第三十九条第四項又は第三十九条の二第二項」に、「第十五条第一項又は第三十九条第三項」を「第三十九条第三項又は第三十九条の二第一項」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 第三十八条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十四条 前条の規定による流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置については、第四十六条の規定の例による。

(下水道整備緊急措置法の一部改正)

第六十五条 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正す

る。

第二条第二項中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)第三條」を「都市計画法(昭和三年法律第 号)第四條第十一項」に改める。

(土地取用法の一部を改正する法律施行法の一部改正)

第六十六条 土地取用法の一部を改正する法律施行法(昭和四十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「都市計画事業を執行すべき最終年度」を「事業施行期間」に改める。

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正)

第六十七条 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項を次のように改める。

都市計画法(昭和 年法律第 号)

第五條第三項又は第四項後段の規定にかかわらず、都市整備区域又は都市開発区域による都市計画区域の指定に関しては、関係市町村の意見はきくことを要しない。

第六條第二項中「建設大臣」の下に「県知事又は市町村」を加え、「決定し」を「定め」に改める。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)

第六十八條 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。

第六條の見出し中「の指定」を「に」に関する都市計画に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

第六條第一項第二号中「として指定する」を「に」に関する都市計画を定めるに改め、同条第二項中「の指定をし」並びに同条第三項及び第四項中「を指定し」を「に」に関する都市計画を定め、又は認可しに改める。

第七條第一項中「又は建設大臣及び」又は近郊緑地特別保全地区を削り、同条第八項中「又は建設大臣を削り、同条第九項中「若しくは建設大臣」を削る。

第八條第一項中「の指定があつた」を「に」に関する都市計画が定められたに改め、同条第五項中「中」内閣総理大臣又は建設大臣とあり、及び同条を「及び」に改め、「若しくは建設大臣」を削る。

第十條第一項ただし書中「が指定され、若しくはその区域が拡張され」を「に」に関する都市計画が定められに改め、同条第四項中「が指定され、又はその区域が拡張され」を「に」に関する都市計画が定められに、「指定又は区域の拡張の」を「都市計画が定められたに改める。

第十二條第一項第二号中「の指定の」を「に」に関する都市計画が定められたに改め、同条第二項中「中」内閣総理大臣又は建設大臣とあり、及び同条を「及び」に改め、「若しくは建設大臣」を削る。

第十五條第一項中「又は近郊緑地特別保全地区の指定があつた」を「が指定され、又は近郊緑地特別保全地区に関する都市計画が定められたに改める。

(都市再開発法の一部改正)

第六十九條 都市再開発法(昭和 年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「この法律」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)及びこの法律」に改める。

第三條の見出しを「(市街地再開発事業に関する都市計画)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

都市計画法第十二条第二項の規定により市街地再開発事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

第三号第一号中「第七項」を「第六項」に改める。

第四号中「前条の」を「市街地再開発事業に関する」に、「決定し」を「定め」に改め、同条第一号中「関して」を「関する」に、「決定され」を「定められ」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

市街地再開発事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二条第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに建築物及び建築敷地の整備に関する計画を定めるものとする。

第五号に次の二項を加える。

2 都市計画法第六十条から第七十三条までの規定は、市街地再開発事業には適用しない。

3 市街地再開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関しては、都市計画法第五十三条第三項中「第六十五条第一項に規定する告示」とあるのは「都市再開発法第六十条第二項各号に掲げる告示」と、「当該告示」とあるのは「当該告示」とする。

第六号中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第十一号第一項中「を施行すべきことが都市計画として決定された区域」を「の施行区域」に改め、同条第二項中「きく」とともに、建設省令で定めるところにより、建設大臣に届け出なければならない」を「きかなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 組合が施行する市街地再開発事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第五項の規定による認可とみなす。ただし、同法第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十七条第一項の規定の適用については、この限りでない。

第十二条第一項中「設計」を「設計の概要、事業施行期間」に改める。

第十六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

第十七条第三号中「第三条の都市計画に適合していない」を「当該市街地再開発事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でない」に改める。

第十九条の見出しを「認可の公告等」に改め、同条第一項中「建設省令で定める事項を公告しなければならない」を「建設省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、建設大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を交付しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 市町村長は、第百条の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第五十一条を次のように改める。

（施行規程及び事業計画の決定等）

第五十一条 地方公共団体は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画において定めた設計の概要については、建設省令で定めるところにより、都道府県にあつては建設大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 地方公共団体が施行する市街地再開発事業について事業計画が定められたときは、前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第一項又は第三項の規定による認可とみなす。

なす。第十一条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第五十二条を削り、第五十三条を第五十二条とする。

第五十四条第三項を次のように改め、同条を第五十三条とする。

3 第五十一条第一項の規定による認可を申請する場合においては、施行地区（施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区）及び設計の概要を表示する図書を提出しなければならない。

第五十五条を第五十四条とし、同条の次の次の一条を加える。

（施行地区及び設計の概要を表示する図書の交付及び縦覧）

第五十五条 建設大臣又は都道府県知事は、第五十一条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、建設大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては建設大臣及び関係市町村長に第五十三条第三項の図書の写しを送付しなければならない。

2 市町村長は、前条第一項の公告の日から第百条の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供ししなければならない。

第五十六条中「前二条」を「第五十一条第一項後段及び前三条に」、「第五十四条」を「第五十三条」に改める。

第五十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「ほか、第十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「建設大臣」と読み替えるものとする」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第五十三条」を「第五十二条」に改め、「までの規定の下に」及び第十九条第一項を加え、「と読み替える」と、同項中「建設大臣」とあるのは「関係都道府県知事」と読み替えるに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の

に次の一項を加える。

2 公団が施行する市街地再開発事業については、前項前段の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第五項の規定による認可とみなす。第十一号第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第百十一条の表中「第五十三条」を「第五十二条」に改める。

第百二十八条第二号中「第五十四条」を「第五十三条」に、「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十一条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による認可

第百三十条中「組合を設立しようとする者又は組合は都道府県知事及び市町村長に対し、市町村は建設大臣及び都道府県知事に対し、都道府県又は公団は建設大臣を組合を設立しようとする者は都道府県知事及び市町村長に対し、組合は市町村長に改める。

第百三十八条中「事務（都道府県が施行する市街地再開発事業に係る事務を除く。）は」を「事務（都道府県が施行する市街地再開発事業及び第十一号に係る事務を除く。）で政令で定めるものは」、「に」において、「指定都市」を「に」において、政令で定めるところにより、指定都市に改める。

第百四十条第一項から第三項までの規定中「又は総代」を「総代又は職員」に改める。

（都市再開発法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条 前条の規定による都市再開発法の一部改正に伴う経過措置については、第三十六条第二項及び第三項の規定の例による。

（新法の施行に伴う市街地改造事業に関する経過措置）

第七十一条 都市再開発法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧

公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第九号。以下「旧市街地改造法」といふ。)の規定による市街地改造事業は、新法第四條第六項に規定する市街地開発事業とみなす。

(旧市街地改造法の一部改正)

第七十二條 旧市街地改造法の一部を次のように改正する。

目次中「測量、調査及び土地の収用等(第七條、第十七條)」を「削除(第七條、第二十條)」に改め、「事業計画及び」を削り、「第十八條」を「第二十一條」に、「第五十三條」を「第五十二條の二」に改める。

第二條第一号中「この法律」を「都市計画法(昭和四年法律第 号)及びこの法律」に改め、同條第四号中「施行地区」を「事業地」に改める。

第三條の見出しを「(市街地改造事業に關する都市計画)」に改め、同條各号列記以外の部分を次のように改める。

都市計画法第十二條第二項の規定により市街地改造事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該當する土地の区域でなければならない。

第三條第一号中「決定され」を「定められ」に改め、同條第二号中「建築基準法(昭和二十五年法律第二十一號)第四十八條第一項」を「都市計画法第八條第一項第一号」に改め、同條第三号中「建築基準法第五十九條第一項」を「都市計画法第八條第一項第四号」に、「同法第六十條第一項」を「同法第五号」に改め、同條第四号中「建築基準法」の下に「(昭和二十五年法律第二十一號)」を加える。

第四條中「前條の」を「市街地改造事業に關する」に、「決定し」を「定め」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

市街地改造事業に關する都市計画において、都市計画法第十二條第二項に定める事項

のほか、公共施設の配置及び規模並びに建築物及び建築敷地の整備に關する計画を定めるものとする。

第六條を次のように改める。

(施行者)

第六條 市街地改造事業は、次に掲げる者が施行する。ただし、第二号に掲げる者にあつては、建築施設整備事業に限る。

一 公共施設の管理者である又は管理者となるべき建設大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は都道府県若しくは市町村

二 公共施設の管理者である又は管理者となるべき都道府県知事又は市町村長が統轄する都道府県又は市町村

第二章 第一節の節名を次のように改める。

第一節 削除

第二章第二節の節名を削り、第七條から第二十條までを次のように改める。

第七條から第二十條まで 削除

第二十一條の前に次の節名を加える。

第二節 管理処分計画

第二十一條第一項中「事業計画を定め、又はその認可を受けた旨の公告」を「都市計画法第六十二條第一項の告示」に、「施行地区」を「事業地」に、「その公告」を「その告示」に改め、同條第四項中「施行地区」を「事業地」に、「事業計画を変更し、又はその変更の認可を受けた旨の公告」を「都市計画法第六十三條第二項において準用する同法第六十二條第一項の告示」に改める。

第二十二條第一項中「施行地区」を「事業地」に改め、「建設大臣以外の施行者は」を削り、「建設大臣の」を「都道府県知事又は都道府県にあつては建設大臣の、市町村長又は市町村にあつては都道府県知事の」に改める。

第二十五條第二項中「施行地区」を「事業地」に改める。

第二十七條第二項中「都市計画事業の決定の告示」を「都市計画法第六十二條第一項(新たな事業地の編入に係る事業計画の変更について同法第六十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示」に、「第二十一條」を「第七十二條第一項」に改める。

第三十四條及び第三十五條第一項中「施行地区」を「事業地」に改める。

第五十一條中「第六條から第七條まで及び第九條」を「第七十四條及び第八十三條」に改める。

第三章中第五十三條の前に次の五條を加える。

(測量のための標識の設置)

第五十二條の二 市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者は、市街地改造事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第五十二條の三 市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者は、市街地改造事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、事業地となるべき区域若しくは事業地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築物の収用の請求)

第五十二條の四 市街地改造事業につき都市計画法第六十九條の規定により適用される土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九號)の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物を所有する者は、その建築物の収用を請求することができる。

2 土地収用法第八十七條の規定は、前項の規定による収用の請求について準用する。

(物件の移転命令等)

第五十二條の五 施行者(施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長)は、市街地改造事業の施行のため必要がある場合においては、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の建築物、工作物その他の物件の所有者で当該物件の存する土地に關し施行者に対抗することができない権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に關し所有者に対抗することができない権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。

(一時収容施設等の設置のための土地等の使用)

第五十二條の六 施行者は、土地収用法で定めるところに従い、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他市街地改造事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な市街地改造事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用することができ

る。

第五十四條及び第五十五條中「施行地区」を「事業地」に改める。

第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第六十一條中「施行者の」を「施行者である都道府県知事又は都道府県に対し、都道府県知事は施行者である市町村長又は市町村に対し、それぞれそれらの者の」に改め、「その施行者に対し」を削る。

第六十四條中「第六條第三項の規定による」を

「第六條第二号に掲げる」に、「第二十一條第一項及び第四項中「事業計画」とあるのは「建築施設整備事業に関する事業計画」を「第二十一條第一項中「都市計画法」とあるのは「建築施設整備事業に関する都市計画法」に改める。

第六十八條を次のように改める。

第六十八條 削除

第六十九條第一号中「第十一條」を「第五十二條の二」に改め、同條第二号中「第十五條」を「第五十二條の五」に改める。

第七十條中「前二條」を「前條」に改める。

(旧市街地改造法の一部改正に伴う経過措置)

第七十三條 旧法の規定による都市計画事業の決定があつた市街地改造事業のうち、この法律の施行の際、まだ前條の規定による改正前の旧市街地改造法第二十一條第一項から第三項までの規定による手続の完了してないもの及び新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更につき同法第十八條第一項の認可の申請をしてまだ同法第二十一條第四項の規定による手続の完了してないものについては、前條の規定による旧市街地改造法第十八條から第二十一條までの改正規定並びに新法第五十九條及び第六十三條の規定にかかわらず、改正前の旧市街地改造法第十八條から第二十一條までの規定の例による手続を行なうものとする。

2 前條の規定による旧市街地改造法の改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 旧防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第

百十号)第五十五條第一項の規定による旧市街地改造法の規定の準用については、前條の規定による同法の改正にかかわらず、なお従前の例による。

(旧防災建築街区造成法の一部改正)

第七十四條 旧防災建築街区造成法の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二條」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)第四條第二項」に、「建築基準法第六十條第一項」を「都市計画法第八條第一項第五号」に改める。

第五十五條第二項中「都市計画審議会」を「都市計画地方審議会」に改める。

附 則

この法律(第一條を除く)は、新法の施行の日から施行する。ただし、第八條の規定は、新法の公布の日から施行する。

理 由

都市計画法の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市計画法案(内閣提出、第五十五回国会開法第一五二号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、都市計画の内容及びその決定手続、

都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に關し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、適正な制限のもとに土地の合理的利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

2 市若しくは人口等政令で定める要件に該当する町村、かつ、都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域又は新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発する等の必要がある区域を都市計画区域とするものとし、その区域の指定は、二以上の都府県の区域にわたる場合は建設大臣、その他の場合は都道府県知事が建設大臣の認可を受けて行なうものとする。

3 都市計画には無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域を定めるとともに、住居、商業、工業、文教その他用途別の地域地区、道路、公園、上下水道等の都市施設及び土地地区画整理事業等の市街地開発事業で必要なものを定めるものとする。

4 都市計画は、全国総合開発計画等の計画及び道路、河川、鉄道その他の施設に関する国の計画に適合するとともに、都市の特質を考慮して健全な発展と秩序ある整備を図るた

め、都市に必要な用途の地域地区及び各種の都市施設等を一体的、総合的に定めなければならないものとする。

5 都市計画の決定は、おおむね次のとおりとする。

イ 都道府県知事は、市街化区域及び市街化調整区域その他都市に必要な計画については、関係市町村の意見をきき、都市計画地方審議会の議を経て定めるものとする。

ロ 市町村は、都道府県知事が定めるものの以外の都市計画を都道府県知事の承認を得て定めるものとし、都道府県知事がその承認をしようとするときは、あらかじめ都市計画地方審議会の議を経てしなければならないものとする。

ハ 都道府県知事は、大都市及びその周辺の都市に係る都市計画又は国の利害に重大な関係がある都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならないものとする。

ニ 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画で、臨港地区等の都市計画については、建設大臣が定めるものとする。この場合において建設大臣は、都道府県知事が作成する案に基づいて定めるものとする。

昭和四十二年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一) 議案に関する報告書

七六六

き、都道府県知事(指定都市の区域内にあつては当該指定都市の市長)の許可を受けなければならぬものとする。

7 都市計画施設予定地における建築物の建築は、都道府県知事の許可を要するものとし、永久構造物は許可しないものとする。また、特に重要な都市計画施設等の予定地における建築物は許可しないものとし、この場合、当該土地の買取りを申し出たものに対しては原則としてこれを買取り取るものとする。

8 都市計画事業は、原則として、都道府県知事の認可を受けて市町村が施行するものとするが、市町村の施行が困難又は不適当であるものは建設大臣の認可を受けて都道府県が施行するものとし、国の利害に重大な関係を有するものは建設大臣の承認を受けて国が施行するものとする。また、その他の者は都道府県知事の認可を受けて都市計画事業を施行することができるものとする。

9 その他都道府県知事等に対する建設大臣の指示、市街化区域における都市計画の認可等に関する農林大臣との協議、協議のつた市街化区域の農地法適用除外及び通商産業、運輸、厚生、各大臣との意見調整等又は都市計画中央審議会、都市計画地方審議会並びに開発審査会の設置等の規定を設けるものとする。

二 議案の修正議決理由

近年における都市問題に対処するため、本案は妥当なものと認めるが、なお、都市計画に対する住宅建設の策定、土地提供者への生活再建措置等について規定する必要があると認め、本

案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年四月十九日

建設委員長 加藤常太郎

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

都市計画法

目次

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 都市計画

第一節 都市計画の内容(第七条 第十四条)

第二節 都市計画の決定及び変更(第十五条 第二十八条)

第三章 都市計画制限

第一節 開発行為等の規制(第二十九条 第五十二条)

第二節 都市計画施設等の区域内における建築の規制(第五十三条 第五十七条)

第三節 風致地区内における建築等の規制(第五十八条)

第四章 都市計画事業

第一節 都市計画事業の認可等(第五十九条 第六十四条)

第二節 都市計画事業の施行(第六十五条 第七十五条)

第五章 都市計画中央審議会等(第七十六条 第七十八条)

第六章 雑則(第七十九条 第八十六条)

第七章 附則(第八十七条 第九十五条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に關し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(都市計画の基本理念)

第二条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(国、地方公共団体及び住民の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

2 都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行なう措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは、次条

の規定により指定された区域をいう。

3 この法律において「地域地区」とは、第八条第一項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

4 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

5 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

7 この法律において「建築物」とは建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に定める建築物を、「建築」とは同条第十三号に定める建築をいう。

8 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

9 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

10 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

11 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第五十九条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に關する事業及び市街地開発事業をいう。

12 この法律において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

第五条 都道府県知事は、市又は人口、就業者数

その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他建設省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定によるものほか、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)による都市開発区域、近畿圏整備法(昭和三十一年法律第九十九号)による都市開発区域、中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二号)による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村及び都市計画地方審議会の意見をきくとともに、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。

4 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、建設大臣が、あらかじめ、関係都府県知事の意見をきいて指定するものとする。この場合においては、関係都府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都市計画地方審議会の意見をきかなければならない。

5 都市計画区域の指定は、建設省令で定めると

ころにより、公告することによつて行なう。
6 前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。

(都市計画に関する基礎調査)

第六条 都道府県知事は、都市計画区域について、おおむね五年ごとに、建設省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他建設省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行なうものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による基礎調査の結果を、建設省令で定めるところにより、建設大臣に報告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

第二章 都市計画

第一節 都市計画の内容

(市街化区域及び市街化調整区域)

第七條 都市計画には、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めるものとする。

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

4 市街化区域及び市街化調整区域については、その区分及び各区域の整備、開発又は保全の方針を都市計画に定めるものとする。

(地域地区)

第八條 都市計画には、当該都市計画区域について、次の各号に掲げる地域、地区又は街区で必

要なものを定めるものとする。

一 住居地域、商業地域、準工業地域又は工業地域(以下「用途地域」と総称する。)

二 住居専用地区又は工業専用地区

三 特別工業地区、文教地区その他政令で定める特別用途地区

四 空地地区、高度地区、容積地区又は特定街区

五 防火地域又は準防火地域

六 美観地区

七 風致地区

八 駐車場法(昭和三十一年法律第六号)第三條第一項の規定による駐車場整備地区

九 臨港地区

十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第六條第一項の規定による歴史的風土特別保存地区

十一 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)第五條第一項の規定による近郊緑地特別保全地区又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第 号)

第六條第一項の規定による近郊緑地特別保全地区

十二 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第四條第一項の規定による流通業務地区

2 地域地区については、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 地域地区の種類(空地地区にあつては建築基準法別表第四(欄)の容積地区にあつては同法別表第五(欄)の種類)、位置及び区域

二 次に掲げる地域地区については、それぞれ

次に定める事項

イ 高度地区 建築物の高さの最高限度又は最低限度

ロ 特定街区 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限

三 その他政令で定める事項

第九條 住居地域は、主として住居の環境を保護するため定める地域とする。

2 商業地域は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。

3 準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域とする。

4 工業地域は、主として工業の利便を増進するため定める地域とする。

5 住居専用地区は、住居地域内において特に良好な住居の環境を保護するため定める地区とする。

6 工業専用地区は、工業地域内において特に工業の利便を増進するため定める地区とする。

7 特別用途地区は、用途地域内において特別の目的からする土地利用の増進、環境の保護等を図るため定める地区とする。

8 空地地区は、住居地域内において住居の良好な環境を保護するため、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を定める地区とする。

9 高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。

10 容積地区は、用途地域内において良好な都市空間を確保するため、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を定める地区とする。

11 特定街区は、市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行なわれる地区について、その街区内における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定める街区とする。

12 防火地域又は準防火地域は、市街地における火災の危険を防止するため定める地域とする。

13 美観地区は、市街地の美観を維持するため定める地区とする。

14 風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区とする。

15 臨港地区は、港灣を管理運営するため定める地区とする。

第十条 地域地区内における建築物その他の工作物に関する制限については、この法律に特に定めるもののほか、別に法律で定める。

(都市施設)

第十一条 都市計画には、当該都市計画区域における次の各号に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 四 河川、運河その他の水路

五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設

七 市場、と畜場又は火葬場

八 一団地の住宅施設(一ヘクタール以上の一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)

九 一団地の官公庁施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)

十 流通業務団地

十一 その他政令で定める施設

十二 都市施設については、都市施設の種類、名称、位置及び区域その他政令で定める事項を都市計画に定めるものとする。

十三 流通業務団地について都市計画に定めるべき事項は、前項に定めるもののほか、別に法律で定める。

(市街地開発事業)

第十二条 都市計画には、当該都市計画区域における次の各号に掲げる事業で必要なものを定めるものとする。

一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業

二 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)による新住宅市街地開発事業

三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第百四十

五号)による工業団地造成事業

四 都市再開発法(昭和四十二年法律第 号)による市街地再開発事業

五 市街地開発事業については、市街地開発事業の種類、名称及び施行区域その他政令で定める事項を都市計画に定めるものとする。

六 土地区画整理事業については、前項に定めるもののほか、公共施設の配置及び宅地の整備に関する事項を都市計画に定めるものとする。

七 土地区画整理事業以外の市街地開発事業について都市計画に定めるべき事項は、第二項に定めるもののほか、別に法律で定める。

(都市計画基準)

第十三条 都市計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏整備計画、北海道総合開発計画、地方総合開発計画、都府県総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港灣、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次の各号に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合において、当該都市について公害防止計画が定められているときは、都市計画は、当該公害防止計画に適合したものでなければならない。

一 市街化区域と市街化調整区域との区分は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、産業活動の利便と居住環境の保全との

調和を図りつつ、国土の合理的利用を確保し、効率的な公共投資を行なうことができるように定めること。

二 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、美観風致を維持し、公害を防止する等適正な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として用途地域を定めなければならないとする。

三 都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとし、住居地域については、義務教育施設をも定めるものとする。

四 市街地開発事業は、市街化区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定めること。

五 前各号の基準を適用するについては、第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づき、かつ、政府が法律に基づき行なう人口、産業、住宅、建築、交通、工場立地その他の調査の結果について配慮すること。

受することができるよう、住宅の建設及び居住環境の整備に
関する計画を定めなければならない。

2 第八条第一項第八号及び第十号から第十二号
までに掲げる地域地区、流通業務団地並びに市
街地開発事業に関する都市計画の策定に関し必
要な基準は、前二項に定めるもののほか、別に
法律で定める。

3 都市計画の策定に関し必要な技術的基準は、
政令で定める。

(都市計画の図書)

第十四条 都市計画は、建設省令で定めるところ
により、総括図、計画図及び計画書によつて表
示するものとする。

2 計画図及び計画書における市街化区域の区
域、地域地区の区域、都市計画施設の区域及び
市街地開発事業の施行区域の表示は、土地に関
し権利を有する者が自己の権利に係る土地がこ
れらの区域に含まれるかどうかを容易に判断す
ることができるようでなければならない。

第二節 都市計画の決定及び変更

(都市計画を定める者)

第十五条 次の各号に掲げる都市計画は都道府県
知事が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 市街化区域及び市街化調整区域に関する都
市計画

二 第八条第一項第九号から第十二号までに掲
げる地域地区に関する都市計画

三 一の市町村の区域をこえる広域の見地から
決定すべき地域地区若しくは都市施設として
政令で定めるもの又は根幹的都市施設として
政令で定めるものに関する都市計画

四 市街地開発事業（政令で定める小規模な土

地区画整理事業を除く。）に関する都市計画

2 市町村の合併その他の理由により、前項第三
号に該当する都市計画が同号に該当しないこと
となつたとき、又は同号に該当しない都市計画
が同号に該当することとなつたときは、当該都
市計画は、それぞれ市町村又は都道府県知事が
決定したものとなる。

3 市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当
該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ、都道府県知事
が定めた都市計画に適合したものでなければならない。

4 市町村が定めた都市計画が、都道府県知事が定めた都市計画
と抵触するときは、その限りにおいて、都道府県知事が定めた
都市計画が優先するものとする。

(公衆会の開催等)

第十六条 都道府県知事又は市町村は、都市計画の案を作成
し、市町村が定める都市計画は、議会の議
決を経て定められた当該市町村の建設に関する
基本構想に即し、かつ、都道府県知事が定めた
都市計画に適合したものでなければならない。

2 市町村が定めた都市計画が、都道府県知事が
定めた都市計画と抵触するときは、その限り
において、都道府県知事が定めた都市計画が優先
するものとする。

(都市計画の案の縦覧等)

第十七条 都道府県知事又は市町村は、都市計画
を決定しようとするときは、あらかじめ、建設
省令で定めるところにより、その旨を公告し、
当該都市計画の案を、当該公告の日から二週間
公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係
市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期
間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の
案について、都道府県知事の作成に係るものに

あつては都道府県知事に、市町村の作成に係る
ものにあつては市町村に、意見書を提出するこ
とができる。

3 特定街区に関する都市計画の案については、
政令で定める利害関係を有する者の同意を得な
ければならない。

(都道府県知事の都市計画の決定)

第十八条 都道府県知事は、関係市町村の意見を
きき、かつ、都市計画地方審議会の議を経て、
都市計画を決定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により都市計画
の案を都市計画地方審議会に付議しようとする
ときは、前条第二項の規定により提出された意
見書の要旨を都市計画地方審議会に提出しなけ
ればならない。

3 都道府県知事は、大都市及びその周辺の都市
に係る都市計画区域その他の政令で定める都市
計画区域に係る都市計画（政令で定める軽易な
ものを除く。）又は国の利害に重大な関係がある
政令で定める都市計画の決定しようとするこ
ときは、あらかじめ、建設省令で定めるところに
より、建設大臣の認可を受けなければならない。
い。

(市町村の都市計画の決定)

第十九条 市町村は、都道府県知事の承認を受け
て、都市計画を決定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による承認をし
ようとするときは、あらかじめ、都市計画地方
審議会の議を経なければならない。

(都市計画の告示等)

第二十条 都道府県知事又は市町村は、都市計画
を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都

道府県知事にあつては建設大臣及び関係市町村
長に、市町村にあつては建設大臣及び都道府県
知事に、第十四条第一項に規定する図書の写し
を送付しなければならない。

2 都道府県知事及び市町村長は、建設省令で定
めるところにより、前項の図書又はその写しを
当該都道府県又は市町村の事務所において公衆
の縦覧に供しなければならない。

3 都市計画は、第一項の規定による告示があつ
た日から、その効力を生ずる。

(都市計画の変更)

第二十一条 都道府県知事又は市町村は、都市計
画区域が変更されたとき、第六条第一項の規定
による都市計画に関する基礎調査又は第十三条
第一項第五号に規定する政府が行なう調査の結
果都市計画を変更する必要があるとなつたと
き、その他都市計画を変更する必要があるとなつ
ときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなけ
ばならない。

2 第十七条から前条までの規定は、都市計画の
変更について準用する。ただし、第十七条並び
に第十八条第二項及び第三項の規定については、
政令で定める軽易な変更をしようとする場
合を除く。

(建設大臣の定める都市計画)

第二十二条 二以上の都府県の区域にわたる都市
計画区域に係る都市計画は、建設大臣及び市町
村が定めるものとする。この場合においては、
第十五条、第十六条、第十七条第一項及び第二

項、第十八条第一項及び第二項、第十九条並び
に前条第二項中「都道府県知事」とあるのは「建
設大臣」と、第二十条第一項中「都道府県知事又

「は」とあるのは、「建設大臣又は」と、「都道府県知事にあつては建設大臣」とあるのは、「建設大臣にあつては関係都道府県知事」と、同条第二項中「前項の図書又はその」とあるのは「前項の図書の」とする。

2 建設大臣は、都道府県知事が作成する案に基づいて都市計画を定めるものとする。

3 都府県の合併その他の理由により、二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域が一の都府県の区域内の区域となり、又は一の都府県の区域内の都市計画区域が二以上の都府県の区域にわたることとなつた場合における必要な経過措置については、政令で定める。

(他の行政機関等との調整等)

第二十三条 建設大臣が市街化区域に関する都市計画を定め、若しくは認可しようとするとき、又は都道府県知事が市街化区域に関する都市計画を定めようとするとき(建設大臣の認可を要するものを除く)は、建設大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、農林大臣に協議しなければならない。

2 建設大臣は、市街化区域に関する都市計画を定め、又は認可しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣及び運輸大臣の意見をきかなければならない。

3 厚生大臣は、必要があると認めるときは、市街化区域に関する都市計画及び用途地域に関する都市計画に関し、建設大臣に意見を述べることができる。

4 臨港地区に関する都市計画は、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項の港灣管理者が申し出た案に基づいて定めるものと

する。

5 建設大臣は、都市施設に関する都市計画を定め、又は認可しようとするときは、あらかじめ、当該都市施設の設置又は経営について、免許、許可、認可等の処分をする権限を有する国の行政機関の長に協議しなければならない。

6 建設大臣、都道府県知事又は市町村は、都市施設に関する都市計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該都市施設を管理することとなる者その他政令で定める者に協議しなければならない。

(建設大臣の指示等)

第二十四条 建設大臣は、国の利害に重大な関係がある事項に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、又は都道府県知事を通じて市町村に對し、期限を定めて、都市計画区域の指定又は都市計画の決定若しくは変更のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又は市町村は、正当な理由がない限り、当該指示に従わなければならない。

2 国の行政機関の長は、その所管に係る事項で国の利害に重大な関係があるものに関し、前項の指示をすべきことを建設大臣に對し要請することができる。

3 前条第一項及び第二項の規定は、市街化区域に関する都市計画に関し第一項の指示をする場合に、同条第五項の規定は、都市施設に関する都市計画に関し第一項の指示をする場合に準用する。

4 建設大臣は、都道府県知事又は市町村が所定の期限までに正当な理由がなく第一項の規定に

より指示された措置をとらないときは、正当な理由がないことについて都市計画中央審議会の確認を得たりして、みずから当該措置をとることができるとする。ただし、市町村がとるべき措置については、建設大臣がみずから行なう必要があると認める場合を除き、都道府県知事に行なわせるものとする。

5 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に對し、期限を定めて、都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとるべきことを求めることができる。

6 都道府県知事は、都市計画の決定又は変更のため必要があるときは、みずから、又は市町村の要請に基づいて、国の関係行政機関の長に對して、都市計画区域に係る第十三条第一項に規定する国土計画若しくは地方計画又は施設に関する国の計画の策定又は変更について申し出ることができる。

7 国の行政機関の長は、前項の申出があつたときは、当該申出に係る事項について決定し、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

(調査のための立入り等)

第二十五条 建設大臣、都道府県知事又は市町村は、都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日

前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第二十六条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があるとして、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、

意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、建設大臣、都道府県知事若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合において、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（証明書等の携帯）

第二十七条 第二十五条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

ばならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第二十八条 建設大臣、都道府県知事又は市町村は、第二十五条第一項又は第二十六条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第三章 都市計画制限

第一節 開発行為等の規制

（開発行為の許可）

第二十九条 市街化区域又は市街化調整区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りではない。

- 一 市街化区域内において行なう開発行為で、その規模が政令で定める規模未満であるもの
- 二 市街化調整区域内において行なう開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する

る目的で行なうもの

三 駅舎その他の鉄道の施設、社会福祉施設、医療施設、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校（大学及び各種学校を除く）、公民館、変電所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行なう開発行為

四 国、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）、都道府県若しくは指定都市がその組織に加わつて行なう一部事務組合若しくは港務局又は都道府県若しくは指定都市が設置団体である地方開発事業団が行なう開発行為

五 都市計画事業の施行として行なう開発行為

六 土地区画整理事業の施行として行なう開発行為

七 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）

第二条の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二條の^{（埋立）}認可を受けていないものにおいて行なう開発行為

八 非常災害のため必要な応急措置として行なう開発行為

九 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

（許可申請の手続）

第三十条 前条の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 開発区域（開発区域を工区に分けたとき

は、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模

二 開発区域内において予定される建築物（以下「予定建築物」という。）の用途

三 開発行為に関する設計（以下「設計」という。）

四 工事施行者（開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないでみずからその工事を施行する者をいう。以下同じ。）

五 その他建設省令で定める事項

2 前項の申請書には、第三十二条に規定する同意を得たことを証する書面、同条に規定する協議の経過を示す書面その他建設省令で定める図書を添附しなければならない。

（設計者の資格）

第三十一条 前条の場合において、設計に係る設計図書（開発行為に関する工事のうち建設省令で定めるところを^{（設計）}実施するため必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）は、建設省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。

（公共施設の管理者の同意等）

第三十二条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に係る公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

（開発許可の基準）

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が次の各号（主として、自己の居住の用に供す

る住宅又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築の用に供する目的で行なう開発行為にあつては、第一号、第三号、第六号、第八号及び第十一号に規定する基準に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反してないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一 当該申請に係る開発区域内の土地について、用途地域、流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区(以下「用途地域等」という。)が定められているときは、予定建築物の用途がこれに適合していること。

二 道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地(消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。)が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
ハ 予定建築物の用途

ニ 予定建築物の敷地の規模及び配置
三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規

定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 当該地域における降水量
ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況

四 水道その他の給水施設が、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

五 当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び予定建築物の用途の配分が定められていること。

六 開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、がけくずれ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

七 開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべ

り防止区域その他政令で定める開発行為を行なうのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

八 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。

九 申請者に当該開発行為を行なうために必要な資力及び信用があること。

十 工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十一 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。

3 公有水面埋立法第二十二条の竣功認可を受けたる埋立地であつて同法第二十七条の処分の制限の登記がされているものにおいて行なう開発行為については、当該埋立地に関する同法第二条の免許の条件において第一項各号に規定する事項に関する定めがあるときは、その定めをもつて開発許可の基準とし、同項各号に規定する基準は、当該条件に抵触しない限度において適用する。

第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定め

る要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号の一に該当すると認める場合でないければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

一 当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行なう開発行為

二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物の建築の用に供する目的で行なう開発行為

三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築することが困難なものの建築の用に供する目的で行なう開発行為

四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九条第二條の政令で定める建築物以外のもの又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物の建築の用に供する目的で行なう開発行為

五 都道府県が国又は中小企業振興事業団と一体となつて助成する中小企業の事業の共同化又は工場、店舗等の集団化に寄与する事業の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行なう開発行為

六 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調

整区域域内において建築することが必要なものの建築の用に供する目的で行なう開発行為

七 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、市街化区域域内において建築することが不適当なものとして政令で定めるものの建築の用に供する目的で行なう開発行為

八 前各号に規定する建築物のほか、市街化区域域内において建築することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行なう開発行為

九 市街化調整区域域内に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際、自己の居住又は業務の用に供する建築物を建築する目的で土地又は土地の利用に關する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に建設省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に關する権利の行使として行なう開発行為（政令で定める期間内に行なうものに限る。）

十 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する開発行為で、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの

イ 開発区域の面積（開発区域が市街化調整区域の内外にわたるときは、その全体の面積）が政令で定める面積を下らない開発行為で、市街化区域域内における市街化の状況等からみて当該申請に係る開発区域域内において行なうことが当該都市計画区域域内における計画的な市街化を図るうえに支障がないと認められるもの

ロ 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域域内において行なうことが困難又は著しく不適当と認められるもの

（許可又は不許可の通知）

第三十五条 都道府県知事は、開発許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。この場合において、不許可の処分をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

（工事完了の検査）

第三十六条 開発許可を受けた者は、当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該開発行為に關する工事（当該開発行為に關する工事のうち公共施設に關する部分については、当該公共施設に關する工事）を完了したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、建設省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

（建築制限）

第三十七条 開発許可を受けた開発区域域内の土地においては、前条第三項の公告があるまでの間は、建築物を建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 当該開発行為に關する工事用の仮設建築物を建築するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。

二 第三十三条第一項第十一号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築するとき。

（開発行為の廃止）

第三十八条 開発許可を受けた者は、開発行為に關する工事を廃止したときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（開発行為等により設置された公共施設の管理）

第三十九条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に關する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第三十二条の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第四十条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に關する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第三十六条第三項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に關する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者がみずから管理するものを除き、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき者（その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体）に帰属するものとする。

3 市街化区域域内における都市計画施設である幹線街路その他の主要な公共施設で政令で定めるものの用に供する土地が前項の規定により国又は地方公共団体に帰属することとなる場合においては、当該帰属に伴う費用の負担について第三十二条の協議において別段の定めをした場合を除き、従前の所有者（第三十六条第三項の公告の日において当該土地を所有していた者）は、国又は地方公共団体に對し、政令で定めるところにより、当該土地の取得に要すべき費用の額の全部又は一部を負担すべきことを求めることができる。

（建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定）

第四十一条 都道府県知事は、市街化調整区域域内における開発行為について開発許可をする場合に

おいて必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の敷地面積に対する建築物の割合、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び整備に関する制限を定めることができる。

2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。(開発許可を受けた土地における建築等の制限)

第四十二条 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第三十六条第三項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物を新築してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物としてはならない。ただし、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているとき、又は都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

2 国が行なう行為については、当該国の機関と都道府県知事との協議が成立することをもつて、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

第四十三条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第二十九条第二号又は第三号に規定する建築物以外の建築物を新築してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して第二十九条第二号又は第三号に規定する建築物以外の建築物としてしてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築又は用途の変更については、この限りでない。

一 国又は第二十九条第四号に規定する地方公共団体若しくは港務局が行なう建築物の新築、改築又は用途の変更

二 都市計画事業の施行として行なう建築物の新築、改築又は用途の変更

三 非常災害のため必要な応急措置として行なう建築物の新築、改築又は用途の変更

四 仮設建築物の新築

五 第二十九条第七号に掲げる開発行為その他政令で定める開発行為が行なわれた土地の区域内において行なう建築物の新築、改築又は用途の変更

六 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 前項の規定による許可の基準は、第三十三条及び第三十四条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。

(許可に基づく地位の承継)

第四十四条 開発許可又は前条第一項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

第四十五条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権限を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

(開発登録簿)

第四十六条 都道府県知事は、開発登録簿(以下「登録簿」という。)を調整し、保管しなければならない。

第四十七条 都道府県知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

一 開発許可の年月日

二 予定建築物(用途地域等の区域のものを除く。)の用途

三 公共施設の種別、位置及び区域

四 前三号に掲げるもののほか、開発許可の内容

五 第四十一条第一項の規定による制限の内容

六 前各号に定めるもののほか、建設省令で定める事項

2 都道府県知事は、第三十六条の規定による完了検査を行つた場合において、当該工事が当該開発許可の内容に適合すると認めたときは、登録簿にその旨を附記しなければならない。

3 都道府県知事は、第八十一条第一項の規定による処分により第一項各号に掲げる事項について変動を生じたときは、登録簿に必要な修正を加えなければならない。

4 都道府県知事は、登録簿をつねに公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があつたときは、その写しを交付しなければならない。

5 登録簿の調整、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(国及び地方公共団体の援助)

第四十八条 国及び地方公共団体は、市街化区域内における良好な市街地の開発を促進するため、市街化区域内において開発許可を受けた者に対する必要な技術上の助言又は資金上その他の援助を努めるものとする。

(開発許可手数料)

第四十九条 開発許可に関し地方自治法第二百一十七条第二項の規定により徴収することができる手数料の額は、一件につき十万円をこえることができない。

(不服申立て)

第五十条 第二十九条、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく処分若しくはこれに係る不作為(行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二条第二項に規定する不作為をいう。)又はこれらの規定に違反した者に対する第八十一条第一項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。

2 開発審査会は、前項の規定による審査請求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から二月以内に、裁決をしなければならない。

3 開発審査会は、前項の裁決を行なう場合においては、あらかじめ、審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求め、公開による口頭審理を行なわなければならない。

七七五

3 前項の規定による届出があつた後三十日以内に都道府県知事が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、都道府県知事と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

4 第二項の届出をした者は、前項の期間(その期間内に都道府県知事が届出に係る土地を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間)内は、当該土地を譲り渡してはならない。

5 前条第四項の規定は、第三項の規定により土地を買い取つた者について準用する。

第三節 風致地区内における建築等の規制

(建築等の規制)

第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることが出来る。

2 第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第四章 都市計画事業

第一節 都市計画事業の認可等

(施行者)

第五十九条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事の認可を受けて施行する。

2 都の特別区は、主として当該特別区の住民の用に供する都市施設に関する都市計画事業に限り、都知事の認可を受けて、これを施行することができる。

3 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適当な場合、前項の規定により都の特別区が施行することができない都市計画事業に係る

場合その他特別な事情がある場合においては、建設大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

4 国の機関は、建設大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

5 国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に關して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

6 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見をきかなければならない。

7 建設大臣又は都道府県知事は、第一項から第五項までの規定による認可又は承認をしようとする場合において、当該都市計画事業が、用排水施設その他農用地の保全若しくは利用上必要な公共の用に供する施設を廃止し、若しくは変更するものであるとき、又はこれらの施設の管理、新設若しくは改良に係る土地改良事業計画に影響を及ぼすおそれがあるものであるときは、当該都市計画事業について、当該施設を管理する者又は当該土地改良事業計画による事業を行なう者の意見をきかなければならない。ただし、政令で定める軽易なものについては、この限りでない。

(認可又は承認の申請)

第六十条 前条の認可又は承認を受けようとする者は、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣又は都道府

府県知事に提出しなければならない。

一 施行者の名称

二 都市計画事業の種類

三 事業計画

四 その他建設省令で定める事項

2 前項第三号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取用又は使用の別を明らかにした事業地(都市計画事業を施行する土地をいう。以下同じ。)

二 設計の概要

三 事業施行期間

3 第一項の申請書には、建設省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 事業地を表示する図面

二 設計の概要を表示する図書

三 資金計画書

四 事業の施行に關して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

五 その他建設省令で定める図書

4 第十四条第二項の規定は、第二項第一号及び前項第一号の事業地の表示について準用する。

(認可等の基準)

第六十一条 建設大臣又は都道府県知事は、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第五十九条の認可又は承認をすることができる。

一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。

二 事業の施行に關して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたこと又はこれらの処分がされることが確実であること。

(都市計画事業の認可等の告示)

第六十二条 建設大臣又は都道府県知事は、第五十九条の認可又は承認をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間及び事業地を告示し、かつ、建設大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては建設大臣及び関係市町村長に、第六十条第三項第一号及び第二号に掲げる図書の写しを送付しなければならない。

2 市町村長は、前項の告示に係る事業施行期間の終了の日又は第六十九条の規定により適用される土地改用法第三十条の二の規定により準用される同法第三十条第二項の告示の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の変更)

第六十三条 第六十条第一項第三号の事業計画を変更しようとする者は、国の機関にあつては建設大臣の承認を、都道府県にあつては建設大臣の認可を、その他の者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、設計の概要について建設省令で定める軽易な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第五十九条第七項及び前三条の規定は、前項の認可又は承認について準用する。

(認可に基づく地位の承継)

第六十四条 第五十九条第五項の認可に基づく地位は、相続その他の一般承継による場合のほか、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて承継することができる。

2 第五十九条第五項の認可に基づく地位が承継された場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により被承継人がした処分、手続その他の行為は、承継人がしたものとみなし、被承継人に対してした処分、手続その他の行為は、承継人に対してしたものとみなす。

第二節 都市計画事業の施行

(建築等の制限)

第六十五条 第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 第四十二条第二項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

(事業の施行について周知させるための措置)

第六十六条 前条第一項に規定する告示があつたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定める事項を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、事業地内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物(以下「土地建物等」という。)の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する都市計画事業の概要について、事業地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。

(土地建物等の先買)

第六十七条 前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。)及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十六条(同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買収する旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

す。

3 第一項の届出をした者は、前項の期間(その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買収しない旨の通知をしたときは、その時までの期間)内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

(土地の買取請求)

第六十八条 事業地内の土地で、次条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているものの所有者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、当該土地の時価で買収取べきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつていたり、及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項に規定する立木があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により買収取べき土地の時価額は、施行者と土地の所有者とが協議して定める。

3 第二十八条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(都市計画事業のための土地等の収用又は使用)

第六十九条 都市計画事業については、これを土地収用法第三条各号の一に規定する事業に該当するものとみなし、同法の規定を適用する。

第七十条 都市計画事業については、土地収用法第二十条(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定は行なわず、第五十九条の規定による認可又は承認をもつてこれに代えるものとし、第六十二条第一項の規定による告示をもつて同法第二十六

条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示とみなす。

2 事業計画を変更して新たに事業地に編入した土地については、前項中「第五十九条」とあるのは「第六十三条第一項」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項」とする。

第七十一条 都市計画事業については、土地収用法第二十九条及び第三十四条の六(同法第三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定は適用せず、同法第二十九条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により事業の認定が効力を失うべき理由に該当する理由があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その理由の生じた時に同法第二十六条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示があつたものとみなして、同法第八條第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第一項、第四十六条の二第一項、第七十一条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)及び第八十九条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

2 権利取得裁決があつた後、第六十二条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示に係る事業施行期間を経過するまでに明渡裁決の申立てがないときは、その期間を経過した時に、すでにされた裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消され

たものとみなす。

第七十二条 施行者は、第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定によつて収用又は使用の手続を保留しようとするときは、建設省令で定めるところにより、第五十九条又は第六十三条第一項の規定による認可又は承認を受けようとする際、その旨及び手続を保留する事業地の範囲を記載した申立書を提出しなければならぬ。この場合においては、第六十条第三項第一号(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる図面に手続を保留する事業地の範囲を表示しなければならぬ。

第十四条第二項の規定は、前項の規定による事業地の範囲の表示について準用する。

建設大臣又は都道府県知事は、第一項の申立てがあつたときは、第六十二条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示の際、あわせて、事業の認可又は承認後の収用又は使用の手続が保留される旨及び手続が保留される事業地の範囲を告示しなければならぬ。

第七十三条 前四条に定めるもののほか、都市計画事業に對する土地収用法の適用に關しては、次の各号に定めるところによる。

一 土地収用法第二十八条の三(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)及び第四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「都市計画法第六十五条第一項」とする。

二 土地収用法第三十四条及び第百条第二項後

段に定める期間の終期は、第六十二条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示に係る事業施行期間の経過の時とする。

三 土地収用法第三十四条の四第二項中「第二十八條の二第二項の図面」とあるのは、「都市計画法第六十二条第二項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の図面」とする。

四 土地収用法第九十二条第一項中「第二十九条若しくは第三十四条の六の規定によつて事業の認定が失効し」とあるのは、「第三十九条第一項の規定による収用又は使用の裁決の申請の期限を徒過し」とする。

生活再建のための措置
(受益者負担金)

第七十四条 都市計画事業の施行に必要と認められた土地等を提供した生活再建のための措置として、生活再建の事業に關する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

一 宅地、開闢して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に關すること。

二 住宅、店舗その他の建物の取得に關すること。

三 農地の耕作、指導又は利便に關すること。

施行者は、前項の規定による申出があつた場合においては、前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

(受益者負担金等の強制徴収)

第七十五条 四、都道府県又は市町村は、都市計画事業によ

つて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

二 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

三 前条の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

二 前項の場合においては、国等は、政令(都道府県又は市町村にあつては、条例)で定めるところにより、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

三 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

延滞金は、負担金に先だつものとする。

四 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。

第五章 都市計画中央審議会等
(都市計画中央審議会)

第七十六条 この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び建設大臣の諮問

に應じ都市計画に關する重要事項を調査審議させるため、建設省の附屬機關として、都市計画中央審議会を置く。

二 都市計画中央審議会は、都市計画に關する重要事項について、関係行政機關に建議することができる。

三 都市計画中央審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都市計画地方審議会)

第七十七条 この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に應じ都市計画に關する事項を調査審議させるため、都道府県に、都市計画地方審議会を置く。

二 都市計画地方審議会は、都市計画に關する事項について、関係行政機關に建議することができる。

三 都市計画地方審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

(開発審査会)

第七十八条 第五十条第一項に規定する審査請求に對する裁決その他この法律によりその権限に属せられた事項を行なわせるため、都道府県に、開発審査会を置く。

二 開発審査会は、委員七人をもつて組織する。

三 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に關しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、る者のうちから、都道府県知事が任命する。

四 次の各号の一に該当する者は、委員となるこ

とができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 都道府県知事は、委員が前項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

6 都道府県知事は、その任命に係る委員が次の各号の一に該当するときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

第六章 雑則

(許可等の条件)

第七十九条 この法律の規定による許可、認可又は承認には、都市計画上必要な条件を附することができ、この場合において、その条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(報告、勧告、援助等)

第八十条 建設大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 市町村又は施行者は、建設大臣又は都道府県知事に対し、都市計画の決定若しくは変更又は都市計画事業の施行の準備若しくは施行のため、それぞれ都市計画又は都市計画事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(監督処分)

第八十一条 建設大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認(都市計画の決定又は変更に係るものを除く。以下この条において同じ。)を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工

事の下請人を含む。)又は請負契約によらないでみずからその工事をしてゐる者若しくはした者

三 この法律の規定による許可、認可又は承認に附した条件に違反している者

四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。

3 第一項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、建設大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該措置を行なうべき旨及びその期限までに当該措置を行なわないときは、建設大臣若しくは都道府県知事はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行なう旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(立入検査)

第八十二条 建設大臣若しくは都道府県知事は、その命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国の補助)

第八十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、重要な都市計画又は都市計画事業に要する費用の一部を補助することができる。

(土地基金)

第八十四条 都道府県又は指定都市は、第五十六条及び第五十七条の規定による土地の買取りを行なうほか、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の土地、都市開発資金の交付に關する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条各号に掲げる土地その他政令で定める土地の買取りを行なうため、地方自治法第二百四十一条の基金として、土地基金を設けることができる。

2 国は、前項の規定による土地基金の財源を確保するため、都道府県又は指定都市に対し、必要な資金の融資又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(税制上の措置等)

第八十五条 国又は地方公共団体は、都市計画の適切な遂行を図るため、市街地区域内の土地について、その有効な利用の促進及びその税制上の措置に關し、税制上の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

(都道府県知事の権限の委任)

第八十六条 都道府県知事は、第三章第一節の規定によりその権限に属する事務については、地方自治法第五十三条第二項の規定にかかわらず

ず、人口十以上の市の長に限り、これを委任することがある。

2 都道府県知事は、前項の事務で臨港地区に係るものを、政令で定めるところにより、港務局長又は港務管理者である地方公共団体の長に委任することができる。

(大都市の特例)

第八十五條 建設大臣又は都道府県知事は、指定都市の区域を含む都市計画区域に係る都市計画を決定し、又は変更しようとするときは、当該指定都市の長と協議するものとする。

2 第二十六條、第二十七條、第三章及び第六十條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるところにより、当該指定都市が処理し、又は当該指定都市の長が行なう。この場合においては、この法律の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(政令への委任)

第八十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第八十七條 第五十九條第五項の規定により認可を受けて都市計画事業を施行する者(以下「特別施行者」という。)又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に関し、賄賂を受受し、又は要求し、若し

くは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員であつた者が、その在職中に請託を受けて当該都市計画事業に係る職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に関し、請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することとができないときは、その価額を追徴する。

第八十八條 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第九十條 第八十一條第一項の規定による建設大臣又は都道府県知事の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十條 次各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五條第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又

は妨げた者

二 第二十六條第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行つた者

三 第二十九條の規定に違反して、開発行為をした者

四 第三十七條、第四十一條第二項、第四十二條第一項又は第四十三條第一項の規定に違反して、建築物を建築した者

五 第四十二條第一項又は第四十三條第一項の規定に違反して、建築物の用途を変更した者

第九十一條 次各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第八十條第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第八十二條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三條の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第九十三條 次各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十七條第二項又は第五十八條第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建築物等を有償で譲り渡した者

二 第五十七條第二項又は第五十八條第一項の届出について、虚偽の届出をした者

三 第五十七條第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地建築物等を譲り渡した者

第九十四條 第三十八條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第九十五條 第五十八條第一項の規定に基づく条例には、罰金のみを科する規定を設けることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(都市計画法等の廃止)

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 都市計画法(大正八年法律第三十六号)

二 住宅地造成事業に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)

(開発行為の規制等の適用除外)

3 この法律中市街化区域、市街化調整区域及び第三章第一節の規定による開発行為等の規制に関する規定は、当分の間、大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域以外の都市計画区域については、適用しない。

(農地法の一部改正)

4 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の

一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号を次のように改める。

五 市街化区域(都市計画法(昭和四十二年法律第 号)第七條第一項の市街化区域と定められた区域で、同法第二十三條第一項の規定による協議がととのつたものをいう。○、省令で定めるところにより、内にある農地を○農地以外のものにする場合

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 前条第一項第五号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、省令で定めるところによりあらかじめ都道府県知事に届け出て、農地及び採草放牧地以外

のものにするためこれらの権利を取得する場合

第七条第一項第十号を次のように改める。

十 第五条第一項第三号の届出をして農地若しくは採草放牧地を取得した者又はその一般承継人が所有する当該届出に係る農地又は採草放牧地で、小作地又は小作採草放牧地であるもの

第七十三條第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

(経過措置等)

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

(別紙)

都市計画法案に対する附帯決議

政府は、都市計画法の施行に当たり、左の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 地価の抑制に資するため、すみやかに、地価公示制度の実施、宅地の大量かつ計画的な供給等の措置を講ずること。

二 市街化区域内において、市街地としての環境が整備されるに至らない地域に存する農地については、固定資産税等の課税にあたり、土地所有者の税負担が増加しないよう配慮する等農業経営の継続に支障を及ぼさないよう所要の措置を講ずること。

三 市街化区域内において行なう都市計画事業の推進を図るため、地方債について特別の配慮をすること。

四 都市計画の策定にあたっては、地方自治の建前を尊重し、住民の意思が反映されるよう配慮する等住民の自発的な協力を促す措置を講ずること。

右決議する。

都市計画法施行法案(内閣提出)に関する報告書

告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、都市計画法の施行期日及びその施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係

法律の規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都市計画法(以下「新法」という。)は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

2 新法の施行の際旧都市計画法により決定されている都市計画区域、都市計画及び都市計画事業は、それぞれ、新法の相当の都市計画及び都市計画事業とみなすものとする。

3 新法の施行の際旧住宅地造成事業に関する法律により指定されている住宅地造成事業規制区域内における住宅地造成事業の規制については、新法の市街化区域及び市街化調整区域が定められるまでの間は、なお従前の例によるものとする。

4 旧特別都市計画法による緑地地域の制度は廃止するものとする。ただし、新法の施行の際現に存する緑地地域内における建築物の建築等の規制については、新法の市街化区域及び市街化調整区域が定められるまでの間は、なお従前の例によるものとする。

5 その他新住宅市街地開発法等の関係諸法律について、新法の施行に伴う一部改正を行なうとともに、これらの一部改正に伴う必要な経過措置を定める等所要の改正を行なうものとする。

二 議案の修正議決理由

都市計画法の施行に伴い、本案は、必要なものと認めるが、都市計画法案の修正議決に伴い、本案の必要な条文の整理を行なうことが適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年四月十九日

建設委員長 加藤常太郎

衆議院議長 石井光次郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(都市計画事業の経過措置)

第三条 新法の施行の際現に執行中の旧法の規定による都市計画事業は、それぞれ新法の規定による相当の都市計画事業とみなす。

2 前項の都市計画事業に対する新法の適用に関しては、次の各号に定めるところによる。

一 当該都市計画事業を執行すべき最終年度の終了の時を新法の施行の際における事業施行期間の終了の時とみなし、かつ、その事業施行期間は、新法第六十二條第一項の規定により告示されているものとみなす。

二 新法第六十二條第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図書は、旧法第三條第二項の図書とする。

三 新法第六十五條から第七十三條までの規定は、旧法第十九條の規定が適用され、又は準用されていた都市計画事業に限り、適用する。

四 新法第五十三條第三項、第六十五條第一項及び第六十六條の規定の適用については、新法の施行の際に新法第六十二條第一項の規定による告示があつたものとみなす。この場合において、新法第五十三條第三項中「当該告示に係る土地」とあるのは、「当該都市計画事業を施行する土地」とする。

五 新法第七十條第一項の規定の適用については、旧法第三條第二項の規定による告示を新法第六十二條第一項の規定による告示とみなす。

六 新法第七十三條第一号中、「都市計画法第六十五條第一項」とあるのは、「第二十八條の三第一項若しくは都市計画法第六十五條第一項」とし、「許可を受けたとき」とあるのは「許可を受けたとき、又は旧都市計画法第二十二條第三号の政令で定める場合に該当したとき」とする。

3 第一項の都市計画事業で、旧法第六條第二項の規定により負担金を徴収すべきことが定められていたものについては、新法第七十四條第二項の政令又は条例が制定施行されるまでの間は、同項の規定にかかわらず、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法は、なお従前の例による。

(土地区画整理法の一部改正)
第三十五條 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三條の二」を「第三條の三」に改める。

第二條に次の一項を加える。

8 この法律において「施行区域」とは、都市計画法(昭和 年法律第 号)第十二條第二項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域をいう。

第三條第三項中「土地区画整理事業を施行すべきことが都市計画として決定された区域(以下本章において「計画決定区域」という。)」を「施行区域」に改め、同條第四項中「計画決定区域」を「施行区域」に改め、「都市計画事業として」を削る。

第三條の二第一項中「計画決定区域」を「施行区域」に改める。
第一章第三條の二の次に次の一條を加える。

(都市計画事業として施行する土地区画整理事業)

第三條の三 施行区域の土地についての土地区画整理事業は、都市計画事業として施行する。

2 都市計画法第六十條から第七十三條までの規定は、都市計画事業として施行する土地区画整理事業には適用しない。

3 施行区域内における建築物の建築の制限に關しては、都市計画法第五十三條第三項中「第六十五條第一項に規定する告示」とあるのは「土地区画整理法第七十六條第一項各号に掲げる告示」と、「当該告示」とあるのは「当該告示」とする。

は「土地区画整理法第七十六條第一項各号に掲げる告示」と、「当該告示」とあるのは「当該告示」とする。

第四條に次の一項を加える。

2 第三條第一項に規定する者が施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九條第五項に規定する認可とみなす。ただし、同法第七十九條、第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十七條第一項の規定の適用については、この限りでない。

第五條中「前條」の下に「第一項」を加える。

第六條第一項中「第四條」の下に「第一項」を加え、「設計」を「設計の概要、事業施行期間」に改め、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項中「に關して都市計画が決定され」を「又は土地区画整理事業に關する都市計画が定められ」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 事業計画においては、施行地区は施行区域の内外にわたらないように定め、事業施行期間は適切に定めなければならない。

第七條及び第八條中「第四條」の下に「第一項」を加える。

第九條の見出し中「基準及び公告」を「基準等」に改め、同條第三項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第二項中「第四條」の下に「第一項」を加え、「建設省令で定め

る事項を公告しなければならない」を「建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ)その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、建設大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない」に改め、同項を同條第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 市町村長は、第十三條第三項、第百三條第四項又は第百二十四條第四項の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第九條第一項中「第四條」の下に「第一項」を、「認めるとき」の下に「及び次項の規定に該当するとき」を加え、同項第三号中「として決定され」を「において定められ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、都市計画法第七條第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行なわれる同法第四條第八項に規定する開発行為が同法第三十四條各号の一に該当すると認めるときでなければ、第四條第一項に規定する認

可をしてはならない。

第十條第三項中「の公告」を削り、「前條第三項」の下に「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」と、同條第五項中を加える。

第十一條第三項中「第四條」の下に「第一項」を加える。

第十三條第三項中「第二項及び第三項」を「第三項(圖書の送付に係る部分を除く。）」及び第五項に、「同條第三項」を「同條第五項」に改める。

第十四條に次の一項を加える。

2 組合が施行区域の土地について施行する土地画整理事業については、前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九條第五項に規定する認可とみなす。第四條第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

第十五條中「前條」の下に「第一項」を加える。

第十六條から第十八條までの規定中「第十四條」の下に「第一項」を加える。

第二十條第一項中「第十四條」の下に「第一項」を、「認める場合」の下に「又は同條第二項の規定により認可をしてはならないことが明らかである」と認める場合を加え、同條第二項に次のただし書を加える。

ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

第二十條第三項及び第五項中「第十四條」の下に「第一項」を加える。

第二十一條の見出し中「基準及び公告並びに」を「基準等及び」に改め、同條第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第三項中「第十四條」の下に「第一項」を加え、同項を同條第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 市町村長は、第四十五條第四項又は第百三條第四項の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、第三項の圖書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第二十一條第二項中「第十四條」の下に「第一項」を加え、「建設省令で定める事項を公告しなければならない」と「建設省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）」その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地画整理事業については、建設大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する圖書を送付しなければならない」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項中「第十四條」の下に「第一項」を、「認めるとき」の下に「及び次項の規定に該当するときを加え、同項第三号中」として決定されを」において定められ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、都市計画法第七條第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地画整理事業として行なわれる同法第四條第八項に規定する開発行為が同法第三十四條各号の一に該当すると認めるときでなければ、第十四條第一項に規定する認可をしてはならない。

第三十二條第七項中「第十四條」の下に「第一項」を加える。

第三十九條第二項中「第一項」の下に「第二項及び第五項」を、「規定は前項に規定する認可の申請があつた場合」の下に「又は同項に規定する認可をした場合」を加え、「読み替える」を「第二十一條第五項中「第三項」とあるのは「第三十九條第四項」と読み替える」に改め、同條第四項中「建設省令で定める事項を公告しなければならない」を「建設省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）」その他建設省令で定める事項についての變更に係る事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地画整理事業については、建設大臣及び関係市町村長に變更に係る施行地区又は設計の概要を表示する圖書を送付しなければならない」に改める。

第五十條第二項中「第十四條」の下に「第一項」を加え、同條第六項中「第四項」を「第六項」に改める。

第五十二條中「市町村は、その事業計画について」を「その事業計画において定める設計の概要について、建設省令で定めるところにより、都道府県にあつては建設大臣の、市町村にあつては」に改め、同條に次の一項を加える。

2 都道府県又は市町村が第三條第三項の規定により施行する土地画整理事業について事業計画を定めた場合においては、都道府県にあつては前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九條第三項に規定する認可と、市町村にあつては前項に規定する認可をもつて同條第一項に規定する認可とみなす。第四條第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

第五十三條第一項中「前條」の下に「第一項」を加える。

第五十四條中「第五十二條」の下に「第一項」を加える。

第五十五條第一項中「第五十二條」の下に「第一項」を加え、同條第二項に次のただし書を加える。

ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

第五十五條第三項及び第四項中「都市計画審議会」を「都市計画地方審議会」に改め、同條第

七項を次のように改める。

7 第五十二条第一項に規定する認可を申請する場合においては、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)及び設計の概要を表示する図書を提出しなければならない。

第五十五条第十項中「第六項」を「第七項」に改め、「第五十二条」の下に「第一項」を加え、「第七項及び第八項」を「第八項の規定は、設計の概要の変更の認可をした場合について、第九項から第十一項まで」に改め、「同条」の下に「第一項」を加え、「又は変更の認可をした場合の公告」を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第十三項とする。

この場合において、第七項及び第八項中「第五十二条第一項」とあるのは「第五十五条第十二項」と、第七項中「を表示する」とあるのは「についての変更を表示する」と、第九項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、第十一項中「事業計画をもつて」とあるのは「事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

第五十五条第九項を削り、同条第八項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 都道府県又は市町村は、第五十二条第一項の事業計画において定めた設計の概要の変更

をしようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)においては、その変更について、都道府県にあつては建設大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

第五十五条第七項の次に次の三項を加える。
8 建設大臣又は都道府県知事は、第五十二条第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設大臣にあつては関係市町村長に、都道府県知事にあつては建設大臣及び関係市町村長に前項の図書の写しを送付しなければならない。

9 都道府県又は市町村が事業計画を定めた場合においては、都道府県知事又は市町村長は、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区その他建設省令で定める事項を公告しなければならない。

10 市町村長は、前項の公告の日から第三百三条第四項の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、第八項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十五条第三項中「、第百九条」を「又は第百九条」に改め、「及び第百二十条第一項の規定により費用を負担させる金額を定めようとする場合」を削る。

第六十六条中「市町村長は、その施行規程及

び事業計画について」を「その事業計画において定める設計の概要について、建設省令で定めるところにより、都道府県知事にあつては建設大臣の、市町村長にあつては」に改め、同条に次の一項を加える。

2 建設大臣、都道府県知事又は市町村長が第三條第四項の規定により施行する土地区画整理事業について事業計画を定めた場合においては、建設大臣にあつては事業計画の決定をもつて、都道府県知事又は市町村長にあつては前項に規定する認可をもつて、都市計画法第五十九条第四項に規定する承認とみなす。
第四條第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

第六十七條第一項中「前条」の下に「第一項」を加える。
第六十八條中「第六十六條」の下に「第一項」を加える。

第六十九條第一項中「第六十六條」の下に「第一項」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

第六十九條第三項及び第四項中「都市計画審議会」を「都市計画地方審議会」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第六十六條第一項に規定する認可を申請する場合においては、施行地区(施行地区を工

区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。)及び設計の概要を表示する図書を提出しなければならない。

第六十九條第十一項後段を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六項」を「第七項」に改め、「第六十六條」の下に「第一項」を加え、「第七項及び第八項」を「第八項の規定は、設計の概要の変更の認可をした場合について、第九項から第十一項まで」に改め、「同条」の下に「第一項」を加え、「又は変更の認可をした場合の公告」を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第十三項とする。

この場合において、第七項及び第八項中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十九條第十二項」と、第七項中「を表示する」とあるのは「についての変更を表示する」と、第九項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、第十一項中「事業計画をもつて」とあるのは「事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

第六十九條第九項を削り、同条第八項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 都道府県知事又は市町村長は、第六十六條第一項の事業計画において定めた設計の概要の変更をしようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)におい

ては、その変更について、都道府県知事にあつては建設大臣の、市町村長にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

16 第九項から第十一項までの規定は、建設大臣が事業計画を定め、又は変更した場合について準用する。この場合において、第九項中「を公告し」とあるのは「又はそれらの事項についての変更に係る事項を公告し」と、第十項中「第八項」とあるのは「第十五項」と、第十項中「事業計画をもつて」とあるのは「事業計画又はその変更をもつて」と読み替へるものとする。

8 建設大臣又は都道府県知事は、第六十六条第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設大臣にあつては関係市町村長に、都道府県知事にあつては建設大臣及び関係市町村長に前項の図書の写しを送付しなければならない。

第七十六條第一項第三号を削り、同項第四号中「都道府県」を「市町村、都道府県、市町村長」に改め、同号を同項第三号とする。

9 都道府県知事又は市町村長は、その施行する土地区画整理事業について事業計画を定め、又は変更した場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区その他建設省令で定める事項を公告しなければならない。

第七十八條第二項中「の規定により移転若しくは除却を命ぜられてゐるものである場合、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第十一條若しくは第十一條ノ二に基く命令の規定により原状回復を命ぜられてゐるものである場合」を、「都市計画法第八十一條第一項若しくは第三項に、「第九條の規定により移転若しくは」を「第九條の規定により移転又は」に改める。

10 市町村長は、前項の公告の日から第三十三條第四項の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、第八項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第八十五條第六項中「第十四條」の下に「第一項」を加える。

15 建設大臣は、その施行する土地区画整理事業について事業計画を定め、又は事業計画の変更をした場合(政令で定める軽微な変更をした場合を除く。)においては、遅滞なく、施行地区及び設計の概要を表示する図書又は変更に係る施行地区若しくは設計の概要を表示する図書を関係都道府県知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

第九十三條第二項中「建築基準法第六十條第一項の防火地域内、且つ、同法第五十九條第一項」を「都市計画法第八條第一項第五号の防火地域内、かつ、同項第四号」に改める。

第六十九條に次の二項を加える。

第九十六條第四項中「設計」を「設計の概要」に改める。

める。

第百十九條の二第二項中「として決定され」を「において定められ」に改める。

第百二十條を次のように改める。

第百二十條 削除

第百二十一條の二第二項第二号中「として決定され」を「において定められ」に改める。

第百二十二條を次のように改める。

第百二十二條 削除

第百二十七條第一号中「第十四條」の下に「第一項」を加え、同条第三号中「都道府県」の下に「又は市町村」を、「第五十二條」の下に「第一項」を加え、同条第四号中「第五十二條」の下に「第一項」を加え、「第九項」を「第十二項」に改め、同条第五号中「第十項」を「第十三項」に改め、同条第六号中「又は都道府県知事」を、「都道府県知事又は市町村長」に改め、「第六十六條」の下に「第一項」を加え、同条第七号中「第六十六條」の下に「第一項」を加え、「第九項」を「第十二項」に改め、同条第八号中「第十項」を「第十三項」に改め、同条第九号中「第十一項」を「第十四項」に、「第十項」を「第十三項」に改める。

第百二十八條第四項中「第九條第二項」を「第九條第三項」に、「第二十一條第二項」を「第二十一條第三項」に、「第七項」を「第九項」に、「第十項」を「第十三項」に、「第十一項」を「第十六項」に改める。

第百三十六條中「当該土地区画整理事業が、」

の下に「都市計画法第七條第一項の市街化区域と定められた区域外の」を加える。

第百三十七條第一項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者(法人である個人施行者にあつては、その役員又は職員)又は組合の役員、総代若しくは職員(以下「個人施行者等」と総称する。)」に改め、同条第二項及び第三項中「組合の役員又は総代」を「個人施行者等」に改める。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第四十五條 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七條」を「第十七條」に改め、「第二節 測量、調査及び土地の取得等(第八條、第十七條の二)」を削り、「第二節の二」を「第二節」に、「事業計画」を「施行計画」に、「第二十七條」を「第二十六條の二」に、「第三十五條の二」を「第三十五條」に改める。

第二條第六項中「この法律で」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)及びこの法律で」に改める。

第三條第一項を次のように改める。

都市計画法第五條第三項又は第四項後段の規定にかかわらず、都市開発区域による都市計画区域の指定に関しては、関係市町村の意見はきくことを要しない。

第三條第二項中「建設大臣」の下に「都県知

事又は市町村を加え、「決定する」を「定める」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第四条の見出しを「工業団地造成事業に関する都市計画」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

都市計画法第十二条第二項の規定により工業団地造成事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

第四号第一項第四号中「建築基準法第五十条第三項」を「都市計画法第八条第一項第二号」に改め、同条第二項中「前項の規定による決定をし」を「工業団地造成事業に関する都市計画を定め、又は認可し」に改める。

第五条中「前条第一項の」を「工業団地造成事業に関する」に、「決定し」を「定め」に改め、同条第一号中「関して」を「関する」に、「決定され」を「定められ」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二条第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに宅地（工業団地造成事業により造成される敷地のうち公共施設の用に供する土地を除く。）の利用計画を定めるものとする。

第七条を次のように改める。

（施行者）

第七条 工業団地造成事業は、地方公共団体又

は日本住宅公団が施行する。

「第二節 測量、調査及び土地の取得等」を削り、第八条から第十七条までを次のように改める。

第八条から第十七条まで 削除

第十七条の二を削る。

「第二節の二 事業計画及び処分管理計画」を「第二節 施行計画及び処分管理計画」に改める。

第十八条の見出しを「施行計画」に改め、同条第一項中「施行者」の下に「（工業団地造成事業を施行する者をいう。以下同じ。）」を加え、同条中「事業計画」を「施行計画」に改め、同条第二項中「建設大臣」を「都県又は日本住宅公団にあつては建設大臣に、その他の者にあつては都県知事」に改める。

第十九条及び第二十條の二第四項中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第二十五条第一項第三号中「土地収用法」の下に「（昭和二十六年法律第二百十九号）」を加える。

第二章第四節中第二十七條の前に次の四條を加える。

（測量のための標識の設置）

第二十六條の二 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で

定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（関係簿書の閲覧等）

第二十六條の三 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（建築物等の収用の請求）

第二十六條の四 工業団地造成事業につき都市計画法第六十九條の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

2 土地収用法第八十七條の規定は、前項の規定による収用の請求について準用する。

（生活再建のための措置）

第二十六條の五 施行者は、工業団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したために生活

の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十八條第一項中「建設大臣は」の下に「施行者である都県又は日本住宅公団に対し、都県知事はその他の施行者に対し、それぞれ」を加え、「施行者が」を「それらの者が」に、「事業計画」を「施行計画」に、「につき都市計画法第三條の規定により決定されたを」を「である」に改め、「その施行者に対し」を削る。

第三十五條の二を削る。

第三十七條中第一号から第三号までを削り、

第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とする。

第三十八條中「第十二條第二項又は第二十六條第四項」を「第二十六條第四項又は第二十六條の二第二項」に、「第十二條第一項又は第二十六條第三項」を「第二十六條第三項又は第二十六條の二第一項」に改める。

第三十九條を次のように改める。

第三十九條 第二十五條第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

（新住宅市街地開発法の一部改正）

第五十六條 新住宅市街地開発法（昭和三十八年

法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「測量、調査及び事業用地の取得等」を「削除」に、「事業計画」を「施行計画」に、「第三十五条」を「第三十四条の二」に改める。

第二条第一項中「この法律で」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)及びこの法律で」に改め、同条第四項中「施行地区」を「事業地」に改める。

第三条の見出しを「(新住宅市街地開発事業に関する都市計画)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

都市計画法第十二条第二項の規定により新住宅市街地開発事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

第三条第一号ロ中「決定され」を「定められ」に改め、同条第四号中「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項」を「都市計画法第八十一条第一号」に、「同法第五十条第一項」を「同項第二号」に改める。

第四条中「前条の」を「新住宅市街地開発事業に関する」に、「決定し」を「定め」に改め、同条第一号中「関して」を「関する」に、「決定され」を「定められ」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

新住宅市街地開発事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二条第二項に定め

る事項のほか、住区、公共施設の配置及び規模並びに宅地の利用計画を定めるものとする。

第六条を次のように改める。

(施行者)

第六条 新住宅市街地開発事業は、地方公共団体、日本住宅公団及び地方住宅供給公社のほか、この法律に特に定める者に限り、施行することができる。

第二章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第七条から第二十条まで 削除

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 施行計画及び処分計画

第二十一条の見出し及び第一項中「事業計画」を「施行計画」に改め、同条第二項中「事業計画」を「施行計画」に、「施行地区」を「事業地」に改め、同条第四項中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第二十二條第一項中「建設大臣」を「都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣の、その他の者にあつては都道府県知事」に改め、同条第二項中「事業計画」を「施行計画」に、「建設大臣」を「都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣に、その他の者にあつては都道府県知事」に改める。

第二十五条中「決定され」を「定められ」に改める。

第二十六条(見出しを含む)中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第二十七条中「施行地区」を「事業地」に、「事業計画」を「施行計画」に改める。

第二十八条第四項中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第三十二条第一項第四号中「土地収用法」の下に「(昭和二十六年法律第二百十九号)」を加える。

第三章中第三十五条の前に次の四^三条を加える。

(測量のための標識の設置)

第三十四条の二 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられる標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第三十四条の三 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の

長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築物等の収用の請求)

第三十四条の四 新住宅市街地開発事業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

2 土地収用法第八十七条の規定は、前項の規定による収用の請求について準用する。

(生活再建のための措置)

第三十四条の五 施行者は、新住宅市街地開発事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に對し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第三十五条第二項並びに第三十六条第一項及び第二項中「施行地区」を「事業地」に改める。

第四十一条第一項中「建設大臣は」の下に「施行者である都道府県又は日本住宅公団に対し、都道府県知事はその他の施行者に対し、それぞ

れ」を加え、「施行者が」を「それらの者が」に、

「事業計画」を「施行計画」に、「につき都市計画法第三条の規定により決定された」を「である」に改め、「、その施行者に対し」を削る。

第四十四条の見出し中「農地等」を「鉄道等の輸送施設」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第三条の規定による決定をし」を「新住宅市街地開発事業に関する都市計画を定め、又は認可し」に改め、同項を同条とする。

第四十五条第一項中「第六条第二項の規定にかかわらず、新住宅市街地開発事業を施行すべきことについて都市計画として決定された区域」を「新住宅市街地開発事業の施行区域に改め、政令で定めるところにより、建設大臣の許可を受けて」を削り、同条第二項中「第二章第一節」を削り、「第三十三条」の下に「第三十四条の二から第三十四条の五まで」を加え、「事業計画」を「施行計画」に改め、「部分の規定」の下に「並びに都市計画法第四章第二節の規定を加える」。

第四十六条中「事業計画」を「施行計画」に、「建設大臣」を「都道府県知事」に改める。

第四十八条第二項中「建設大臣」を「都道府県知事」に、「事業計画」を「施行計画」に改め、同条第三項中「建設大臣」を「都道府県知事」に、「第四十五条第一項の許可」を「都市計画法第五十九条第五項の認可」に改める。

第四十九条中「施行地区」を「事業地」に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十条 削除

第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

第五十二条及び第五十三条 削除

第五十五条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とする。

第五十六条中「第十一条第二項又は第三十四条第四項」を「第三十四条第四項又は第三十四条の二第二項」に、「第十一条第一項又は第三十四条第三項」を「第三十四条第三項又は第三十四条の二第二項」に改める。

第五十七条第一号及び第三号中「建設大臣」を「都道府県知事」に改める。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 第三十二条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則第二項中「施行地区」を「事業地」に改める。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第五十八条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「測量、調査及び土地の取得等」を「削

除」に、「事業計画」を「施行計画」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に改める。

第二条第四項中「この法律で」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)及びこの法律で」に改める。

第五条を次のように改める。

(近郊整備区域等による都市計画区域)

第五条 都市計画法第五条第三項又は第四項後段の規定にかかわらず、近郊整備区域又は都市開発区域による都市計画区域の指定に関しは、関係市町村の意見はきくことを要しない。

第六条の見出しを「工業団地造成事業に関する都市計画」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

都市計画法第十二条第二項の規定により工業団地造成事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

第六条第一項第三号中「決定され」を「定められ」に改め、同項第五号中「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十条第三項」を「都市計画法第八条第一項第二号」に改め、同条第二項中「前項の規定による決定をし」を「工業団地造成事業に関する都市計画を定め、又は認可し」に改める。

第七条中「前条第一項の」を「工業団地造成事業に関する」に、「決定し」を「定め」に改め、同

条第一号中「関して」を「関する」に、「決定され」を「定められ」に改め、同条を同条第二項とし、同条を第一項として次の一項を加える。

工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二条第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに宅地(工業団地造成事業により造成される敷地のうち公共施設の用に供する土地を除く。)の利用計画を定めるものとする。

第九条を次のように改める。

(施行者)

第九条 工業団地造成事業は、地方公共団体又は日本住宅公団が施行する。

第二章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第十条から第二十三条まで 削除

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節 施行計画及び処分管理計画

第二十四条の見出しを「施行計画」に改め、

同条第一項中「施行者」の下に「(工業団地造成事業を施行する者をいう。以下同じ。)」を加え、

同条中「事業計画」を「施行計画」に改め、同条第二項中「建設大臣」を「府県又は日本住宅公団に

あつては建設大臣に、その他の者にあつては府県知事」に改める。

第二十六条及び第二十八条第四項中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第三十四条第一項第三号中「土地収用法」の

下に「昭和二十六年法律第二百十九号」を加える。

第二章第五節第三十六条の前に次の四^三条を加える。

(測量のための標識の設置)

第三十五条の二 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第三十五条の三 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に對し、又はその他の官公署の長に對し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築物等の取用の請求)

第三十五条の四 工業団地造成事業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地取用法の規定により土地又は権利が取用される場合において、権原により当該土地又は

当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の取用を請求することができる。

2 土地取用法第八十七条の規定は、前項の規定による取用の請求について準用する。

(生活再建のための措置)

第三十五条の五 施行者は、工業団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他その受ける価値と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第三十八条第一項中「建設大臣は」の下に「施行者である府県又は日本住宅公団に對し、府県知事はその他の施行者に對し、それぞれ」を加え、「施行者が」を「それらの者が」に、「事業計画」を「施行計画」に、「につき都市計画法第三条の規定により決定された」を「である」に改め、「その施行者に對し」を削る。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条 削除

第四十九条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とする。

第五十条中「第十四条第二項又は第三十五条第四項」を「第三十五条第四項又は第三十五条の

第二項」に、「第十四条第一項又は第三十五条第三項」を「第三十五条第三項又は第三十五条の第二項」に改める。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条 第三十四条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第六十三条 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「測量、調査及び事業用地の取得等」を「削除」に、「事業計画」を「施行計画」に、「第四十条」を「第三十九条の二」に改める。

第二条第二項中「この法律で」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)及びこの法律で」に改め、同条第四項中「施行地区」を「事業地」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

前条第一項の大都市の区域のうち、幹線道路、鉄道等の交通施設の整備の状況に照らし、流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域については、当該大都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、都市計画に流通業務地区を定めることができる。

第四条第二項中「の指定」を「に関する都市計

画」に、「しなければ」を「定めなければ」に改め、同条第三項中「建設大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「を指定し」を「に関する都市計画を定め」に、「決定し」を「定め」に改める。

第五条第一項ただし書中「都道府県知事」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長。以下次条において同じ。)」を加え、同条第二項中「の指定の」を「に関する都市計画が定められた」に改め、同条第三項中「及び」を「の規定並びに都市計画法第八条第一項第二号の地域地区に関する都市計画に係る同法の規定及び建築基準法」に改める。

第七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

都市計画法第十一条第二項の規定により流通業務団地に関する都市計画において定めるべき区域は、流通業務地区内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域でなければならない。

第七条第二項中「前項の」を「流通業務団地に関する」に、「同項」を「前項」に、「決定する」を「定める」に改め、同条第三項中「第一項の」を「流通業務団地に関する」に改める。

第八条中「前条第一項の」を「流通業務団地に関する」に、「決定し」を「定め」に改め、同条第一号中「決定され」を「定められ」に改める。

第十条を次のように改める。

(施行者)

第十条 流通業務団地造成事業は、地方公共団体又は日本住宅公団が施行する。

第四章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第十一条から第二十四条まで 削除

第四章第三節の節名を次のように改める。

第三節 施行計画及び処分計画

第二十五条の見出し及び同条第一項中「事業計画」を「施行計画」に改め、同条第二項中「事業計画」を「施行計画」に、「施行地区」を「事業地」に改め、同条第四項中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第二十六条第一項中「建設大臣」を「都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣の、その他の者にあつては都道府県知事」に改め、同条第二項中「事業計画」を「施行計画」に、「建設大臣」を「都道府県又は日本住宅公団にあつては建設大臣に、その他の者にあつては都道府県知事」に改める。

第二十八条中「決定され」を「定められ」に改める。

第二十九条(見出しを含む。)中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第三十条中「施行地区」を「事業地」に、「事業計画」を「施行計画」に改める。

第三十一条第四項中「事業計画」を「施行計画」に改める。

第三十八条第一項第四号中「土地収用法」の下に「(昭和二十六年法律第二百十九号)」を加える。

第五章第四十条の前に次の四号を加える。

(測量のための標識の設置)

第三十九条の二 流通業務団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第三十九条の三 流通業務団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行のために必要がある場合においては、流通業務団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築物等の収用の請求)

第三十九条の四 流通業務団地造成事業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地

又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

2 土地収用法第八十七条の規定は、前項の規定による収用の請求について準用する。

(生活再建のための措置)

第三十九条の五 施行者は、流通業務団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失ふこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第四十四条第一項中「建設大臣は」の下に「施行者である都道府県又は日本住宅公団に対し、都道府県知事はその他の施行者に対し、それぞれを加え、「施行者が」を「それらの者が」に、「事業計画」を「施行計画」に、「につき都市計画法第三十三条の規定により決定された」を「である」に改め、「、その施行者に対し」を削る。

第四十六条第一項中「第四十四条第一項の規定により」、「を指定しようとするとき」、「及び「第七條第一項の規定により」を削り、「を都市計画として決定し」を「に関する都市計画を定め、又は認可し」に改め、同条第二項中「建設大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第四十九条中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を第四号とする。

第五十一条中「第十五条第二項又は第三十九条第四項」を「第三十九条第四項又は第三十九条の二第二項」に、「第十五条第一項又は第三十九条第三項」を「第三十九条第三項又は第三十九条の二第一項」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 第三十八条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

(都市再開発法の一部改正)

第六十九条 都市再開発法(昭和 年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「この法律」を「都市計画法(昭和 年法律第 号)及びこの法律」に改める。

第三条の見出しを「(市街地再開発事業に関する都市計画)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

都市計画法第十二条第二項の規定により市街地再開発事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

第三条第一号中「第七項」を「第六項」に改める。

第四十条中「前条の」を「市街地再開発事業に関する」に、「決定し」を「定め」に改め、同条第一号中「関して」を「関する」に、「決定され」を「定められ」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

市街地再開発事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二条第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに建築物及び建築敷地の整備に関する計画を定めるものとする。

第五条に次の二項を加える。

2 都市計画法第六十条から第七十三条までの規定は、市街地再開発事業には適用しない。

3 市街地再開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に關しては、都市計画法第五十三条第三項中「第六十五条第一項に規定する告示」とあるのは「都市再開発法第六十条第二項各号に掲げる告示」と、「当該告示」とあるのは「当該告示」とする。

第六十条第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第十一條第一項中「を施行すべきことが都市計画として決定された区域」を「の施行区域」に改め、同条第二項中「きく」とともに、建設省令で定めるところにより、建設大臣に届け出なければならぬ」を「きかなければならぬ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 組合が施行する市街地再開発事業については、第一項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第五項の規定による認可とみなす。ただし、同法第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十七條第一項の規定の適用については、この限りでない。

第十二条第一項中「設計」を「設計の概要、事業施行期間」に改める。

第十六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

第十七条第三号中「第三条の都市計画に適合していない」を「当該市街地再開発事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でない」に改める。

第十九条の見出しを「認可の公告等」に改め、同条第一項中「建設省令で定める事項を公告しなければならない」を「建設省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、建設大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 市町村長は、前条の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しななければならない。

第五十一条を次のように改める。

（施行規程及び事業計画の決定等）

第五十一条 地方公共団体は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画において定めた設計の概要については、建設省令で定めるところにより、都道府県にあつては建設大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 地方公共団体が施行する市街地再開発事業について事業計画が定められたときは、前項の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第一項又は第三項の規定による認可とみなす。第十一條第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第五十二条を削り、第五十三条を第五十二条とする。

第五十四条第三項を次のように改め、同条を第五十三条とする。

3 第五十一条第一項の規定による認可を申請する場合においては、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）及び設計の概要を表示する図書を提出しなければならない。

第五十五条を第五十四条とし、同条の次に次の一項を加える。

（施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付及び縦覧）

第五十五条 建設大臣又は都道府県知事は、第五十一条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、建設大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては建設大臣及び関係市町村長に第五十三条第三項の図書の写しを送付しなければならない。

2 市町村長は、前条第一項の公告の日から第一百条の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しななければならない。

第五十六条中「前二条」を「第五十一条第一項後段及び前三条」に、「第五十四条」を「第五十三条」に改める。

第五十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「ほか、第十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「建設大臣」と読み替へるものとす」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第五十三条」を「第五十二条」に改め、「までの規定の下に」及び第十九条第一項を加え、「と読み替へる」と、同項中「建設大臣」とあるのは「関係都道府県知事」と読み替へる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公団が施行する市街地再開発事業については、前項前段の規定による認可をもつて都市計画法第五十九条第五項の規定による認可とみなす。

計画法第五十九条第五項の規定による認可とみなす。第十一條第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第百十一条の表中「第五十三条」を「第五十二条」に改める。

第百二十八条第二号中「第五十四条」を「第五十三条」に、「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十一条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による認可第百三十条中「組合を設立しようとする者又は組合は都道府県知事及び市町村長に対し、市町村は建設大臣及び都道府県知事に対し、都道府県又は公団は建設大臣」を「組合を設立しようとする者は都道府県知事及び市町村長に対し、組合は市町村長」に改める。

第百三十八条中「事務（都道府県が施行する市街地再開発事業に係る事務を除く。）は」を「事務（都道府県が施行する市街地再開発事業及び第十一條に係る事務を除く。）で政令で定めるものは、」に、「においては、指定都市」を「においては、政令で定めるところにより、指定都市」に改める。

第百四十条第一項から第三項までの規定中「又は総代」を「総代又は職員」に改める。

（旧市街地改造法の一部改正）

第七十二条 旧市街地改造法の一部を次のように改正する。

目次中「測量、調査及び土地の収用等（第七條、第十七條）」を「削除（第七條、第二十條）」に改め、「事業計画及び」を削り、「第十八條」を「第二十一条」に、「第五十三条」を「第五十二条の二」に改める。

第二条第一号中「この法律」を「都市計画法（昭和 年法律第 号）及びこの法律」に改め、同条第四号中「施行地区」を「事業地」に改め

昭和四十三年四月十九日 衆議院會議録第二十六号(一) 議案に關する報告書

第一節 削除

第三條の見出しを「市街地改造事業に關する都市計画」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

都市計画法第十二條第二項の規定により市街地改造事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該當する土地の区域でなければならない。

第三條第一号中「決定され」を「定められ」に改め、同条第二号中「建築基準法昭和二十五年法律第二十一号」第四十八條第一項を「都市計画法第八條第一項第一号」に改め、同条第三号中「建築基準法第五十九條第一項」を「都市計画法第八條第一項第四号」に改め、同条第六十條第一項を「同項第五号」に改め、同条第四号中「建築基準法」の下に「昭和二十五年法律第二十一号」を加える。

第四條中「前條の」を「市街地改造事業に關する」に、「決定し」を「定め」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

市街地改造事業に關する都市計画において、都市計画法第十二條第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに建築物及び建築敷地の整備に關する計画を定めるものとする。

第六條を次のように改める。

(施行者)

第六條 市街地改造事業は、次に掲げる者が施行する。ただし、第二号に掲げる者にあつては、建築施設整備事業に限る。

一 公共施設の管理者である又は管理者となるべき建設大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は都道府県若しくは市町村

二 公共施設の管理者である又は管理者となるべき都道府県知事又は市町村長が統轄する都道府県又は市町村

第二章第一節の節名を次のように改める。

第二章第二節の節名を削り、第七條から第二十條までを次のように改める。

第七條から第二十條まで 削除

第二十一條の前に次の節名を加える。

第二節 管理処分計画

第二十一條第一項中「事業計画を定め、又はその認可を受けた旨の公告を」を「都市計画法第六十二條第一項の告示」に、「施行地区」を「事業地」に、「その公告」を「その告示」に改め、同条第四項中「施行地区」を「事業地」に改め、同条を變更し、又はその變更の認可を受けた旨の公告を「都市計画法第六十三條第二項において準用する同法第六十二條第一項の告示」に改める。

第二十二條第一項中「施行地区」を「事業地」に改め、「建設大臣以外の施行者は」を削り、「建設大臣の」を「都道府県知事又は都道府県にあつては建設大臣の、市町村長又は市町村にあつては都道府県知事の」に改める。

第二十五條第二項中「施行地区」を「事業地」に改める。

第二十七條第二項中「都市計画事業の決定の告示」を「都市計画法第六十二條第一項(新たな事業地の編入に係る事業計画の變更について同法第六十三條第二項において準用する場合を含む)の規定による告示」に、「第二十一條」を「第七十二條第一項」に改める。

第三十四條及び第三十五條第一項中「施行地区」を「事業地」に改める。

第五十一條中「第六條から第七條まで及び第九條」を「第七十四條及び第八十三條」に改める。

第三章中第五十三條の前に次の五條を加える。

(測量のための標識の設置)

第五十二條の二 市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者は、市街地改造事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため

必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第五十二條の三 市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者は、市街地改造事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、事業地となるべき区域若しくは事業地を管轄する登記所に對し、又はその他の官公署の長に對し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築物の取用の請求)

第五十二條の四 市街地改造事業につき都市計画法第六十九條の規定により適用される土地取用法(昭和二十六年法律第二十九號)の規定により土地又は権利が取用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物を所有する者は、その建築物の取用を請求することができる。

2 土地取用法第八十七條の規定は、前項の規定による取用の請求について準用する。

(物件の移転命令等)

第五十二條の五 施行者(施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長)は、市街地改造事業の施行のため必要がある場合においては、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の建築物、工作物その他の物件の所有者が当該物件の存する土地に關し施行者に對抗することができない権利を有しないものに對して、相當の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に關し所有者に對抗することができる権利を有しないものに對して、相當の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡す

べきことを命ずることができる。

(一時収容施設等の設置のための土地等の使用)

第五十二條の六 施行者は、土地取用法で定めるところに従い、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他市街地改造事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な市街地改造事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用することができ

第五十四條及び第五十五條中「施行地区」を「事業地」に改める。

第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第六十一條中「施行者の」を「施行者である都道府県知事又は都道府県に對し、都道府県知事は施行者である市町村長又は市町村に對し、それぞれそれらの者の」に改め、「その施行者に對し」を削る。

第六十四條中「第六條第三項の規定による」を「第六條第二号に掲げる」に、「第二十一條第一項及び第四項中「事業計画」とあるのは「建築施設整備事業に關する事業計画」を「第二十一條第一項中「都市計画法」とあるのは「建築施設整備事業に關する都市計画法」に改める。

第六十八條を次のように改める。

第六十八條 削除

第六十九條第一号中「第十一條」を「第五十二條の二」に改め、同条第二号中「第十五條」を「第五十二條の五」に改める。

第七十條中「前二條」を「前條」に改める。

七九二

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
しんしん良貨紙は三十円
(送料別)

東京都港区赤坂表町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)